

平成 22 年度 統計法施行状況報告

平成 23 年 7 月 8 日

総 務 省

政 策 統 括 官

(統 計 基 準 担 当)

はじめに

「統計法施行状況報告」は、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 55 条第 2 項に基づき、毎年度、法の施行の状況に関する各府省等の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものであり、インターネット等を通じて公表されるとともに、統計委員会に報告がなされるものである。

本報告書は、本来、平成 22 年度の施行状況に係るものであるが、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生に伴い、平成 23 年度にずれ込んで実施された事項、東日本大震災への対応として行われた事項など、平成 23 年度の施行状況に係るものについても、必要と考えられる範囲で記述している。

本報告書は、「本編」、「別編」、「資料編」の 3 編構成となっている。

「本編」は、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定。以下「基本計画」という。）の推進状況、公的統計の作成状況、調査票情報の利用及び提供状況など、法の条文ごとの施行状況を個々に概括することができる内容となっている。

「別編」は、基本計画に掲載された個々の施策の進捗状況について各府省の報告を取りまとめた内容となっている。

「資料編」は、「本編」に加えて、法の施行状況を概観するうえで参考となる資料を掲載した資料集となっている。

目 次

(本編)	7
I 平成 22 年度における主な動き	7
1 基本計画の推進	7
2 公的統計の作成	7
(1) 統計の指定、承認及び統廃合	7
(2) 統計基準の設定	7
3 調査票情報の利用及び提供	8
(1) 委託による統計の作成等の実施（オーダーメイド集計）	8
(2) 匿名データの作成、提供	8
4 東日本大震災に係る統計データの提供	8
II 基本計画の推進	9
1 全体の推進実績	9
(1) 推進体制	9
(2) 推進実績	9
2 主な推進実績	10
III 公的統計の作成	13
1 基幹統計	13
(1) 基幹統計の指定、変更等の状況	13
(2) 法定の基幹統計の状況	14
(3) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況	14
(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知状況	15
(5) 基幹統計調査の実施状況	16
(6) 基幹統計の公表の状況	17
2 一般統計調査	17
(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認の状況	17
(2) 一般統計調査の実施状況	18
(3) 一般統計調査の結果の公表の状況	19
3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査	19
(1) 政令で定める地方公共団体の統計調査の実施又は変更の届出等の状況	19
(2) 政令で定める地方公共団体の統計調査の実施状況	20
4 届出独立行政法人等が行う統計調査	20
(1) 届出独立行政法人等の統計調査の届出の状況	20
(2) 届出独立行政法人等の統計調査の実施状況	21

5	事業所母集団データベース	21
(1)	事業所母集団データベースの整備及び情報の提供状況	21
(2)	重複是正、調査履歴登録の実施状況	22
6	統計基準の設定	22
7	協力の要請（統計法に基づく協力要請）	23
(1)	国の行政機関に対する行政記録情報の提供要請の状況	23
(2)	国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況	23
(3)	地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請の状況	24
(4)	総務大臣が行う協力の要請の状況	24
8	東日本大震災に係る統計データの提供等	25
(1)	統計データの提供	25
(2)	震災に対処するための柔軟な対応	26
IV	調査票情報の利用及び提供	27
1	調査票情報の二次利用	27
2	調査票情報の提供	27
3	委託による統計の作成等の実施	29
4	匿名データの作成、提供	30
5	調査票情報等の適正管理のための措置	31
V	統計委員会	31
VI	罰則	33
VII	その他	33
1	統計情報の提供（e-Stat の取組等）	33
2	国際的な動向への対応	34
(別編)		37
	【基本計画 事項別推進状況】	
	「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」関係	37
	「第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」関係	67
	「第4 基本計画の推進・評価等」関係	101
	別紙「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」	105

(資料編)

[統計法関連]

資料 1	統計法成立から施行までの準備行為等	116
資料 2	統計法の概要	117

[基本計画関連]

資料 3	「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要	119
資料 4	「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制	122
資料 5	統計の見直し・効率化	123
資料 6	統計関連業務の民間委託の状況	124

[公的統計の作成関連]

資料 7	基幹統計調査の承認一覧	127
資料 8	統計委員会における諮問・答申実績	128
資料 9	基幹統計調査の年度別承認件数	129
資料 10	一般統計調査の承認一覧	130
資料 11	一般統計調査の年度別承認件数	134
資料 12	都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	135
資料 13	指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	135
資料 14	平成 23 年東北地方太平洋沖地震への対応について (平成 23 年 3 月 15 日付け総政企第 82 号の 1 及び 2)	136
資料 15	平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応に係る統計調査の審査 手続について(平成 23 年 3 月 23 日付け事務連絡)	145
資料 16	東日本大震災への対応についての統計委員会委員長談話 (平成 23 年 4 月 8 日)	148
資料 17	東日本大震災を踏まえた統計調査結果等の情報提供に当たっての 留意事項について(平成 23 年 4 月 15 日)	149
資料 18	東日本大震災の被災に係る地図情報の提供	151
資料 19	各府省等(統計関係)における東日本大震災の対応状況	157
資料 20	法第 33 条に基づく調査票情報の利用	164
資料 21	オーダーメイド集計のサービス提供状況	169
資料 22	匿名データのサービス提供状況	170

[統計委員会関連]

資料 23	統計委員会委員名簿(平成 21 年 10 月から)	171
資料 24	統計委員会臨時委員名簿	171
資料 25	統計委員会専門委員名簿	172
資料 26	統計委員会開催状況(第 33 回～第 43 回)	173
資料 27	統計委員会が軽微な事項と認めるもの	174

[その他]

資料 28	政府統計の総合窓口（e-Stat）について……………	175
資料 29	国連アジア太平洋統計研修所 1970 年からの研修事業参加者数 ……	176
資料 30	「世界統計の日」に際して各国で行われた取組……………	178
資料 31	政府統計共同利用システムについて……………	179
資料 32	事業所母集団データベースについて……………	180

【本 編】

(本編)

I 平成 22 年度における主な動き

1 基本計画の推進

政府では、いわゆる「工程表」に当たる基本計画の別表に掲げられた措置・方策 196 事項の推進を図るため、公的統計基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）による政府一体的な取組状況の情報共有・調整や、各府省合同又は単独で有識者の知見及び地方公共団体の意見等を活用した具体的な検討を進める等の取組を行っている。

その結果、平成 22 年度末において、担当府省が取組に着手した事項は、21 年度末に比して 16 事項増加し、189 事項（全 196 事項の 96%）となっている。なお、残る 7 事項は、実施期限の到来までに余裕があることや、着手の前提となる条件整備が行われていないことにより、未着手となっているものである。



2 公的統計の作成

(1) 統計の指定、承認及び統廃合

平成 22 年度において、重要な加工統計として新たに基幹統計に指定されたものは、産業連関表、鉱工業指数及び生命表である。また、一般統計調査として承認申請が行われ、このうち新たに実施された一般統計調査は 14 件であり、新規の統計は、基幹統計と併せて 17 件となっている。

一方、一般統計調査において、調査の実施の中止、調査の統廃合、旧法により承認された調査の整理により、22 件の調査の削減が行われた。

この結果、平成 22 年度末現在において承認等が有効な基幹統計及び一般統計調査の数は、322 件（うち、平成 21 年度末現在に存在していたものから継続されたものは 305 件）となった。

平成 22 年度 322 統計 (基幹統計・一般統計調査)		
22 統計：削減 (平成 22 年度に 廃止等したもの)	305 統計：存続 (平成 21 年度から存続しているもの)	17 統計：新規 (平成 22 年度に 新設されたもの)

(2) 統計基準の設定

統計基準は、公的統計の作成に当たって、統計の作成の客観性、統計相互の比較可能性を確保するために設定するものである。平成 22 年度には、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」が新たに 5 つ目の統計基準として設定された。

3 調査票情報の利用及び提供

(1) 委託による統計の作成等の実施（オーダーメイド集計）

調査票情報の新たな利用形態として、統計作成者である行政機関の長等は、一般からの個別の委託を受けて統計の作成等(以下「オーダーメイド集計」という。)を行うために調査票情報を利用することができる。平成22年度においては、これまでの6調査に加え、新たに14調査においてオーダーメイド集計が行われることとなった。

また、オーダーメイド集計の申出が行われた件数は12件であり、平成21年度の4件と比べ利用が拡大している。

	平成22年度	平成21年度
対象となる調査数	20調査（87年次分※）	6調査（18年次分※）
オーダーメイド集計実績	12件	4件

注) ※月次調査などについては、1年間分の調査結果を1年次としてカウントしている。

(2) 匿名データの作成、提供

秘密の保護に関する措置を維持した上で、研究者に対してより自由度の高いデータを提供する方法として、匿名データの作成・提供を行うことができる。平成22年度も、平成21年度と同様4調査について提供している。

また、匿名データの提供の申出が行われた件数は38件であり、平成21年の20件と比べ利用が拡大している。

	平成22年度	平成21年度
対象となる調査数	4調査（13年次分※）	4調査（13年次分※）
匿名データの提供実績	38件	20件

注) ※月次調査などについては、1年間分の調査結果を1年次としてカウントしている。

4 東日本大震災に係る統計データの提供

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対応し、各府省は、震災対応に係る情報を共有しつつ、被害状況の把握や早期の復興に資する統計データを提供した。また、調査の実施に当たっては、被災地の実情に配慮したきめ細かな対応を行うとともに、調査結果の公表に際しては、震災に対応したことによる調査結果への影響等に係る情報の提供を行った。

II 基本計画の推進

1 全体の推進実績

(1) 推進体制

基本計画の別表においては、「具体的な措置、方策等」欄に掲げられた計196事項ごとに、それぞれの実施時期や担当府省が定められている。

政府では、この基本計画の推進に必要な連絡、調整及び検討を行うため、基本計画にも盛り込まれている推進会議を設置し、各府省における取組状況について情報共有を行い、政府一体となった取組を進めている。

さらに、政府では、この基本計画に掲げられた事項の具体的推進を図るため、『『公的統計の整備に関する基本的な計画』の推進について』（平成21年4月23日 各府省統計主管部局長等会議申合せ）により、総務省政策統括官（統計基準担当）を事務局に各府省で構成する検討会議やワーキンググループを設置するほか、既存の会議も活用して具体的な対応方策の検討・情報共有等を実施している。また、各府省においても、府省内又は関係府省による研究会・検討会等を設置し、有識者の知見も活用しつつ、取組を進めている。

(2) 推進実績

基本計画の別表に掲げられた196事項の推進実績をみると、各府省は、平成22年度末までに189事項（全196事項の96%）について、基本計画が求めている措置を講ずるための取組に着手している（詳細は、別編「基本計画 事項別推進状況」参照）。これは、前回の平成21年度報告時から、新たに16事項の増加となっている。

なお、残る7事項は、表1-1のとおり、実施期限が到来していないことや、着手の前提となる条件整備が行われていないことにより、未着手となっているものである。

表1-1 平成22年度末現在において未着手となっている事項

未着手となっている事項	基本計画の実施時期	未着手の理由
○ 埋蔵鉱量統計の一般統計調査化	22年度以降に到来する調査の実施時期までに措置	23年度に基幹統計の廃止手続を予定
○ 食料品生産実態調査等の生産動態統計(仮称)への再編可能性の検討	25年度までに結論	生産動態統計の検討状況を踏まえ着手
○ 学校教育から就職活動に至るまでのライフコース全般を捉える統計の検討	25年中に結論	今後検討を予定
○ 在留外国人の台帳制度等の検討状況を踏まえた登録外国人統計及び出入国管理統計の充実を検討	25年までの出来るだけ早い時期を目途に結論	同上
○ 犯罪被害者実態(暗数)調査における標本数の拡充等による精度向上を検討	24年調査の企画時までに結論	24年調査企画時までに結論を得る予定
○ 各府省の自己評価結果を統計調査の承認審査に活用し、各府省の負担を軽減	22年度から実施	着手の前提となる各府省の取組が遅延
○ 各府省HPにおける調査結果の提供に際して、児童・生徒向けの教材掲載を検討	23年度までに結論	23年度から具体的検討を開始する予定

また、着手済みの189事項の取組状況については、毎年度継続的な取組が必要とされる事項や、検討・実施に一定の期間が必要な事項もあることから、全体の取組実績を数値化することは困難である。

このため、着手済みの189事項のうち「実施時期」欄に「平成21年度（22年度）に実施（検討）する」等と記述され、平成21年度又は22年度を実施期限とすることが明確な38事項について、その取組状況をみると、表1-2のとおり、前回の平成21年度施行状況報告時点（下段括弧内）に比して、着実に取組が進められている状況が認められる。

ただし、実施期限を超えて検討を進めている事項もあり、今後とも、進捗状況の継続的なフォローアップが必要となっている。

表1-2 平成21年度・22年度を実施期限とする事項の取組状況

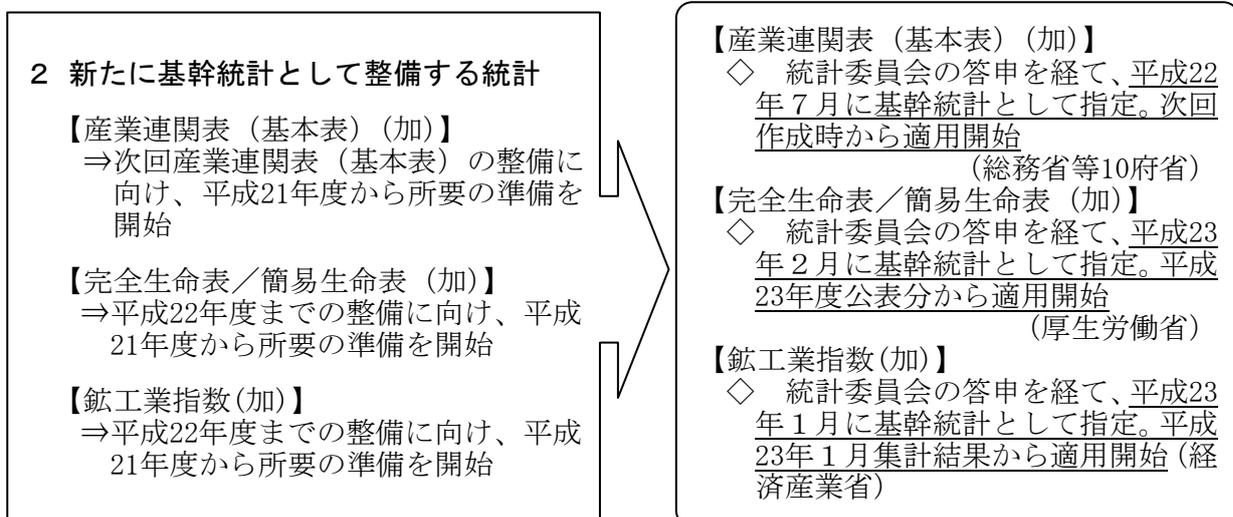
	目的をほぼ達成しているとみられる事項	目的の一部を達成しているとみられる事項	検討中の事項	未着手となっている事項	計
平成21年度を実施期限とする事項	14事項 (9事項)	8事項 (7事項)	1事項 (7事項)	0事項 (0事項)	23事項 (23事項)
平成22年度を実施期限とする事項	7事項 (0事項)	6事項 (4事項)	2事項 (9事項)	0事項 (2事項)	15事項 (15事項)
計	21事項 (9事項)	14事項 (11事項)	3事項 (16事項)	0事項 (2事項)	38事項 (38事項)

注) 下段（ ）内は、前回の平成21年度施行状況報告時点の取組状況を示す。

2 主な推進実績

前記1-(2)の各府省が取組に着手している189事項について、①統計の体系的整備、②経済社会の環境変化への対応、③統計リソースの確保・有効活用及び④統計データの有効活用の推進という基本的な4つの視点に沿って、基本計画別表の主要項目ごとに、その主な推進実績をみると、次のとおりとなっている。

「第2-1 統計体系の根幹となる基幹統計の整備」関係



「第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上」関係

(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化

エ 四半期推計に関する諸課題

- 季節調整法の手法と年次推計の四半期分割方法について、様々な手法の長所及び短所を検討する。
【内閣府・平成22年度末まで1年から2年程度かけて望ましい手法について結論を得る。】

- ◇ 平成21年度からの検討結果を踏まえ、国内家計最終消費支出や民間在庫品増加の一部等について、季節調整における各種ダミーを設定。また、四半期分割方法について、家計最終消費支出及び民間企業設備の系列に比例デントン法を導入

【内閣府】

(7) 統計基準の設定

- 季節調整法の客観性を担保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「季節調整法の適用に当たっての基準」を新たな統計基準として設定し、公示する。
【総務省・平成22年度に実施する。】

- ◇ 基準案を経済指標専門会議で検討。この検討結果を踏まえ、基準案に関する統計委員会への諮問・答申を経て、平成23年3月に統計基準として設定し、公示

【総務省】

「第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備」関係

(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備

- 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。
【厚生労働省・平成23年中に結論を得る。】

- ◇ 各調査票のクロス分析を充実させるため、統計委員会による審議結果も踏まえ、平成22年調査から所得票と世帯票・健康票を用いた以下の集計表を作成・提供

- ・ 世帯数、医療費の家計支出額に占める割合（所得金額階級別）
- ・ 高齢者世帯数、医療費の家計支出に占める割合（所得金額階級別）
- ・ 世帯人員数（6歳以上）、健康意識（生活意識別）

等（計6表）

【厚生労働省】

(6) 観光に関する統計の整備

- 旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査について充実を図る。
- 地方公共団体が採用可能な共通基準を策定するとともに、各都道府県が、共通基準に則って、都道府県間の比較が可能な観光統計を整備することができるよう、必要な調整を行う。
- 内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能となるように、観光サテライト勘定の整備について検討を進めるとともに、観光サテライト勘定の本格的な作成及び公表を行う。
【観光庁・平成22年度までに実施する。】

- ◇ 旅行・観光消費動向調査については、調査対象数及び調査項目を拡充。また、宿泊旅行統計調査については、全宿泊施設を対象とした調査に拡充

- 観光入込客統計に関する共通基準を策定し（平成21年12月）、平成22年度においては、同基準に基づく統計を45都道府県が作成

- 平成21年暦年分の旅行・観光サテライト勘定を作成し、公表（平成23年4月）

【観光庁】

「第3-2 統計リソースの確保及び有効活用」関係

(1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用

イ 各府省の取組

- 新たな統計整備及び提供のニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者の負担軽減に加え、統計リソースの確保及び有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行う。
【各府省・平成21年度から実施する。】

- ◇ 平成22年国勢調査の実施に際し、調査項目の削減・変更を行うとともに、一部地域でインターネットを用いた回答方式を導入 【総務省】
- ◇ 平成22年学校教員統計調査において、オンライン調査を導入 【文部科学省】
- ◇ 経済産業省生産動態統計調査において、ニーズを踏まえ、調査品目を整理し、122品目を削減 【経済産業省】等（詳細は、資料編資料5、6参照。）

(1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用

オ 緊急ニーズへの対応

- 緊急ニーズが生じたときは、原則として、行政記録情報等及び既存統計調査結果を活用する。
その際、既存統計の特別集計に加え、継続的に実施されている統計調査に対する調査事項の付加や、付帯統計調査として実施することも検討する。調査が複数府省の所管になる場合には、必要に応じ総務省が調整を図る。
【関係府省・平成21年度から実施する。】

- ◇ 平成22年国勢調査及び平成21年経済センサス基礎調査を活用し、被災県に関する特別集計等や公表の早期化を実施。また、浸水による被害の把握に資する統計地図を作成し、提供・公表 【総務省】
- ◇ 東日本大震災において津波被害を受けた農地面積を、既存統計調査から特別集計して推定し、公表 【農林水産省】等（詳細は、資料編資料19参照。）

(2) 実査体制（都道府県の統計専任職員等）の機能維持、国と地方公共団体の連携

- 地方公共団体を經由する必要がある調査（原則として、調査員調査が必要な調査）の範囲を精査し、必要な見直しを実施する。
【各府省・平成21年度から実施する。】

- ◇ 平成22年国勢調査において、①全面封入による調査票提出、②郵送提出、③インターネット回答を導入し、調査員事務の見直し・再構築を実施。また、コールセンターを設置し、照会対応事務を一元化 【総務省】
- ◇ 工業統計調査において、従業員200人以上の事業所を国直轄の郵送調査に変更 【経済産業省】等

「第3-4 統計データの有効活用の推進」関係

(2) 統計データ・アーカイブの整備

イ 調査票情報等の保管方法

- 各府省・統計センター・学会等の協力を得て設置する検討会議において、統計データ・アーカイブの入力データに活用する調査票情報等を各府省が適切に保管できるようにするため、各府省の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等の保管方法を内容とする調査票情報等の保管に関するガイドラインを策定する。
【総務省・平成22年度までに実施する。】

- ◇ 平成21年度に、「統計データの有効活用に関するワーキンググループ」を設置し、同ワーキンググループにおける検討結果を踏まえ、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」を策定（平成23年3月）
【総務省】

Ⅲ 公的統計の作成

1 基幹統計

(1) 基幹統計の指定、変更等の状況

法第2条第4項では、国の行政機関が作成する統計のうち、

- ・ 国勢統計（国勢調査により作成される統計）
- ・ 国民経済計算
- ・ 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計又は国際条約等において作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、平成22年度末現在において、基幹統計の総数は、56統計となっている（表2）。

法第7条では、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除しようとするときは、統計委員会の意見を聴かなければならないとされている。

平成22年度中に、基幹統計の指定をしたものは、産業連関表、鉱工業指数及び生命表であり、指定を解除したものはない。

表2 基幹統計一覧（平成22年度末現在）

内閣府<1統計>	農林水産省<7統計>
国民経済計算	農林業構造統計
総務省<12統計>	牛乳乳製品統計
国勢統計	作物統計
住宅・土地統計	海面漁業生産統計
労働力調査	漁業センサス
小売物価統計	木材統計
家計調査	農業経営統計
個人企業経済調査	経済産業省<11統計>
科学技術研究調査	工業統計調査
地方公務員給与実態調査	経済産業省生産動態統計
就業構造基本調査	商業統計
全国消費実態統計	埋蔵鉱量統計
全国物価統計	ガス事業生産動態統計
社会生活基本統計	石油製品需給動態統計
財務省<2統計>	商業動態統計調査
法人企業統計	特定サービス産業実態統計
民間給与実態統計	経済産業省特定業種石油等消費統計
	経済産業省企業活動基本統計
	※ 鉱工業指数
文部科学省<4統計>	国土交通省<9統計>
学校基本調査	港湾統計
学校保健統計	造船機統計
学校教員統計	建築着工統計
社会教育調査	鉄道車両等生産動態統計調査
厚生労働省<8統計>	建設工事統計
人口動態調査	船員労働統計
毎月勤労統計調査	自動車輸送統計
薬事工業生産動態統計調査	内航船舶輸送統計
医療施設統計	法人土地基本統計
患者調査	内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省
賃金構造基本統計	※ 産業連関表
国民生活基礎統計	総務省及び経済産業省
※ 生命表	経済構造統計
<合計 56統計（平成21年度末 53統計）>	

※を付したものは、平成22年度中に新たに指定した基幹統計

また、平成 22 年度中に指定の変更を行った基幹統計は、経済構造統計（作成者の変更）となっている（表 3）。

表 3 指定・変更・解除を行った基幹統計（平成 22 年度中）

基幹統計	指定・変更・解除の別	内容
経済構造統計	変更	作成者を「総務大臣」から「総務大臣及び経済産業大臣」に変更

（2）法定の基幹統計の状況

① 国勢統計

法第 5 条第 2 項では、総務大臣は、国勢調査を 10 年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならないとしている。ただし、当該国勢調査を行った年から 5 年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を実施し、国勢統計を作成することとされている。

平成 22 年度は、10 月 1 日を基準日として国勢調査が行われ、その集計結果が、平成 23 年 2 月 25 日に公表された。

② 国民経済計算

法第 6 条第 1 項では、内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならないとされている。

また、同条第 2 項では、作成基準を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないとされ、同条第 3 項では、作成基準を定めたとき又は変更したときは、これを公示しなければならないとされている。

国民経済計算の作成基準については、国際連合における基準の改定（08 SNA）等国际動向への対応、基本計画に盛り込まれている国民経済計算に関する課題への対応など所要の変更について、平成 21 年 4 月に統計委員会に諮問を行い、平成 22 年度末現在、統計委員会において調査審議中である（平成 23 年 5 月 20 日答申）。

（3）基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第 2 条第 5 項では、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査を統計調査とし、同条第 6 項では、基幹統計を作成する統計調査を基幹統計調査としている。

また、法第 9 条又は第 11 条では、国の行政機関は、基幹統計調査を実施

する場合又は基幹統計調査を変更し、若しくは中止する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないとされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微なものと認めるもの（資料編 資料 27 参照）を除き、同委員会の意見を聴かななければならないとされている。

平成 22 年度末現在の基幹統計のうち、国民経済計算、産業連関表、生命表及び鉱工業指数を除く 52 の基幹統計を作成するための基幹統計調査について、平成 22 年度中に、基幹統計調査の実施又は変更若しくは中止の承認申請が行われた件数は 16 件、承認に当たり統計委員会へ諮問を行ったものは 6 件、総務大臣が承認を行ったものは 14 件となっている（表 4）。

表 4 基幹統計調査に係る申請件数等（平成 22 年度中）

府省名	総務大臣への		総務大臣の承認件数
	申請件数	うち統計委員会への諮問件数	
内閣府	0	－	0
総務省	3*	3	3*
財務省	1	0	1
文部科学省	4	0	4
厚生労働省	4(2)	2(2)	2
農林水産省	0	－	0
経済産業省	5*	1	5*
国土交通省	0	－	0
合計	16(2)	6(2)	14
(参考) 平成 21 年度中の実績	16	7	16

注 1) 平成 22 年度中に承認を行った 4 件は、全て変更の承認申請に係るものである。

注 2) 総務大臣への申請件数及びうち統計委員会への諮問件数の（ ）の数値は、平成 22 年度に承認申請が行われ、諮問が行われたが、平成 22 年度中に承認されていないもの（医療施設調査に係る申請・諮問及び患者調査に係る申請・諮問）の件数であり、申請件数及び諮問件数の内数。

注 3) 「*」は複数の府省が共同で行う調査（平成 22 年度は経済センサス - 活動調査。）。共管府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の申請及び承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

基幹統計には、基幹統計調査により統計を作成するもののほか、統計調査以外の方法により作成する統計が含まれ、国民経済計算、産業連関表、生命表及び鉱工業指数がこれに該当する。

法第 26 条第 1 項では、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又は作成方法を変更する場合には、その作成方法について、あらかじめ総務大臣に通知をしなければならないとされ、同条第 2 項では、総務大臣は、当該基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、意見を述べることができるとされている。

平成 22 年度中に、総務大臣に対して行われた統計調査以外の方法による基幹統計の作成方法の通知は、以下の 2 件となっている。

- ・ 生命表
- ・ 鉱工業指数

なお、これらの通知に対する総務大臣の意見表明は、行われていない。

(5) 基幹統計調査の実施状況

平成 22 年度中に実施された基幹統計調査は、38 件となっている。

このうち、1 年以下の周期で行われる経常調査は 36 件、2 年以上の周期で行われる周期調査は 2 件となっている。

また、基幹統計調査については、必要な場合は、法第 14 条で統計調査員を置くことができるとされ、法第 15 条で立入検査等ができることとされている。また、法第 16 条で基幹統計調査に関する事務の一部は、地方公共団体（教育委員会を含む。）が行うこととすることができることとされている。

平成 22 年度中に実施された 38 件の基幹統計調査のうち、統計調査員により調査を実施しているものは 18 件、立入検査等を措置しているものは 13 件、基幹統計調査に関する事務の一部を地方公共団体が行うこととしているものは 20 件となっている（表 5）。

表 5 基幹統計調査の実施件数等 (平成 22 年度中)

府省名	基幹統計調査の実施件数					
	うち 周期 調査	うち 経常 調査	うち 法第 14 条 に統計調査 員を置く 調査	うち 法第 15 条 に立入等 し調査	うち 法第 16 条 に地方公共 団体の行 う調査	うち 法第 16 条 に地方公共 団体の行 う調査
総務省	6	1	5	5	1	5
財務省	2	0	2	0	1	0
文部科学省	3	1	2	0	1	3
厚生労働省	6	0	6	4	3	5
農林水産省	5	0	5	3	5	0
経済産業省	8	0	8	4	0	4
国土交通省	8	0	8	2	2	3
合計	38	2	36	18	13	20
(参考) 平成 21 年度中の実績	40	4	36	19	13	21

注) 周期調査とは 2 年以上の周期間隔（2 年に 1 回 など）で実施される統計調査であり、経常調査とは 1 年以下の周期間隔（毎月、毎四半期、毎年 など）で実施される統計調査である。

(6) 基幹統計の公表の状況

法第8条第1項では、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされている。

平成22年度中に、国の行政機関が公表を行った基幹統計は、42件となっている(表6)。

表6 基幹統計の公表状況 (平成22年度中)

府省名	公表を行った 基幹統計の件数	公表までの平均期間			
		周期調査		経常調査	
		件数	平均期間(日)	件数	平均期間(日)
内閣府	1	—	—	—	—
総務省	8	3	180	5	43
財務省	2	0	—	2	95
文部科学省	2	0	—	2	71
厚生労働省	6	0	—	6	88
農林水産省	6	1	190	5	62
経済産業省	9	0	—	8	108
国土交通省	8	0	—	8	41
合計/全体平均	42	4	182※	36	72※
(参考)平成21年度中の実績 合計/全体平均	42	5	265※	36	77※

注1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注2) 1つの基幹統計で月次調査・年次調査がある場合など、複数の公表までの期間の種類がある場合、最も短い公表までの期間で平均期間の計算を行っている。

注3) 内閣府が公表を行った国民経済計算、経済産業省が公表を行った鉱工業指数は、統計調査以外の方法により統計を作成する基幹統計であり、これについては平均期間を記載していない。

2 一般統計調査

(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認の状況

法第2条第7項では、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査とし、法第19条又は第21条第1項では、国の行政機関が一般統計調査を実施する場合又は承認を受けた一般統計調査を変更(総務省令で定める軽微な変更を除く。)する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないとされている。

また、法第21条第3項では、一般統計調査を中止する場合、総務大臣にその旨を通知しなければならないとされている。

平成22年度中に、総務大臣が承認を行った一般統計調査は、105件である(表7)。

表7 一般統計調査に係る承認件数 (平成22年度中)

府省名	承認した一般統計調査の件数		
		うち新規の申請	うち変更等の申請
内閣府	5	0	5
総務省	6	1	5
財務省	3	2	1
文部科学省	5	0	5
厚生労働省	31	3	28
農林水産省	15(1)	5	14(1)
経済産業省	13(2)	0	13(2)
国土交通省	20(1)	2	18(1)
環境省	5	1	4
人事院	4	0	4
合計	105(2)	14	91(2)
(参考) 平成21年度中の実績	136(4)	15	122

注1) () 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、承認した一般統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注2) 「変更等の申請」とは、調査内容の変更を行うもののほか、旧統計報告調整法の承認期限が切れたため、変更はないが調査継続のため承認手続きを行ったものである。

注3) 平成22年度中に複数回承認されている場合には1件と計上している。

(2) 一般統計調査の実施状況

平成22年度中に、国の行政機関が実施した一般統計調査は、186件となっている(表8)。

表8 一般統計調査の実施状況 (平成22年度中)

府省名	一般統計調査の 実施件数		
		うち周期調査	うち経常調査
内閣府	8(1)	0	8(1)
総務省	6(1)	1	5(1)
財務省	3(1)	0	3(1)
文部科学省	14(1)	1	13(1)
厚生労働省	48(1)	12	36(1)
農林水産省	37(1)	8	29(1)
経済産業省	34(3)	3(1)	31(2)
国土交通省	31(1)	10(1)	21
環境省	6	0	6
人事院	4	1	3
合計	186(5)	35(1)	151(4)
(参考) 平成21年度中の実績	196(5)	44(2)	152(3)

注) () 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、実施件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の調査実施数を単純合計しても、合計には一致しない。

平成 22 年度末現在で、廃止等が行われた一般統計調査は 22 件となっており、承認が有効となっている一般統計調査は、266 件（うち、平成 22 年度に新規調査として行われたものが 14 件）となっている。

(3) 一般統計調査の結果の公表の状況

法第 23 条第 1 項では、一般統計調査の結果を作成したときは、特別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされている。

平成 22 年度中に、同項に基づき国の行政機関が公表を行った一般統計調査は、157 件となっている（表 9）。

表 9 一般統計調査の公表状況 (平成 22 年度中)

府省名	公表を行った 一般統計調査 の件数	公表までの平均期間			
		周期調査		経常調査	
		件数	平均期間(日)	件数	平均期間(日)
内閣府	8(1)	0	—	8(1)	63
総務省	8(1)	3	334	5(1)	51
財務省	3(1)	0	—	3(1)	217
文部科学省	12(1)	1	387	11(1)	186
厚生労働省	42(1)	9	456	33(1)	216
農林水産省	30(1)	4	184	26(1)	74
経済産業省	30(2)	2	175	28(2)	61
国土交通省	22	5	263	17	103
環境省	3	0	—	3	50
人事院	3	1	187	2	184
合計／全体平均	157(4)	25	323※	132(4)	125※
(参考) 平成 21 年度中の実績 合計／全体平均	166(5)	19(2)	212※	147(3)	127※

注 1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注 2) 1 つの一般統計調査で月次調査・年次調査がある場合など、複数の公表期間の種類がある場合、最も短い公表期間で平均期間の計算を行っている。

注 3) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注 4) 合計／全体平均欄の※は該当する全調査に関する平均期間である。

3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査

(1) 政令で定める地方公共団体の統計調査の実施又は変更の届出等の状況

法第 24 条第 1 項では、政令で定める地方公共団体（平成 22 年 3 月 31 日現在で、47 都道府県及び 18 指定都市）が統計調査を行おうとする場合又は変更しようとする場合、あらかじめ総務大臣に届出を行うとされている。

平成 22 年度中に、政令で定める地方公共団体が、統計調査の新設の届出を行った件数は 170 件、統計調査の変更の届出を行った件数は 65 件となっている（表 10）。

表 10 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施及び変更の届出件数
(平成 22 年度中)

	統計調査の新設の 届出件数	統計調査の変更の 届出件数
都道府県	135	52
指定都市	35	13
合計	170	65
(参考) 平成 21 年度中の実績	200	65

注) 平成 22 年度中に複数回届出が行われた場合、1 件として計上している。

(2) 政令で定める地方公共団体の統計調査の実施状況

平成 22 年度中に、政令で定める地方公共団体（東日本大震災による被害の著しい岩手県、宮城県、福島県、仙台市を除く。）が実施した統計調査の件数は、415 件となっている（表 11）。

表 11 政令で定める地方公共団体が実施した統計調査数
(平成 22 年度中)

	都道府県	指定都市	合計
実施した 統計調査の件数	363	52	415
(参考) 平成 21 年度中の実績	403	53	456

注) 東日本大震災により施行状況の報告が困難と判断した岩手県、宮城県、福島県、仙台市を除いている（平成 21 年度の実績には、これらの県、市を含む。）。

4 届出独立行政法人等が行う統計調査

届出独立行政法人等とは、法第 25 条に基づき、独立行政法人等のうち、その業務内容等を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとしてあらかじめ政令で定めた法人であり、現在、日本銀行のみが対象となっている。

(1) 届出独立行政法人等の統計調査の届出の状況

法第 25 条では、届出独立行政法人等が統計調査を行おうとする場合又は変更しようとする場合は、あらかじめ総務大臣に届出を行うとされている。

平成 22 年度中に、届出独立行政法人等が総務大臣に対し、統計調査の実施の届出を行った件数は 0 件、統計調査の変更の届出を行った件数は 1 件となっている。

(2) 届出独立行政法人等の統計調査の実施状況

平成 22 年度中に、届出独立行政法人等が実施した統計調査の件数は、3 件となっている。

5 事業所母集団データベース (資料編 資料 32 参照)

(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の提供状況

法第 27 条第 1 項では、総務大臣は、事業所母集団データベースを整備するものとされており、同条第 2 項では、国の行政機関、政令で定める地方公共団体、届出独立行政法人等は、事業所に関する統計調査の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を目的とする場合、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができるとされている。

平成 22 年度中における事業所母集団データベースの整備として、商業登記等から情報の提供を受けて把握した新設事業所に対して、事業内容、従業者数等を照会することにより情報の拡充が行われた。

また、平成 22 年度中に、国の行政機関、政令で定める地方公共団体、届出独立行政法人等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は 18 件となっている (表 12)。

表 12 事業所母集団データベースに記録されている情報の提供状況
(平成 22 年度中)

提供先 府省等名	提供を受けた件数		
		うち調査対象の抽出目的	うち統計の作成目的
内閣府	1	1	0
総務省	6	5	1
法務省	0	—	—
外務省	0	—	—
財務省	0	—	—
文部科学省	0	—	—
厚生労働省	3	3	0
農林水産省	1	1	0
経済産業省	3	3	0
国土交通省	2	2	0
環境省	2	2	0
防衛省	0	—	—
人事院	0	—	—
都道府県	0	—	—
指定都市	0	—	—
届出独立行政法人等	0	—	—
合計	18	17	1
(参考) 平成 21 年度中の実績	19	18	1

(2) 重複是正、調査履歴登録の実施状況

法第 27 条では、事業所母集団データベースを整備する目的の一つとして統計調査における被調査者の負担の軽減に資することが掲げられている。

国の行政機関は、事業所母集団データベースを利用することにより、事業所・企業を対象とした統計調査について、①各統計調査において調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴を登録する措置（調査履歴登録）を行うとともに、②統計調査の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外する措置（重複是正）を行うこととしている。

平成 22 年度中に、国の行政機関が、事業所母集団データベースを用いて重複是正を行った統計調査は 63 件（実施率 78.8%）、調査履歴登録を行った統計調査は 120 件（実施率 74.1%）となっている（表 13）。

表 13 重複是正及び調査履歴登録の実施状況（平成 22 年度中）

府省名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査数	実施調査数	実施率 (%)	登録対象 調査数	登録調査数	実施率 (%)
内閣府	3(1)	3(1)	100.0	5(1)	5(1)	100.0
総務省	5	5	100.0	8(1)	8(1)	100.0
財務省	3(1)	3(1)	100.0	3(1)	3(1)	100.0
文部科学省	3	3	100.0	11(1)	10(1)	90.9
厚生労働省	15	14	93.3	32(1)	28(1)	87.5
農林水産省	22(1)	21(1)	95.5	32(1)	26(1)	81.3
経済産業省	9(1)	9(1)	100.0	41(3)	32(2)	78.0
国土交通省	17	5	29.4	29(1)	6	20.7
環境省	2	2	100.0	3	3	100.0
人事院	3	0	0.0	3	3	100.0
合計	80(2)	63(2)	78.8	162(5)	120(4)	74.1
(参考) 平成 21 年度中の実績	92(4)	58(3)	63.0	181(6)	98(4)	54.1

注) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、重複是正対象調査数等の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

6 統計基準の設定

法第 2 条第 9 項では、統計基準を、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準と定義し、法第 28 条では、総務大臣が統計基準を定めこれを公示しなければならないとされている（統計基準を廃止又は変更する場合も同様。）。

平成 22 年度中に、新たに統計基準として定めたものは、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」の 1 件であり、統計委員会への諮問などの必要な手続を経て、平成 23 年 3 月 25 日に公示された（表 14）。

表 14 統計基準の設定状況 (平成 22 年度末現在)

統計基準名	統計基準の概要	公示日	施行日
日本標準産業分類	統計を産業別に表示する場合に使用する基準	平成 21 年 3 月 23 日	平成 21 年 4 月 1 日
疾病、傷害及び死因の統計分類	統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合に使用する基準	平成 21 年 3 月 23 日	平成 21 年 4 月 1 日
日本標準職業分類	統計を職業別に表示する場合に使用する基準	平成 21 年 12 月 21 日	平成 22 年 4 月 1 日
指数の基準時に関する統計基準	指数を作成する場合に使用する基準	平成 22 年 3 月 31 日	平成 22 年 4 月 1 日
季節調整法の適用に当たっての統計基準	季節調整法を適用する場合に守るべき手法や公表事項の基準	平成 23 年 3 月 25 日	平成 23 年 5 月 1 日

7 協力の要請（統計法に基づく協力要請）

(1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供要請の状況

法第 29 条第 1 項では、国の行政機関は、他の国の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報の提供を求めることができることとされている。

平成 22 年度中に、同項に基づき、国の行政機関が行政記録情報の提供を受けた件数は 2 件となっている（表 15）。

表 15 法第 29 条第 1 項に基づく行政記録情報の提供の状況(平成 22 年度中)

提供を求めた府省名	行政記録情報の提供を受けた件数	(参考) 平成 22 年度末で提供を要請中の件数
内閣府	2	0
平成 22 年度中の実績	2	0
(参考) 平成 21 年度中の実績	2	0

(2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況

法第 29 条第 2 項では、国の行政機関は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、他の国の行政機関に対し、調査、報告その他の協力を求めることができるとされている。

平成 22 年度中に、国の行政機関が、他の国の行政機関に対し協力要請を行った件数は 0 件となっている（表 16）。

表 16 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請の状況

(平成 22 年度中)

要請を行った 府省名	協力要請の件数	平成 22 年度末で
		協力を要請中の件数
平成 22 年度中の実績	0	-
(参考) 平成 21 年度中の実績	19	0

(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請の状況

法第 30 条では、国の行政機関は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体及びその他の関係者に対し、協力を求めることができるとされている。

平成 22 年度中に、国の行政機関が、地方公共団体及びその他の関係者に対し協力要請を行った件数は 10 件となっており、全て協力要請が応諾されている (表 17)。

表 17 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請の状況

(平成 22 年度中)

要請を行った 府省名	協力要請の件数	平成 22 年度末で
		協力を要請中の件数
総務省	6	0
文部科学省	3	0
厚生労働省	1	0
合計	10	0
(参考) 平成 21 年度中の実績	40	0

(4) 総務大臣が行う協力の要請の状況

法第 31 条第 1 項では、総務大臣は、基幹統計の作成のため必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する国の行政機関以外の国の行政機関及びその他の関係者に対し、当該基幹統計を作成する行政機関への必要な資料の提供その他の協力をを行うよう求めることができるとされている。

平成 22 年度中に、総務大臣から国の行政機関及びその他の関係者に対し資料の提供その他の協力をを行うよう求めた件数は 0 件となっている。

8 東日本大震災に係る統計データの提供等

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に対応するため、各府省において、被害状況の把握や早期の復興に資するよう被災に係る統計データの提供が行われた。

また、調査の実施に当たっても、被災地の実情に配慮した方法とするなど、きめ細かな対応を行うとともに、調査結果の公表に際しては、震災に対応したことによる調査結果への影響等に係る情報提供を行った。

(1) 統計データの提供

ア 被災に係る情報提供

各府省においては、国勢調査や経済センサス-基礎調査などの調査結果により、被災に係る情報提供が行われた（表 18）。

表 18 被災に係る主な情報提供

省庁名	情報提供内容	集計地域	調査名
総務省	津波による浸水範囲に関する基本単位区（調査区）別人口、世帯数	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	平成 22 年国勢調査
	小地域別（町丁・字等別）人口、就業者数	岩手県、宮城県、福島県	平成 22 年国勢調査
	市町村別事業所数、従業者数	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	平成 21 年経済センサス
	東日本太平洋岸地域のデータ及び被災関係データ	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	注 1
農 林 水産省	津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の市区町村別推定面積	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	注 2
	市町村別漁業経営体数、漁業就業者数、水産加工工場数及び冷凍・冷蔵工場数	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県	2008 年漁業センサス
	県別農業産出額	岩手県、宮城県、福島県、茨城県	生産農業所得統計（平成 21 年）
経 済 産 業 省	鉱工業指数	被災地、被災地以外	経済産業省生産動態統計調査

注 1）総務省で整備する「社会・人口統計体系（統計でみる都道府県・市区町村）」と消防庁等の関係機関において公表されている被災状況等のデータを整理したデータ集を作成。

注 2）人工衛星画像を基に、東北地方太平洋沖地震の浸水範囲概況図（国土地理院）等の資料を活用しながら目視判断により、農地が流失又は冠水したと思われる農地を推定して求積。

イ 調査結果公表時における情報提供

東日本大震災に伴い特別な対応を講じた結果、統計に何らかの影響が生じることが懸念される。このため総務省（政策統括官）は、統計委員会委員長談話等も踏まえ、各府省に対し、公表に当たって措置された特別の対応等に係る情報を結果公表に併せて周知するよう求めた（資料 17）。

(2) 震災に対処するための柔軟な対応

ア 各府省における対応状況

各府省は、震災対応に係る情報を共有しつつ、震災後に実施する統計調査について、被災地域を調査対象から一時的に除外すること、加工統計の作成に用いる統計を変更することなどの措置を講じた。震災発生後から6月までの間に行われた統計調査の対応の状況については、資料19のとおりである。

また、これらの特別の対応を講じた場合、時系列比較を行いやすいよう遡及して被災地域を除く結果を提示するなどの対応が行われた。

イ 統計調査実施に係る承認手続き

総務省（政策統括官）は、調査の実施に当たって、被災地の実情に配慮したきめ細かな対応が適時に可能となるよう、震災発生後における統計調査の承認手続き及び届出手続きに関し柔軟に対応する旨、各府省統計主管課長会議構成員及び都道府県統計課長宛て通知した（資料14）。

IV 調査票情報の利用及び提供

1 調査票情報の二次利用

法第 32 条では、国の行政機関又は届出独立行政法人等は、統計の作成等を行う場合、統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができるとされている。

平成 22 年度中に、国の行政機関が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は 646 件となっている（表 19）。

表 19 法第 32 条に基づく調査票情報の利用（平成 22 年度中）

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う 場合	
		統計の作成等を行う 場合	統計を作成するための 調査に係る名簿を 作成する場合
内閣府	8	8	0
総務省	41	41	0
法務省	0	－	－
外務省	0	－	－
財務省	6	5	1
文部科学省	102	93	9
厚生労働省	189	181	8
農林水産省	124	109	15
経済産業省	146	114	32
国土交通省	30	29	1
環境省	0	－	－
防衛省	0	－	－
人事院	0	－	－
日本銀行	0	－	－
合計	646	580	66
(参考) 平成 21 年度中の実績	696	646	50

2 調査票情報の提供

法第 33 条では、国の行政機関又は届出独立行政法人等は、

- ・ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関」という。）が、統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第 33 条第 1 号）
- ・ 公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第 33 条第 2 号）

に、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる」とされている。

また、総務省令では、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- ・ 公的機関と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- ・ 公的機関が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- ・ 国の行政機関、地方公共団体が政策の企画、立案、実施又は評価に必要と認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等が定められている。

平成 22 年度中に、国の行政機関が、法第 33 条第 1 号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は 2,975 件、法第 33 条第 2 号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は 133 件となっている（表 20）。

表 20 法第 33 条に基づく調査票情報の利用（平成 22 年度中）

統計調査 所管府省等名	法第 33 条第 1 号該当件数 (公的機関への提供)			法第 33 条第 2 号該当件数 (公的機関が行う統計作成と同等の 公益性を有する統計の作成等を行 う者への提供)			
	統計の 作成等 を行う 場合	調査に 係る名 簿の作 成を行 う場合		公的機 関と共 同して 行う調 査研究 に係る 統計の 作成等 を行う 者への 提供	公的機 関が費 用の全 部又は 一部を 公募の 方法に より補 助する 調査研 究に係 る統計 の作成 等を行 う者へ の提供	国の行 政機関、 地方公 共団 体が政策 の企画、 立案、実 施又は 評価に 必要と 認める 等の統 計の作 成等 を行う 者への 提供	
内閣府	0	0	0	1	0	0	1
総務省	519	516	3	27	0	27	0
法務省	0	-	-	0	-	-	-
外務省	0	-	-	0	-	-	-
財務省	10	9	1	2	0	2	0
文部科学省	157	154	3	4	2	2	0
厚生労働省	1,548	1,540	8	96	2	90	4
農林水産省	7	7	0	2	0	2	0
経済産業省	679	622	57	0	0	0	0
国土交通省	55	55	0	1	1	0	0
環境省	0	-	-	0	-	-	-
防衛省	0	-	-	0	-	-	-
人事院	0	-	-	0	-	-	-
日本銀行	0	-	-	0	-	-	-
合計	2,975	2,903	72	133	4	123	5
(参考) 平成 21 年度中の実績	2,254	2,221	33	54	5	49	0

3 委託による統計の作成等の実施

法第 34 条に基づき、国の行政機関又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合に、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等（以下「オーダーメイド集計」という。）を行い、これを提供することができる」とされている。

一方で、一般から委託要請される統計の作成等は、多様なバリエーションが想定され、その要請に対応するためには、事前に、それぞれの国の行政機関が受託体制を整備することが必要であること、さらに、個々の調査票情報に関する仕様等のドキュメントを一般に提示可能となるよう整備する必要があるなど、平成 22 年度末時点で、一律、全ての統計調査においてオーダーメイド集計に対応する状況に至っていない。

したがって、実際の運用においては、一般からの委託に対し国の行政機関が対応できる統計調査及び受託可能な統計の作成等のメニューを事前に提示することが行われている。

平成 22 年度中に、国の行政機関がオーダーメイド集計のサービスに供するとして提示した統計調査は 20 調査（87 年次分）となっている（資料 21）。

これらのうち、国勢調査、学校基本調査及び賃金構造基本統計調査については、法第 37 条に基づき政令で定める受託独立行政法人（（独）統計センター）を通じてオーダーメイド集計のサービスを提供している。

また、平成 22 年度中に、一般の者からオーダーメイド集計の申出が行われた件数は 12 件となっており、これらの申出は全て、学術研究の発展に資すると認められる場合として、オーダーメイド集計が実施され、結果が提供された（表 21）。

表 21 オーダーメイド集計の結果の提供件数等（平成 22 年度中）

統計調査 所管府省名	オーダーメイド 集計の申出 件数	オーダーメイド 集計の結果 の提供件数	オーダーメイド集計の結果の提供件数	
			学術研究の発展 に資すると認め られる場合	高等教育の発展 に資すると認め られる場合
内閣府	0	－	－	－
総務省	9	9	9	－
財務省	1	1	1	－
文部科学省	1	1	1	－
厚生労働省	0	－	－	－
農林水産省	0	－	－	－
国土交通省	1	1	1	0
合計	12	12	12	0
(参考) 平成 21 年度中の実績	4	4	4	0

4 匿名データの作成、提供

法第 35 条第 1 項では、国の行政機関又は届出独立行政法人等が、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる」とされている。

また、法第 36 条に基づき、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合、国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合には、一般からの求めに応じ、匿名データを提供することができる」とされている。

平成 22 年度末現在、国の行政機関が、匿名データの提供のサービスに供するとして提示した統計調査は 4 調査（13 年次分）となっている（表 22）。

これらの 4 統計調査に係る匿名データは、法第 37 条に基づき政令で定められる受託独立行政法人等を通じて、提供が行われている。

表 22 匿名データの提供を行うとした統計調査（平成 22 年度末現在）

統計調査 所管府省名	対象とする統計調査の名称
総務省	全国消費実態調査（平成元年、6 年、11 年、16 年） 就業構造基本調査（平成 4 年、9 年、14 年） 社会生活基本調査（平成 3 年、8 年、13 年） 住宅・土地統計調査（平成 5 年、10 年、15 年）

また、平成 22 年度中に、一般の者から匿名データの提供依頼の申出が行われた件数は 38 件となっており、これらの申出は、全て学術研究の発展に資すると認められる場合又は高等教育の発展に資すると認められる場合として、匿名データの提供が行われた（表 23）。

表 23 匿名データの提供件数等（平成 22 年度中）

統計調査 所管府省名	匿名データ の提供依頼 の申出件数	匿名データ の提供件数	学術研究の 発展に資す ると認めら れる場合	高等教育の 発展に資す ると認めら れる場合	国際社会に おける我が 国の利益の 増進等に資 すると認め られる場合
総務省	38	38	36	2	0
総務省(平成 21 年度)	20	20	18	2	0

5 調査票情報等の適正管理のための措置

法第39条第1項では、国の行政機関、政令で定める地方公共団体及び届出独立行政法人等は、調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないとされている。

国の行政機関、政令で定める地方公共団体及び届出独立行政法人等のうち、調査票情報等を適正に管理するためのマニュアルを作成しているのは7府省庁、15都道府県、3指定都市、1届出独立行政法人等（日本銀行）となっている（表24、25）。

**表 24 調査票情報等を適正に管理するためのマニュアル
を策定している府省** (平成22年度)

府省名
内閣府、消費者庁、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、人事院

**表 25 調査票情報等を適正に管理するためのマニュアルを作成している
地方公共団体（都道府県及び指定都市）の数** (平成22年度)

作成している 都道府県数	作成している 指定都市数	作成している 届出独立行政法人数
15	3	1

V 統計委員会

法第5章の規定及び統計委員会令（平成19年政令第300号）等に基づき、内閣府に統計委員会が置かれ、法に定める事項について調査審議を行っている。

また、統計委員会には部会を置くことができるとされており、平成22年度末時点で7部会が置かれている。

平成22年度中に、統計委員会は、11回開催され、部会は合計で45回開催されている（表26）。

統計委員会においては、平成22年度当初時点で、平成21年度から審議継続となっていた諮問案件が2件あり、平成22年中に答申が行われた案件が1件、平成22年度末時点で審議継続中となっているものが1件となっている。

また、平成22年度中に、新たに総務大臣又は内閣総理大臣から諮問が10件行われ、これらのうち、平成22年度中に答申が行われたものが7件、平成22年度末時点で審議継続中となっているものが3件となっている（表27）。

表 26 統計委員会及び部会の開催実績等

統計委員会		開催回数			
		平成 22年度	平成 21年度	平成 20年度	平成 19年度 (10月以降)
		11	12	13	7
部会名	部会の所掌	開催回数			
		平成 22年度	平成 21年度	平成 20年度	平成 19年度 (10月以降)
基本計画部会	公的統計の整備に関する基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力要請及び法律の施行の状況に関する事項	16	0	13	9
国民経済計算部会	国民経済計算の作成基準の設定に関する事項	6	3	3	1
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項	9	6	3	11
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項	4	6	9	5
サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項	6	9	4	3
統計基準部会	統計基準に関する事項	1	9	0	-
匿名データ部会	基幹統計調査に係る匿名データに関する事項	3	0	3	-
部会計		45	33	35	29

注1) 統計基準部会及び匿名データ部会は、平成20年12月に設置された。

注2) 平成22年度には、上記のほか、景気ウォッチャー全国会合が1回開催された。

表 27 統計委員会における諮問・答申件数

	平成 21 年度中に 諮問し、 平成 22 年度末で 調査審議 中の事案	平成 21 年度中 に諮問 し、平成 22 年度 中に答 申した 事案	平成 22 年 度中に諮 問し、同年 度中に答 申した事 案	平成 22 年 度中に諮 問し、平 成 22 年度 末で調査 審議中の 事案
国民経済計算の作成基準 (法第 6 条第 2 項)	1	0	0	0
基幹統計調査 (法第 9 条第 4 項、第 11 条第 2 項)	0	1	6	2
統計基準の設定 (法第 28 条第 2 項)	0	0	1	0
匿名データの作成 (法第 35 条第 2 項)	0	0	0	1
合 計	1	1	7	3

VI 罰則

平成 22 年度中に、法に定める罰則の適用が行われた事案はない。

VII その他

1 統計情報の提供 (e-Stat の取組等)

e-Stat とは、国の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省が中心となって政府全体で運営する統計ポータルサイトである (資料編 資料 28 参照)。e-Stat を通じて、国の行政機関等が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類等の各種統計関係情報の提供が行われており、法第 54 条に基づく公的統計の所在情報の提供の取組並びに法第 8 条及び第 23 条に基づく統計の公表の取組の中核を担っている。

統計データへのアクセスに関しては、平成 22 年度中に約 7,825 万件のアクセスが行われている (表 28)。

表 28 政府統計の総合窓口（e-Stat）のアクセス件数

（平成 22 年度中）

府省名	府省等のコンテンツに対するアクセス件数
内閣府	1,014,709
総務省	14,484,972
法務省	828,518
外務省	2,503
財務省	36,717,467
文部科学省	2,169,184
厚生労働省	7,949,804
農林水産省	13,214,061
経済産業省	720,837
国土交通省	1,094,434
環境省	44,615
防衛省	211
人事院	13,174
合計	78,254,489
(参考)平成 21 年度実績	29,535,420

注) アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るもの他、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

2 国際的な動向への対応

国際比較可能な公的統計の作成等のため、SNA、各種分類及び統計の品質などにおいて国際的基準に適切に対応し、我が国の統計の整備を図っている。また、国際的な統計の改善や発展に貢献するため、発展途上国の統計能力向上のための各種プロジェクトの実施、研修員の受入れ等により、統計分野における国際協力を推進している。

平成 22 年度には、我が国が招請国として協力を行っている国連アジア太平洋統計研修所（S I A P）が創立 40 周年を迎えた。S I A P は、アジア太平洋地域を中心とした開発途上国の政府統計職員を養成することを目的とした国連で唯一の統計研修機関であり、平成 22 年度末までに、127 カ国、延べ 12,453 人に研修を実施してきた（資料 29）。

また、国連が提唱する「2010 年ラウンド世界人口・住宅センサス（国勢調査）計画」の実施期間にあたる 2010 年 10 月 20 日を「世界統計の日」と定めることが国連総会で決定され、日本においても、政府広報、マスメディアによる広報、各種イベントにおける PR などを行った（資料 30）。

【別 編】

別編【基本計画 事項別推進状況】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (2) 基幹統計の整備に関する方向性	<105～112ページ「別紙」参照>		
(3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性	○ 平成28年に予定されている経済センサス-活動調査の実施までに、関係府省は、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備に取り組む。その際、各種一次統計と国民経済計算の整合性に十分留意するとともに、特に内閣府は体系に適合した国民経済計算の年次推計方法を確立する。	関係府省	平成21年度から検討する。
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表に関する検討の場を設け、国民経済計算や他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う。 ○ 固定資本減耗の時価評価(現在は簿価評価)について、改定される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表(基本表)においても、その推計値に基づき導入を行う。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁、一次統計作成府省	平成21年度から検討する。
	○ 現在は参考系列になっているFISIMについて、精度検証のための検討を行い本系列へ移行する。なお、四半期推計への導入については、検討結果によっては、本系列への移行後においても、FISIM導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、利用者に対する十分な説明を行う。	内閣府	国民経済計算は次回の平成17年基準改定(以下「平成17年基準改定」という。)時、産業連関表(基本表)は次回作成時の実施を目指す。 平成17年基準改定時に移行する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

<105～112ページ「別紙」参照>

○ 平成22年度は、6月までに「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」（平成21年4月23日付け各府省統計主幹部局長等会議申合せにより、同年6月に設置。以下、「検討会議」という。）とワーキンググループを計4回開催し、本検討会議における体系的整備の必要性及び目的について協議し、決定した。

○ 上記決定に基づき、平成22年6月以降10月までに計3回のワーキンググループを開催し、以下の点を中心に協議した。

- ・ サービス統計の体系的整備に関する分科会の設置（①参照）
- ・ 企業活動基本統計の整備に関する分科会の設置（②参照）
- ・ 当面の検討課題とされた事項についての、各府省における取り組み、検討状況の報告

① ワーキンググループの下に設置したサービス統計の体系的整備に関する分科会は、平成23年1月までに3回開催し、サービス統計の体系的整備に関する検討課題及び検討の進め方、サービス統計の体系的整備の必要性、目的等に関する論点等を協議した。また、サービス産業動向調査の検討状況についての報告を聴取した。

② ワーキンググループの下に設置した企業活動基本統計の整備に関する分科会は、平成23年2月までに2回開催し、企業活動に関する統計の必要性及びニーズを把握し、それを踏まえた上で、今後の方向性について検討した。

○ 内閣府及び経済産業省は、国民経済計算の推計に活用する「経済センサス-活動調査」における工業統計調査相当部分について、意見交換を行っており、引き続き検討を進める予定である。【内閣府及び経済産業省】

○ 平成22年7月28日開催の産業連関幹事会において、「経済センサス-活動調査」の調査実施者から、平成21年11月に当該実施者へ提出した同調査に関する意見・要望書（平成23年調査に対するもの5事項。中期的なもの9事項。当該意見・要望書の提出については、産業連関表の基幹統計としての指定に関する審議を行った統計委員会第8回国民経済計算部会（平成22年6月11日開催）においても報告済み。）への対応を聴取し、中期的な事項については、検討の継続を要請。【産業連関表作成府省庁】

○ 国民経済計算における固定資本減耗の時価評価等については、統計委員会国民経済計算部会において審議が実施され、対応方針が了承されたところであり、引き続き、平成23年末公表予定の平成17年基準改定での導入に向けた作業を行っている。【内閣府】

○ 平成23年3月24日開催の産業連関幹事会において、内閣府から、国民経済計算における固定資本減耗の時価評価について、これまでの検討状況及び国民経済計算の平成17年基準改定時の取扱いの方向性を聴取し、産業連関表においても、原則として、同様の扱いとする方向で検討を進めることを確認した。【産業連関表作成府省庁】

○ FISIMについては、統計委員会国民経済計算部会で審議が実施され、対応方針が了承されたところであり、引き続き、平成23年末公表予定の平成17年基準改定での導入に向けた作業を行っている。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。 ○ 一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている現行推計の改定を行う。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
	○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	国民経済計算は平成17年基準改定時、産業連関表(基本表)は次回作成時に実施する。
	○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、基準年次推計の基準となる使用表、その付加価値部門、あるいは関連する付帯表(固定資本マトリックス)など、列部門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題を検討する。	内閣府	平成17年基準改定の次の基準改定(以下「次々回基準改定」という。)時における導入を目指す。
	○ 93SNAの改定について可能な限り早期に対応する。	内閣府	次々回基準改定を待たずとも、可能なものから年次推計において対応する。
イ 基準年次推計に関する諸課題	○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)について、詳細な供給・使用表とX表(商品×商品表)からなる体系(SUT(Supply-Use Tables)/IOT(Input-Output Tables))に移行することについて検討する。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	平成21年度から検討する。
	○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表(基本表)の作成に向けて検討する。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁、一次統計作成府省	国民経済計算は次々回基準改定に、産業連関表(基本表)は次回作成に間に合うよう検討する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況
<p>○ 自社開発ソフトウェア及び育成資産の取扱いについては、統計委員会国民経済計算部会で審議が実施され、対応方針が了承されたところであり、引き続き、平成23年末公表予定の平成17年基準改定での導入に向けた作業を行っている。</p>
<p>○ 国民経済計算における公的部門の格付けの見直しについては、統計委員会国民経済計算部会で審議が実施され、対応方針が了承されたところであり、引き続き、平成23年末公表予定の平成17年基準改定での導入に向けた作業を行っている。【内閣府】</p> <p>○ 平成23年3月24日開催の産業連関幹事会において、内閣府から、国民経済計算における公的部門の格付け見直しについて、これまでの検討状況及び国民経済計算の平成17年基準改定時の取扱いの方向性を聴取し、産業連関表においても、原則として、同様の扱いとする方向で検討を進めることを確認した。【産業連関表作成府省庁】</p>
<p>○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、列部門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題について引き続き検討している。今後、基礎統計の制約等の課題への対応の可否について更に検討を進める予定である。</p>
<p>○ 93SNAの改定(2008SNA)への対応について、統計委員会国民経済計算部会において概括的な審議が実施されたところであり、今後、一部の課題(公的部門分類、FISIM)については平成23年末公表予定の平成17年基準改定において対応するとともに、その他の課題についても引き続き検討を進める予定である。</p>
<p>○ 供給・使用表の作成に向けて、引き続き研究を進めているところであり、欧米諸国における推計方法や現行推計における課題、計数調整の方法等について検討を行っている。【内閣府】</p> <p>○ 平成22年2月に産業連関技術委員会において取りまとめた「V表、U表及びX表のあり方に関する中間整理」に基づき、詳細な供給・使用表とX表からなる体系の構築の前提となる産業連関表の精度向上方策について、投入調査ワーキンググループ及び部門分類等検討ワーキンググループで検討を行う(後述の「生産構造及び中間投入構造の把握方法の検討」欄参照。)とともに、平成22年10月から23年2月の間、当該委員会において、4回、両ワーキンググループでの検討結果に関する審議を実施。【産業連関表作成府省庁】</p>
<p>○ 国民経済計算において基本価格表示を導入するに当たっては、国民経済計算の基礎統計である産業連関表において基本価格表示を導入することが極めて重要であることから、産業連関表との連携を図りつつ、引き続き検討を行っている。【内閣府】</p> <p>○ 平成22年8月から23年3月の間、産業連関幹事会の下に設置された「基本価格表示ワーキンググループ」を7回開催し、基本価格等の概念の再整理、消費税の試算方法の検討、間接税の内容の確認・整理、基本価格表示への変更による各種統計への影響の検討等を行うとともに、平成22年10月から12月の間、産業連関技術委員会において、当該ワーキンググループの検討結果に関する審議を3回行い、基本価格表示による産業連関表の作成に当たっての技術的課題等について一定の結論を得た。なお、最終的には、平成24年に基本要綱を作成するまでに結論を得ることとした。【産業連関表作成府省庁】</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項</p> <p>(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化</p> <p>イ 基準年次推計に関する諸課題</p>	<p>○ 生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法について検討し、把握に当たっては、報告者の負担が増大しないよう、米国経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。また、産業・商品(生産物)分類体系及び経済センサスとの連携の下で、産業連関表(基本表)及び供給・使用表の作表における精度向上を図る。</p>	<p>総務省、経済産業省、内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁</p>	<p>平成21年度から検討する。</p>
<p>ウ 年次推計に関する諸課題</p>	<p>○ 年次SUT/IOTの下で、支出面及び生産面からの測定値の調整・検討を行うことができるよう、その枠組みを構築する。</p> <p>○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得面からの推計によるGDPを開発し、支出、生産及び所得の三面からの推計による精度検証を行う。</p> <p>○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、産業・商品(生産物)分類における統合の検討とともに、国内生産額、最終需要など共通項目部分に関する測定方法や基礎統計の差異の検討を行った上で、整合性の確保を行う。次々回基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。</p>	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府、経済産業省</p>	<p>次々回基準改定までに導入する。</p> <p>次々回基準改定における導入を目指す。</p> <p>次々回基準改定までに段階的検討を行う。</p>

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

○ 国民経済計算において生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法については、供給・使用表における検討作業の中で合わせて取り扱っており、欧米諸国における推計方法や現行推計における課題、計数調整の方法等について検討を行っている。【内閣府】

○ 投入調査ワーキンググループにおける検討

平成22年12月から23年3月の間、産業連関技術委員会の下に設置された「投入調査ワーキンググループ」を5回開催し、産業連関表の精度向上の観点から、総務省が実施している「本社等の活動実態調査」(以下「本社調査」という。)及び「サービス産業・非営利団体等投入調査」(以下「投入調査」という。)の改善方策及び今後実施する必要性の高い「産出先調査」の実施方策について、外部のシンクタンクへの委託研究を通じて、調査対象である企業・事業所に対するヒアリング結果を踏まえて検討し、その結果を平成23年3月に取りまとめるとともに、検討結果に基づき、各調査の試作調査票を作成。検討結果に基づく改善方策等の方向性は以下のとおり。

〈本社調査〉

①調査対象範囲の明確化(企業の「管理活動」及び「事業活動を補助する活動」を調査対象範囲とすること等)

②調査事項の企業会計との親和性の向上(販売費及び一般管理費の把握方法の多様化等)

③本社機能活動に係る経費のアクティビティ別の配賦基準の明確化(「直接的な事業活動別の従業員数」の使用)

〈投入調査〉

①調査事項の企業会計との親和性の向上(物品の購入費用の内訳に関する把握方法の多様化等)

②標本抽出方法の改善(産業間での調査票回収数の格差の防止方策等)

〈産出先調査〉

①調査票の配布先の選定(調査票の企業本社への配布)

②調査対象部門の選定(主にサービス部門)

○ 部門分類等検討ワーキンググループにおける検討

平成22年9月から23年3月の間、産業連関幹事会の下に設置された「部門分類等検討ワーキンググループ」を7回開催し、7回合計で35部門について、部門の設定方法や推計基礎データの把握精度等の検証を実施。

○ 産業連関技術委員会における検討

平成22年10月から23年2月の間、当該委員会において、4回、投入調査ワーキンググループ及び部門分類等検討ワーキンググループでの検討結果に関する審議を実施。

○ 「経済センサス-活動調査」に関する意見・要望書への対応の聴取

平成22年7月28日開催の産業連関幹事会において、「経済センサス-活動調査」の調査実施者から、平成21年11月に当該実施者へ提出した同調査に関する意見・要望書(平成23年調査に対するもの5事項、中期的なもの9事項。当該意見・要望書の提出については、産業連関表の基幹統計としての指定に関する審議を行った統計委員会第8回国民経済計算部会(平成22年6月11日開催)においても報告済み。)への対応を聴取し、中期的な事項については、検討の継続を要請。【以上産業連関表作成府省庁】

○ 供給・使用表の作成に向けて、引き続き研究を進めているところであり、欧米諸国における推計方法や現行推計における課題、計数調整の方法等について検討を行っている。

○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成を含む所得面からのGDP推計について、欧米諸国の事例等について調査を行うなど検討を行っている。今後、所得面における営業余剰の推計等の課題について引き続き検討を進めていく予定である。

○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)の整合性確保については、経済産業省において外部有識者による研究会を立ち上げ、内閣府も参加して、両表の国内生産額及び輸出入について測定方法や基礎統計の差異の比較検討を行った。今後、両府省において取り込み可能な部分について整合性確保に向けて引き続き検討を行っていく予定である。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ウ 年次推計に関する諸課題	○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法(需要側)と物的接近法(供給側)を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時までに実施する。
	○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時までに実施する。
	○ 関係府省等の協力を得て、月次のサービス産業動向調査ではとらえきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などについて、具体的な結論を得る。	内閣府	平成17年基準改定までに結論を得る。
	○ 関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格(生産者価格、基本価格、購入者価格等)の概念と、利用する価格指数の概念について整合性を検討し、また、長期遡及推計についても検討する。	内閣府	平成21年度から検討する。
エ 四半期推計に関する諸課題	○ 国民経済計算の改定要因を実証的に詳細に分析する、いわゆる「リビジョンスタディ」を早急に実施して、改定幅の大きさの評価やその原因究明を図る。	内閣府	平成21年度に実施する。
	○ 関係府省等の協力を得て、季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について、様々な手法の長所及び短所を検討する。	内閣府	平成22年度末まで1年から2年程度かけて望ましい手法について結論を得る。
	○ 四半期推計に用いる一次統計(家計調査、四半期別法人企業統計等)には、標本替え等に伴う計数の振れがあり、これが四半期推計の振れをもたらしている一因とみられる。関係府省等の協力を得て、一次統計の誤差の処理について検討し、可能なものから実施する。	内閣府	平成21年度に検討する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

○ 中間消費や最終需要項目への配分方法の改善による精度向上については、供給・使用表における検討作業の中で合わせて取り扱っており、欧米諸国における推計方法や現行推計における課題、計数調整の方法等について検討を行っている。

○ コモ法の商品分類と、日本標準商品分類の整合性確保の観点を踏まえ、日本標準商品分類の改定について関係省と意見交換を実施した。

○ 建設部門の推計については、いわゆる建設コモ法の課題の整理を行っているところであり、次々回基準改定時までには結論を得るように検討を行う予定である。

○ コモ法の推計対象を非市場産出まで拡張する上での課題の整理を行っているところであり、次々回基準改定までに検討を行う予定である。

○ 各課題について国民経済計算における位置づけを整理するとともに、既存の一次統計等の概要と課題について、中間的な整理を行ったところであり、平成17年基準改定までに結論を得るように引き続き検討を行う予定である。

○ 価格指数については引き続き日本銀行と意見交換を行うとともに、価格指数と概念の整合性に関する検討結果を平成23年末公表予定の平成17年基準改定に反映すべく作業を行っている。

○ 平成21年度において、項目別に1次QEからの改定状況を分析し、改定の大きな項目を特定するとともに、関係する基礎統計の動向を分析し、その結果を取りまとめたところ。これを踏まえ、平成22年度において、民間企業設備の推計方法の見直しを行った。

○ 平成21年度に季節調整について、月次単位で行うことや、項目を細分化するといった手法について検討を行った。

世界同時不況の影響による平成20年秋以降の変動に対して、平成22年2月には財の輸出入、平成22年12月には国内家計最終消費支出や民間在庫品増加の一部等について、各種ダミーを設定した。

四半期分割方法については、平成22年度に家計最終消費支出及び民間企業設備の系列に対して比例デントン法を導入した。

○ 平成21年度において、民間企業設備に関する需要側統計と供給側統計の季節調整系列の相関を比較したところ、不規則変動成分の除去による平滑化によって、相関係数が上昇する結果が得られた。これを踏まえ、平成22年度において、民間企業設備の推計方法の見直しを行った。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題	○ 四半期推計に利用する基礎統計の最適な選択(需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択を含む。)について検討する。	内閣府	平成21年度に検討する。
	○ 関係府省等の協力を得て、長期的な取組として、四半期推計と年次推計の推計方式を総合的に検討し、最適な推計システムを定めることを検討する。具体的には、①四半期推計と年次推計に用いる基礎統計間の関係の整理(工業統計調査と経済産業省生産動態統計のかい離縮小等)、②基礎統計の定義・概念と国民経済計算における定義・概念との対応の整理、③基礎統計の拡充、④行政記録情報の活用等の課題について検討する。	内閣府	平成21年度から順次検討する。
	○ 内閣府は、四半期推計で用いている経済産業省生産動態統計の使用方法を再検討する。また、経済産業省は、経済産業省生産動態統計と工業統計調査を結合した、より詳細なデータの提供など、推計の高度化に資する協力をを行う。	内閣府、経済産業省	平成21年度に実施する。
	○ ①四半期推計で提供される情報の充実(分配面の情報の充実等)、②長期時系列計数の提供等利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。	内閣府	平成21年度から検討する。
	○ 内閣府等と協力し、四半期推計の精度向上に資するよう家計消費状況調査の調査項目を拡充し、単身世帯も含め、十分な調査世帯標本数を確保することを検討する。	総務省	平成25年度までに結論を得る。
	○ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し(売上高で細分化して層化抽出を行う等)を検討する。	財務省	平成25年度までに結論を得る。
	○ 公共事業予算の執行状況に関する統計について、「中央政府」だけでなく「地方政府」分も含めた整備を検討する。	財務省、総務省、内閣府	平成25年度までに結論を得る。
	○ 政府最終消費の中の雇用者報酬を推計するために、四半期別の公務員数、賃金の情報が必要である。「中央政府」分については、内閣府が関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用による把握を検討する。「地方政府」分の把握については、内閣府が関係府省の協力を得て検討する。	内閣府	平成25年度までに結論を得る。
	○ 生産面からの四半期推計を検討するとともに、当面は、四半期推計を行うためにより有用な基礎情報をどのように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心として検討する。	内閣府	平成22年以降、順次検討する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況
<p>○ 平成21年度において、需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択について、従来の標本誤差に基づく統合ウェイトの算出方法に加え、過去の時系列の計数に基づく算出方法についても検討を行った結果、民間企業設備については従来より供給側のウェイトが大きくなる傾向がみられた。基礎統計の選択に当たっては様々な考え方があることから、これらの結果を踏まえ、推計見直しに向けて不断の検討を行っており、平成22年度において、民間企業設備の基礎統計を見直した。</p>
<p>○ 工業統計と経済産業省生産動態統計それぞれに基づく推計値の比較を行なったところであり、今後も経済センサスに伴う推計方法見直しの検討の中で、新たな推計システムの開発に向けて検討を進める予定である。</p>
<p>○ 経済産業省から提供を受けたデータをもとに、工業統計と経済産業省生産動態統計それぞれに基づく推計値の比較を行い、経済センサスに伴う推計方法の見直しの中で、両統計の適切な使用方法について検討を行った。【内閣府】</p> <p>○ ≪平成21年度に実施済み≫</p> <p>国民経済計算の四半期推計の精度向上に向け、内閣府と検討を行った。それを踏まえ、毎年提供している工業統計調査の個票データとともに、内閣府から要望のあった直近の平成16年～20年の個票データ及び基準年である平成12年の個票データの提供を行った。また、より詳細な検討のため平成16年～20年の調査票の改正情報についても合わせて提供を行った。【経済産業省】</p>
<p>○ 分配面からの四半期別推計については、欧米諸国における推計方法等の研究を行うとともに、我が国における推計可能性について検討を実施している。今後、所得面における営業余剰の推計等の課題について引き続き検討を進めていく予定である。</p>
<p>○ 現状の調査世帯数や調査項目について内閣府(経済社会総合研究所)から意見を聴取した。平成23年度も引き続き関係機関からの意見聴取を行うこととした。</p>
<p>○ 売上高で細分化して層化抽出を行うためには、母集団名簿に売上高に関する情報が含まれている必要がある。しかしながら、法人企業統計調査で現在使用している母集団名簿には、売上高に関する情報は含まれていない。このため、今後、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえつつ、検討を行うこととしたい。</p>
<p>○ 公共事業予算の執行状況に関する統計について、「中央政府」だけでなく「地方政府」分も含めた整備に向けて、検討を行っているところである。今後、国及び地方公共団体における公会計の現状を踏まえつつ、具体的な課題について検討を進め、平成25年度までに結論を得る予定である。</p>
<p>○ 政府最終消費の中の雇用者報酬の推計において、行政記録情報の活用による把握等について検討を行っているところである。今後、関係省庁とさらに検討を進め、平成25年度までに結論を得る予定である。</p>
<p>○ 生産面からの四半期推計の検討を開始した。また、サービス産業動向調査の更なる改善に向けて、サービス産業統計研究会に参加してきたところであり、今後とも総務省と連携しつつ、検討を進める予定である。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題	○ 毎月勤労統計調査について、①常用労働者が5人から29人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の断層の解消、②離職事由を「解雇、退職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、③退職金の調査を検討する。	厚生労働省	平成25年度までに結論を得る。
	○ 関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの四半期推計を行うことを検討する。	内閣府	平成25年度までに結論を得る。
(2) ビジネスレジスターの構築・利活用 ア 母集団情報の的確な整備	○ 経済センサス-活動調査の中間年に当たる平成26年に、事業所に関する属性情報、企業の親子関係を的確にとらえ、本社と支社の組織的な連携関係を明らかにする経済センサス-基礎調査を引き続き実施するため所要の準備を行う。	総務省	平成25年度までに所要の準備を実施する。
	○ 法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業者数、事業所数等の照会を定期的実施する。	総務省	平成21年度から実施する。
	○ 厚生労働省の協力を得て、雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係成立届から事業所等の新設、廃止等を把握することについて検討する。	総務省	平成22年から検討する。
イ ビジネスレジスターの充実と拡張	○ 工業統計調査の出荷額等、全数調査の調査結果の他、一定規模以上の企業に関する法人企業統計調査の売上高等の主要な経理情報をビジネスレジスターの情報源として利用することについて、関係府省との検討を開始する。	総務省	平成21年度から検討する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

- 外部有識者の意見を伺う場として「厚生労働統計の整備に関する検討会」を発足し(平成22年4月27日)、各課題について検討した。
[各課題の検討状況]
- ① 標本替えを工夫するには、標本替えの頻度を増やすか、調査継続期間を延長する必要があるが、その場合、調査経路機関の都道府県や調査対象者に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫として、季節調整のARIMAモデルを用いたデータ補正の手法・アメリカ労働統計局が採用しているWDLT方式等、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方策を検討している。
- ② 雇用動向調査と労働経済動向調査の統合の検討において、調査項目のスクラップ&ビルドの観点で見直しを進めたが、二調査とも現在の調査項目に必要な調査項目が多いことなどから、両調査の統合ではなく、現行の雇用動向調査の上半期・下半期の調査票の中で、四半期別の離職労働者数を把握する方向で検討している。
- ③ 毎月勤労統計調査において退職金を調査することについては、退職金支払額は事業所単位では把握していないケースが想定され、現在の速報性を維持したままの対応は困難である。本項目がGDP四半期推計(QE)において求められていることを踏まえ、②において対応することを検討している。
- 分配面からの四半期別推計については、欧米諸国における推計方法等の研究を行うとともに、我が国における推計可能性について検討を実施している。今後、所得面における営業余剰の推計等の課題について引き続き検討を進めていく予定である。
- 平成22年度は、平成21年経済センサス-基礎調査の実施状況について検証を行う等、平成26年経済センサス-基礎調査の実施に向け所要の準備を進めているところ。
- 平成21年7月以降に商業・法人登記簿に新設登記した法人に対して、当該法人の主な事業の内容や従業者数等について、平成21年11月から郵送による照会を実施しており、平成22年度においても引き続き実施したところ。
- 雇用保険情報を含む労働保険情報の事業所母集団データベースへの活用について、厚生労働省と具体的な事務処理方法などを協議し、平成22年12月にデータの提供を受け、事業所母集団データベースとの照合などの分析を実施。
また、受領したデータは、平成24年に実施する経済センサス-活動調査の名簿整備に活用。
- 平成22年9月に統計委員会から示された「ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)の構築・利活用」の意見等を踏まえ、統計法第27条第1項で整備することが定められている「事業所母集団データベース」の整備方針を各府省と協議の上、平成23年3月に策定。
- 整備方針の主な内容は、以下のとおり。
- 1 事業所母集団データベースの整備サイクル
 - (1) 統計調査の実施計画の入力
 - (2) 重複是正の実施、調査対象名簿の入力
 - (3) 統計調査結果の提供
 - (4) 統計調査結果データにおける共通事業所・企業コードの保持・利活用
 - 2 統計関係業務支援機能の整備
 - 3 事業所母集団データベースに記録する統計調査
 - (1) 統計調査結果の記録の手順
 - (2) 記録する内容
 - 4 行政記録情報等の活用
 - (1) 行政記録情報の活用
 - (2) 民間情報の活用
 - 5 整備スケジュール
- 整備方針の中で、工業統計調査、法人企業統計調査等、事業所母集団データベースの整備に寄与度の大きい統計調査について、優先的に記録する統計調査として整理。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (2) ビジネスレジスターの構築・利活用 イ ビジネスレジスターの充実と拡張	○ EDINET情報をビジネスレジスターに収納することを検討する。併せて、EDINET情報とビジネスレジスターの情報を法人企業統計に活用する具体的方策を検討する。	総務省、財務省	平成21年度から検討する。
	○ 特許庁の協力を得て、産業財産権の企業出願人の名称及び所在地と企業の登記情報との照合作業を行い、ビジネスレジスターに両者の照合情報を収納する。	総務省	平成21年度から検討を開始し、速やかに実施する。
	○ 事業所・企業識別番号と「日本輸出入者標準コード(JASTPROコード)」（輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード）の照合を行うに当たり、費用対効果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。	総務省	平成21年度から検討する。
(3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備	○ 社会保障給付費について、諸外国の統計との国際比較を十分に行えるようにするため、内閣府の協力を得て、各種の国際基準(SNA、ESS PROS(欧州統合社会保護統計制度)、SOCX(OECD社会支出統計)、SHAなど)に基づく統計との整合性の向上について検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上	○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計(OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計)を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
(5) 財政統計の整備	○ 政府財政統計について、総務省始め関係府省等の協力を得て、主要項目の推計及び公表に取り組む。	内閣府	平成17年基準改定時を目途に実施する。
	○ 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目について、関係府省等の協力を得つつ、推計方法等を検討し、推計及び公表することについて結論を得る。	内閣府	平成25年度までを目途に実施する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況
<p>○ EDINETについては、システム改修が予定されており、当該改修状況を考慮しながら、ビジネスレジスター(事業所・母集団データベース)への収納について、引き続き財務省、金融庁、総務省の3者による検討を実施。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 上記の検討結果を受けて、ビジネスレジスターの法人企業統計調査への活用を検討する予定。【財務省】</p>
<p>○ 特許庁の協力を得て、産業財産権の企業出願人の名称・所在地のサンプルデータを受領し、検討を開始。</p>
<p>○ (財)日本貿易関係手続簡易化協会と協議を実施し、有用性等について検討。</p>
<p>○ 平成22年度においては、現行の社会保障給付費とSNAとの相違点や、SOCX及びESSPROSの両基準が有するメリット・デメリットなどを整理して、それらの進捗状況を公表するとともに、引き続き、社会保障費用統計に関する国際会議に参加して情報収集などを行った。</p> <p>○ さらに、研究所内外の研究者による「社会保障費統計に関する研究会」を発足させ、内閣府等の協力も得つつ、各種国際基準に基づく統計との整合性の向上に向けた検討を開始した。</p>
<p>○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較の可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計を公的統計として位置付けることを検討するために、有識者を構成員とした「医療費統計の整備に関する検討会」を設置し、開催してきた。</p> <p>第1回 平成22年4月26日 第2回 同 12月9日 第3回 平成23年3月14日(地震の影響により、持ち回り開催に変更)</p> <p>国民医療費及びSHA手法の現状を踏まえて課題を抽出し、推計手法、推計に当たっての課題等について検討を進め、その結果を基に公的統計として位置付けることについて、平成23年3月に検討会から以下の指摘を受けた。今後は「厚生労働統計の整備に関する検討会」において引き続き検討する予定。</p> <p>(指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民医療費、SHAについては、まずこれらの重要性を社会に認識いただき、その地位が高まって広く活用されることが重要である。 ・ 公的統計として位置付けることを検討する際には、SHAが民間機関の事業として作成されている状況にあることを考慮する必要がある。精度の高いSHA統計を継続して作成していくためには、作成主体が国であれ民間であれ、情報、経費及びマンパワーが必要であり、何らかの形で国が関与していく体制を整備する必要がある。 ・ SHAによる国際比較性を担保した上で、既存の統計を利用していくことが現実的な方向性である。 ・ 現時点においても様々な課題があり、どれか特定の面だけの観点から公的統計化を一義的に考えるのではなく、新たなデータソースの活用可能性も含め、今後も継続して検討を進めることも必要である。
<p>○ 主要項目の推計及び公表の具体的方法に関して、統計委員会国民経済計算部会で審議が実施され、対応方針が了承されたところであり、引き続き、平成23年末公表予定の平成17年基準改定での導入に向けた作業を行っている。</p>
<p>○ 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目の格付等、ストック統計の見直しについて引き続き検討を行っている。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (5) 財政統計の整備	○ 総務省始め関係府省等の協力を得て、「中央政府」の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータをCOFOG(政府支出の機能別分類)の2桁分類に分類し、「地方政府」の項目については、地方財政状況調査の分類と対応が取れる項目の整備や、対応が取れない項目の推計方法について検討し、COFOGの2桁分類による政府支出推計を行う。	内閣府	平成17年基準改定時を目途に実施する。
(6) ストック統計の整備	○ 恒久棚卸法を中心とする標準的な手法によってフロー(投資)量と統合的なストック量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本ストックマトリックス」及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと統合的に固定資本減耗の改定も行う。	内閣府	平成17年基準改定時の導入を目指す。
	○ 93SNAの改定に対応した資本サービス投入量を開発し導入する。	内閣府	次々回基準改定時に導入する。
	○ 既存の統計や行政記録情報等から建築物ストック全体を推計する加工統計を整備する。	国土交通省	平成21年度から実施する。
	○ 上記加工統計を基に物的接近法による金額評価の推計を行うとともに、恒久棚卸法と方法論的に共通する部分については整合性を確保し、その上で両推計法による値について相互の精度検証を行う。	内閣府	次々回基準改定時に実施する。
	○ 固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、民間企業投資・除却調査(うち投資調査)において、資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
	○ 生産的資本ストック及び純資本ストックの測定に不可欠な資産別経齢プロファイル(経齢的な効率性及び価格変化の分布)を推計するため、民間企業投資・除却調査(うち除却調査)の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
	○ 関係府省等の協力を得て、国富調査による既取得資産の(取得年別)設備投資調査に対する社会的ニーズの評価と実施の可能性に関して検討する。	内閣府	次々回基準改定時までには結論を得る。
	○ 関係府省等の協力を得て、企業と事業所の変換、より直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法について検討する。	内閣府	次々回基準改定時までには結論を得る。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

○ 平成23年末公表予定の平成17年基準改定での導入に向けた具体的作業を行っている。

○ 恒久棚卸法等によるストック推計については、統計委員会国民経済計算部会で審議が実施され、対応方針が了承されたところであり、引き続き、平成23年末公表予定の平成17年基準改定での導入に向けた作業を行っている。

○ 改定されたSNA(2008SNA)に対応した資本サービス投入量について、次々回基準改定に向け、引き続き概念的な整理等の検討を行っている。

○ 平成21年度に取りまとめた建築物ストック統計検討会報告書及び報告書に基づいて試算した平成22年1月1日現在の建築物ストック統計の試算値の公表を行った。
引き続き、本統計の推計値(平成22年1月1日現在)の算出とその公表に向けて、作業を進めている。

○ 恒久棚卸法と方法論的に共通する部分について整合性を確保するため、平成22年度に公表された建築物ストック統計の推計結果について検討を行っており、平成17年基準改定以降に具体的な作業を開始する予定である。

○ 民間企業投資・除却調査を活用し、設備投資の構造の詳細把握と固定資本マトリックスの推計について検討を行っており、平成23年末公表予定の平成17年基準改定における実施に向け作業中である。

○ 民間企業投資・除却調査結果の蓄積に基づき資産別経齢プロファイルの推計の検討を行っており、平成23年末公表予定の平成17年基準改定における実施に向け作業中である。

○ 既取得資産の設備投資調査の必要性や社会的ニーズの評価及び国富調査の実施可能性について引き続き検討を行っており、平成17年基準改定以降に具体的な作業を開始する予定である。

○ 企業と事業所の変換、より直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法について引き続き検討を行っており、平成17年基準改定以降に具体的な作業を開始する予定である。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (7) 統計基準の設定	○ 各種統計の比較可能性を向上させる観点から、平成22年国勢調査の実施に間に合うように日本標準職業分類を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成21年度前半までに実施する
	○ 指数の基準改定の客観性と各指数の整合性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」を新たに統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成21年度に実施する。
	○ 季節調整値の客観性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「季節調整法の適用に当たっての基準」を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成22年度に実施する。
	○ 日本標準商品分類におけるサービスの取扱い、従業上の地位に係る分類の在り方について研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する。 なお、設定を行う場合には、中央生産物分類(CPC)との整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保する。	総務省	平成23年度までに結論を得る。
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 ア 情報通信サービスに関する統計の整備	○ 情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省、経済産業省	平成22年を目途として実施する。
	○ 通信利用動向調査の精度を向上させる。また、都道府県別の表章ができるような標本数を確保することについて検討する。	総務省	平成21年度から検討する。
イ 知的財産活動に関する統計の整備	○ 知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。	総務省、特許庁	平成23年度までに結論を得る。
	○ 平成27年時点で、企業グループの知的財産活動に係る統計データと5年から6年度分の財務データを同時に利用することが可能となるよう、企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの速やかな構築に向けて必要な取組等を検討する。	総務省、経済産業省	平成24年度までに結論を得る。
ウ サービス活動を適切にとらえるための検討	○ 各府省、学会等の協力を得て、各国の経験を踏まえたサービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測についての調査研究等を実施するため、研究会等の検討の場を早急に設ける。	総務省	平成21年度から実施する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況
<p>《平成21年度に実施済み》</p> <p>○ 日本標準職業分類については、基準案に関する統計委員会への諮問(平成21年4月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(平成21年8月)を経て、統計基準として設定し、平成21年12月21日に総務省告示第555号により公示した。</p>
<p>《平成21年度に実施済み》</p> <p>○ 「指数の基準時に関する統計基準」について、基準案を経済指標専門会議で2回(平成21年12月及び22年1月)検討。</p> <p>この検討結果を踏まえ、基準案に関する統計委員会への諮問(平成22年1月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(平成22年2月)を経て、平成22年3月18日に統計基準として設定し、同年3月31日に総務省告示第112号により公示。</p>
<p>○ 「季節調整法の適用に当たっての統計基準」について、基準案を平成22年11月開催の経済指標専門会議で検討。</p> <p>この検討結果を踏まえ、基準案に関する統計委員会に諮問(平成23年1月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(平成23年2月)を経て、平成23年3月9日に統計基準として設定し、同年3月25日に総務省告示第96号により公示。</p>
<p>○ 日本標準商品分類については、関係府省による準備会合の検討結果を踏まえ、統計基準の設定を目標に、統計分類専門会議における検討を平成22年12月に開始した。今後、新たな統計基準の案に係る検討を経て、平成23年度中に最終的な結論を得る予定。</p> <p>従業上の地位に係る分類の在り方の検討については、関係府省による検討を平成23年2月に開始した。今後、労働統計の整備に係る検討結果を踏まえ、平成23年度中に統計基準として設定することの可否について結論を得る予定。</p>
<p>○ 総務省・経済産業省の共管調査として平成22年5月に第1回「情報通信業基本調査」を実施。平成22年10月27日に速報、平成23年3月29日に確報を公表した。</p>
<p>○ 平成22年度調査から世帯調査の都道府県別表章を行うため、必要な標本数を確保した調査設計とし平成23年1月に調査を実施。</p>
<p>○ ビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報の照合状況を踏まえ協議を開始。その結果を踏まえて、平成23年度は未照合情報に対する対応について協議を開始予定。併せて、窓口府省についても検討予定。協議開始に向けて、平成23年3月に照合状況等について打合せを実施。【総務省(統計局)及び特許庁】</p> <p>○ 総務省に対し、ビジネスレジスターの企業情報と照合するための産業財産権の出願人情報に関する基礎的な情報を説明するとともに、提供可能なデータ内容・照合方法等に関する具体的な提案を特許庁より行った。【特許庁】</p>
<p>○ 上記の照合状況及び財務データの活用に関する検討結果を踏まえ、必要な取組等について検討予定。併せて、窓口府省についても検討予定。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの構築に向けて必要な取組等について検討を行った。【経済産業省】</p>
<p>○ 平成22年度は、平成21年10月に設置したサービス分野に係る統計を作成している府省等を構成員とする「サービスの計測に関する検討会」において、サービスの質の実態把握と評価が困難な分野に焦点を合わせた国民的需要に関する調査(需要調査)を検討・立案・実施し、報告書をまとめた。</p> <p>平成23年度は、当該需要調査の結果を踏まえ、同検討会において、国民的需要が高いとされたサービスの分野について、その計測方策等の検討を行う予定。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 エ 企業のサービス活動(組織内活動と外部委託)に関する統計の整備	○ 平成21年経済センサス-基礎調査に基づいて把握した純粋持株会社のすべてを対象として、平成23年以降、常時従事者数とその機能別内訳、傘下企業に関する情報、収益内訳等について調査する。さらに、その結果を平成26年に実施予定の経済センサス-基礎調査で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせることによって、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。	経済産業省	平成23年度以降実施する。
(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、安定的な指標を得るため、厚生労働省の協力を得て、既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握の可能性について検討する。	総務省	平成23年中に結論を得る。
	○ 就業(就職及び離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。
	○ 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。	厚生労働省	平成21年度中に結論を得る。
	○ 住民基本台帳人口移動報告において、住民基本台帳データを活用し、年齢別や都道府県よりも細かな地域別の移動数に関する統計を作成することについて、個人が特定されないよう配慮した上で、早期に結論を得られるよう、地方公共団体と協議を行う。	総務省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

○ 純粋持株会社の実態把握に向けた調査設計に関する研究会を行い、定義、調査項目などの課題整理を行った。

○ 就業構造基本調査による把握の可能性を「雇用失業統計研究会」において検討しているところ。

○ 「雇用失業統計研究会」(平成22年度中、3回開催)において検討。

○ 見直しの方向性として、就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析するため、平成24年就業構造基本調査において関連の調査事項の追加等について検討。

○ 就業と結婚等との関係についてより詳しく分析するため、平成19年就業構造基本調査を活用し、「育児と就業に関する分析」の追加集計等を実施。【以上総務省(統計局)】

○ 就業と結婚等の事項については、関係する統計調査において、従来より調査の企画の際に検討しているものであり、すでに一部の統計調査では以下の事項を把握しているが、他の統計調査についても必要な事項がないか、今後も引き続き検討する。

○ 21世紀出生児縦断調査、21世紀成年者縦断調査については、有識者からなる「縦断調査の充実に係る検討会」を平成21年3月に設置し検討し、平成22年3月に最終取りまとめを行った。

(1)雇用動向調査

入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」、離職者票の「離職理由」において「結婚・出産・育児・介護」に関する選択肢を設けている。

(2)縦断調査(現在、実施している主な調査項目)

- ・ 21世紀出生児縦断調査
就業(母親の就業状況)、出産(母親の出産1年前・出産半年後の就業状況)、子育て(子育て費用、子育ての負担感)等
- ・ 21世紀成年者縦断調査
就業(就業の状況、結婚・出産前後の就業の状況)、結婚(結婚の状況、結婚意欲)、出産(出生の状況、男女の出生意欲)、子育て(仕事と子育ての両立支援制度の利用状況) 等
- ・ 中高年者縦断調査
就業(就業の状況、仕事への満足感)、介護(介護の状況、介護時間) 等【以上厚生労働省】

○ 21世紀出生児縦断調査は平成22年度に新たなコーホートを追加し、平成22年12月に調査を実施した。

○ 21世紀成年者縦断調査における新たなコーホートの追加は、財政事情により平成23年度の概算要求に盛り込まれなかったが、平成24年度以降、概算要求することを検討する。

○ 新結果表作成のシステム開発を行い、平成22年2月に年齢別結果表を公表。市区町村別の結果表については平成23年4月に公表した。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」について、地方公共団体の意見も聞きつつ、以下の検討を行う。 ・ 集計の充実(性・年齢各歳別人口、世帯主の性・年齢・世帯人員別世帯数、世帯主との続柄別人口、性・年齢別国籍移動数など) ・ 作成時期(現行は3月末)の見直し	総務省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
	○ 人口動態調査における集計の充実(出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等)について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。
(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	○ 家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況のよりの確な把握について検討する。	総務省	平成23年中に結論を得る。
	○ 全国単身世帯収支実態調査におけるモニター方式の調査結果等を分析した上で、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用に関して検討する。	総務省	平成25年中に結論を得る。
	○ 地域コミュニティー活動等に関する統計の整備の観点から社会生活基本調査において、NPQ、ボランティア、地域コミュニティー活動等に関する調査項目や集計内容について検討する。	総務省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。	厚生労働省	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。	厚生労働省	平成23年中に結論を得る。
	○ 住宅・土地に関する統計体系について検討する。 なお、この検討に当たっては、①住宅・土地統計調査と国勢調査との関係や在り方の見直し、②住宅・土地統計調査への住生活総合調査の統合の是非、③住宅や土地の外形面だけでなく、価格、購入者、世帯の収入構造等の把握などの観点を踏まえる。	総務省 (関連:国土交通省)	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況
<p>○ 基本計画に例示された調査項目や調査基準日の見直しについて、都道府県への意見照会及び全省庁への影響調査(基準調査日)を実施。また、平成21年の住民基本台帳法改正により、住民基本台帳の適用対象に外国人が加わることから、外国人住民に関する調査項目を追加することとした。今後は、意見照会や調査結果等を踏まえ、これらの見直しについて具体的な検討を進め、できるだけ早期に結論を得る予定。</p>
<p>○ 人口動態調査における集計の充実(出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等)について外部有識者の意見を参考に検討し、具体的な措置、方策等として示された統計表について基幹統計調査の変更申請を行い、平成22年8月20日に総務大臣の承認を得、平成21年人口動態統計(確定数)において平成22年9月2日にe-Statに掲載した。</p> <p>(追加統計表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(出生)出生数、出生月・母の生年年齢別 ・(婚姻)婚姻件数、届出月・届出時生年年齢別一夫・妻一 ・(離婚)離婚件数、届出月・届出時生年年齢別一夫・妻一
<p>○ 的確に把握すべき「個計化の状況」について、有識者からの意見聴取等を実施。</p> <p>○ 平成22年度に個計化の状況を把握するためのアンケート調査を実施。</p> <p>○ 平成23年度にアンケート調査の分析を行い、結論を得るための検討を行う予定。</p>
<p>○ 全国単身世帯収支実態調査の結果を公表(平成22年7月、9月、平成23年3月)。</p> <p>○ 調査結果の分析、全国消費実態調査との統合方法の検討を行っているところであり、23年中に統合集計結果を公表予定。</p> <p>○ 当該結果を踏まえ、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用の是非について検討を進める予定。</p>
<p>○ 地域コミュニティ活動等に関する統計の整備の観点から、平成23年社会生活基本調査において、「ボランティア活動の実施状況」について、NPOや地域に根付いた組織とのかかわりや、1回の活動当たりの平均時間を把握する調査項目を追加し、実施する予定。</p>
<p>○ 平成23年に実施を検討していた試験調査については、財政事情により概算要求に盛り込まれなかった。このため、平成25年調査で実施することは困難な状況である。</p> <p>今後、平成28年調査で標本規模を拡大すること等について検討する。</p>
<p>国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることとし、統計委員会(平成22年1月25日)による審議等を経て、平成22年調査(大規模調査)において、所得票と世帯票・健康票をクロス集計した集計表(6表)を拡充した。</p> <p>(追加統計表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯数、医療費の家計支出額に占める割合・所得金額階級別 ・高齢者世帯数、医療費の家計支出に占める割合・所得金額階級別 ・世帯人員数(6歳以上)、健康意識・生活意識別 ・世帯人員数(12歳以上)、こころの状態(点数階級)・生活意識別 ・世帯人員数(15歳以上)、健康意識・性・生活意識別 ・世帯数、医療費の家計支出額に占める割合・生活意識別
<p>○ 平成22年度中に、住宅・土地統計調査と住生活総合調査との統合、暮らし方(住まい方)の適切な把握方法等について、課題の掘り起こしを実施。平成23年度については、平成25年調査の企画に際し、統合是非等に係る具体的な方向性を得る予定。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備</p>	<p>○ 暴力行為、不登校、いじめ等の児童生徒の問題行動に関する事項を含む統計調査(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査等)において、より客観的な基準の設定等、統計の比較可能性向上策について検討する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成21年中に結論を得る。</p>
	<p>○ 学校保健統計調査において、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加とともに、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じることを含め、調査方法や調査票の改善について検討する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成22年中に結論を得る。</p>
	<p>○ 社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにする観点から、関連統計調査において、学歴等の教育関連項目を追加することについて検討する。</p>	<p>各調査の実施府省</p>	<p>原則として平成21年中に結論を得る。</p>

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

《平成21年度に実施済み》

○ 平成20年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」実施により明らかとなった課題等への対応策について検討し、平成21年度以降の調査において改善を図った。

〔具体的対応状況〕

- 1 調査票の様式や注記の改善。
- 2 調査項目の重複が見られるものや、統計上比較可能な顕著な差がみられない項目を整理・統合。
- 3 公表実績がなく、予算、分析に活用している実態も無い項目があったため調査項目を削除。
- 4 平成21年度から新たに制度として設けたもの(高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、相談指導を受けている場合の指導要録上の出席扱いについて)があるため調査項目に追加。
- 5 平成20年度調査結果を受けて、調査項目の基準や例示を徹底するとともに、各学校の調査担当者を集めた説明会を開催するなど、必要な指導・助言に努めるよう通知を发出。

○ 学校保健統計調査に係る指摘事項を検討するため、学識経験者からなる検討会を設け、検討を行った。その結果、以下の理由により、掲げられた「心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に關する項目の追加とともに、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じること」については困難との結論を得た。

また、掲げられた事項以外の調査方法や調査票の改善については、都道府県教育委員会学校保健担当部局や財団法人日本学校保健会、関係学会等の意見を聴取する機会を設け、学校現場における対応能力も踏まえつつ、改正の必要性や実現可能性をさらに検討していくこととしている。

① 学校保健統計調査は、学校保健安全法第13条に基づく学校保健安全法施行規則第6条各号に定める項目について行う健康診断(以下「健康診断」という。)及び同規則第11条に定める保健調査(保護者が記入する問診票。以下「問診票」という。)の結果をもとにした二次的調査として実施されるものである。

したがって、学校保健統計調査の基礎となるデータは健康診断又は問診票のいずれかによって収集されたものに限られる。

② 「心の健康」については、精神科医師による継続的な診断を必要とすることから、健康診断という時間的に限られた場だけでは判断できない。また、精神疾患に対しては社会的偏見が存在する現状を踏まえれば、自己申告という性格を持つ問診票の内容とすることにはなじまない。

③ アレルギー疾患については、問診票において、「ぜん息」、「アトピー性皮膚炎」及び「食物・薬物アレルギー」に関して報告を求めるのが一般的である。

このうち「ぜん息」及び「アトピー性皮膚炎」については、その症状が明白であるため、既に学校保健統計調査の対象としている。

「食物・薬物アレルギー」の有無については、基本的に児童生徒の自己申告となるが、調査時点で必ずしも正確な診断がされているとは限らず、統計的な基礎データとするには信頼性を欠く可能性がある。

④ 生活習慣病については、これに関連する項目として肥満傾向(身長・体重)及び尿糖を集計しているが、さらに項目を追加するには血液検査を実施する必要があり、実施に当たっては新たな費用負担が発生する。

なお、高等学校までの年代であれば、血液検査で得られる情報は他の項目で十分代替できるとされる。

⑤健康診断票をそのまま統計作成に利用するためには健康診断票の全国統一様式化が前提となる。

健康診断票については、かつては学校保健法施行規則において様式が定められていたが、検査項目について各設置者の裁量を認めることとし、平成6年に同規則を改正して全国統一様式を定めないこととされた。

このような経緯を踏まえれば、地方分権の一層の推進が求められる現時点において、再び全国統一様式に復することはできない。(なお、学校保健法は平成21年に改正され、学校保健安全法と改称された。)

《平成21年度に実施済み》

○ 労働力調査、就業構造基本調査、社会生活基本調査においては、従前から学歴等の教育関連項目として、「在学、卒業等教育の状況」を設置しており、社会生活や雇用・労働等と教育との関係に関するデータを公表済。【総務省(統計局)】

○ 統計委員会(平成22年1月25日)による審議を経て、平成22年から国民生活基礎調査において、「教育」の項目を追加し、学歴を6区分(小学・中学、高・旧制中、専門学校、短大・高専、大学、大学院)で把握することとした。【厚生労働省】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確にとらえる統計について検討する。	文部科学省	平成25年中に結論を得る。
	○ 学校外学習の実態把握の観点から、子どもの学習費調査において、塾への通学頻度や進路希望などの項目を追加することについて検討する。	文部科学省	平成22年中に結論を得る。
(5) 環境に関する統計の段階的な整備	○ 気象庁と協力して、同庁が作成する気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。	環境省	平成21年度から実施する。
	○ 関係府省と協力して、この数年内に、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実や気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関する統計を整備する。	環境省	平成22年度から実施する。
	○ 総務省は、環境省及び資源エネルギー庁と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態(電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等)と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計を作成する。	総務省、環境省、資源エネルギー庁	平成21年度から実施する。
	○ 新エネルギー関連の一次統計については、既存の公表データを精査し、必要性を確認の上、新エネルギーなど再生可能エネルギーについての公的な一次統計の作成について検討を開始する。	関係府省(農林水産省、資源エネルギー庁)	平成21年度から検討する。
	○ 総合エネルギー統計については、政策立案や地球温暖化対策を実施しうよう、速報値の公表について、正確性を確保しつつ、早期化に努める。そのため、関係府省は、総合エネルギー統計の作成に利用する基礎統計について前年度データの速報値をできるだけ早期に利用できるよう努める。	資源エネルギー庁、関係府省(林野庁、経済産業省、国土交通省等)	平成21年度から実施する。
	○ 廃棄物及び副産物を把握する統計の整備について、検討する場を設ける。	関係府省(農林水産省、経済産業省、環境省)	平成21年度に設置する。
	○ 総務省及び経済産業省と協力して、環境分野分析用の産業連関表の充実についての検討を開始する。	環境省	平成21年度から検討する。
	○ 総務省始め関係府省と協力して、この数年内に環境に関する統計と経済社会領域の統計(人口、経済活動、建築、建設物、社会施設等)を地理情報上に結び付けて、領域環境統計を構築することの検討を開始する。	環境省	平成21年度から検討する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況
○ 「新しい時代に対応した統計調査の推進に関する検討会」を設置しており、今後、同検討会において検討を進める予定。
○ 「新しい時代に対応した統計調査の推進に関する検討会」を設置しており、この検討会の意見も踏まえ、当該項目に対する検討を行った結果、「平成24年度子どもの学習費調査」において、塾への通学頻度や進路希望などの項目について、附帯調査を実施することとした。
○ 気象庁が作成する気候統計を活用し、文部科学省、気象庁と共同で2009年10月に「温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート」の作成、公表をするなど気候変動に関する科学的分析・普及啓発を行ったところであり、引き続き、所要の対応方策の余地について検討予定。
○ 温室効果ガス排出量・吸収量をより精緻に算定するため、環境省が設置している温室効果ガス排出量算定方法検討会等において、算定に用いる統計データの充実について、関係省庁と協力して検討を行った。今後も、同検討会等において引き続き検討を進めていく予定。 ○ 気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関する統計整備を検討するための有識者によるワーキンググループを設置し、整備の基本方針をとりまとめた。次年度以降、基本方針に基づき、関係府省と協力して、統計を整備し、HPやレポートにより公開する。
○ 平成21年全国消費実態調査の耐久財等調査票及び家計簿を用いた、各世帯のエネルギー消費の実態と耐久財の保有状況の関係に関する集計の検討を行っているところ。
○ 昨年度に引き続き、新エネルギーなど再生可能エネルギーについての統計の整備について検討しているところ。 具体的には、「平成22年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーの熱利用の統計整備に関する基礎調査)」を行い、再生可能エネルギーのうち、利用実態把握のための手法が確立されていない熱利用分野について、既存データを収集し、導入量の推計を行ったところ。 今後、利用実態に即した導入量の把握のためには、様々な使用環境下における実稼働効率の特定といった課題等があり、引き続き、昨年度検討した推計方法の評価・分析を実施し、諸外国の統計整備の進捗状況も考慮しながら、我が国の統計の整備のあり方について検討する。
○ 総合エネルギー統計については、一次統計の作成・提供を受ける各府省との連携の下、統計の正確性に配慮しつつ速報値公表の早期化に対応。
○ 平成21年12月に関係府省、学識経験者、産業界関係者からなる「廃棄物統計の精度向上及び迅速化のための検討会」を設置した。平成21年年度は計4回、平成22年は計5回開催した。
○ 産業連関表の充実について検討を行うため、有識者による検討会を開催し、平成23年度以降の作業方針等を定めた「環境分野分析用産業連関表の作成に関する作業方針の骨子」を作成した。
○ 政府統計の総合窓口(e-Stat)において運用される「目で見える統計(統計GIS)」の活用に関して、データ登録のために必要な手続き等について確認した。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項	○ 旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査について充実を図る。	観光庁	平成22年度までに実施する。
(6) 観光に関する統計の整備	○ 地方公共団体が採用可能な共通基準を策定するとともに、各都道府県が、共通基準に則って、都道府県間の比較が可能な観光統計を整備することができるよう、必要な調整を行う。	観光庁	平成22年度までに実施する。
	○ 内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能となるように、観光サテライト勘定の整備について検討を進めるとともに、観光サテライト勘定の本格的な作成及び公表を行う。	観光庁	平成22年度までに実施する。
(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 平成21年経済センサス-基礎調査に基づく企業の母集団情報の提供を受けて、輸出入行動を当該企業の企業特性(外資比率等)と関連付けて、新たな統計を作成することについては、その具体的なニーズについて提示を受けた上で、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されたり、個別企業の情報が識別されることのない形で作成が可能か否かを検討する。	財務省	平成21年度から検討する。
	○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報(委託加工など)を貿易統計に反映させることを検討する。	財務省	平成21年度から検討する。
	○ 適法な在留外国人の台帳制度等についての検討状況を踏まえ、登録外国人統計(在留外国人統計)及び出入国管理統計における国籍別、在留期間別の集計の充実について検討する。	法務省	平成25年までのできるだけ早い時期を目途に結論を得る。
	○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実(特に年齢別)について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況
<p>○ 旅行・観光消費動向調査については、調査対象数及び調査項目(海外旅行等)の拡充を行った。 また、宿泊旅行統計調査についても、従業者数10人以上の宿泊施設を調査対象としていたものを全宿泊施設を対象とする調査に拡充した。</p>
<p>○ 各都道府県と調整を行い、平成21年12月に観光庁が「観光入込客統計に関する共通基準」を策定し、同基準に基づく観光入込客統計が平成22年度から全国45都道府県において作成された。</p>
<p>○ 平成21年暦年分の旅行・観光サテライト勘定を作成し、平成23年4月に公表した。</p>
<p>○ 業務統計としての貿易統計に求められる行政の効率化や貿易手続の円滑化という観点、国際貿易・物流関係者からの要請及び貿易統計の利用者ニーズ等を踏まえ、今後の貿易統計のあり方についての検討を行っているところである。 (平成21年度末に政府統計の総合窓口(e-Stat)を用いて「貿易統計の改善に向けたアンケート」を実施しており、その結果を踏まえつつ、今後検討すべき論点の整理や、外部有識者(統計利用者及び行政記録情報の提供者等)からの意見聴取を含む検討を進展させていく予定。)</p>
<p>○ 業務統計としての貿易統計に求められる行政の効率化や貿易手続の円滑化という観点、国際貿易・物流関係者からの要請及び貿易統計の利用者ニーズ等を踏まえ、今後の貿易統計のあり方についての検討を行っているところである。 (平成21年度末に政府統計の総合窓口(e-Stat)を用いて「貿易統計の改善に向けたアンケート」を実施しており、その結果を踏まえつつ、今後検討すべき論点の整理や、外部有識者(統計利用者及び行政記録情報の提供者等)からの意見聴取を含む検討を進展させていく予定。)</p>
<p>○ 平成22年度は特段の取組実績はなし。なお、今後、平成25年までのできるだけ早い時期を目標に結論を得る予定。</p>
<p>○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実(特に年齢別)について外部有識者の意見を参考に検討し、具体的な措置、方策等として示された統計表について基幹統計調査の変更申請を行い、平成22年8月20日に総務大臣の承認を得、平成21年人口動態統計(確定数)において平成22年9月2日にe-Statに掲載した。 (追加統計表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(出生) <ul style="list-style-type: none"> 【日本における日本人】 <ul style="list-style-type: none"> ①父日本・母外国の出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)別 ②母日本・父外国の出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)別 【日本における外国人】 <ul style="list-style-type: none"> ③出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)・嫡出子―嫡出でない子別 ・(婚姻) <ul style="list-style-type: none"> 【日本における日本人】 <ul style="list-style-type: none"> ①夫日本・妻外国の婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) ②夫外国・妻日本の婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) 【日本における外国人】 <ul style="list-style-type: none"> ③婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) ・(離婚) <ul style="list-style-type: none"> 【日本における日本人】 <ul style="list-style-type: none"> ①夫日本・妻外国の離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) ②夫外国・妻日本の離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) 【日本における外国人】 <ul style="list-style-type: none"> ③離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。なお、検討に際しては、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置についても併せて検討する。	各調査の実施府省	原則として平成21年中に結論を得る。
	○ 実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。
	○ 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、社会生活基本調査において、個人の年間収入、健康状態など、労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加について検討する。	総務省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 雇用動向調査等を基にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。	厚生労働省	平成24年末までに実施する。
	○ 経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査と、工業統計表等との結合を図るため、共通符号を持たせること等の措置を講じる。	厚生労働省	ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、速やかに実施する。
	○ 非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査について、遅くとも平成24年度までの調査開始に向けて、調査の内容や実施時期等について検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、平成22年度までに結論を得る。
	○ 労働力調査において既に公表している前月比較による労働力フローのデータに加えて、労働力調査を利用して、性別、年齢別、産業別、職種別に、前年同月時点での就業者又は失業者については現在の就業状態、離職の有無、転職の有無を、前年同月時点で非労働力である者については現在の就業状態を示す分析指標の推計・作成について検討する。	総務省	平成25年度までを目途に結論を得る。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況
<p>○ 「雇用失業統計研究会」(平成22年度中、3回開催)において検討。</p> <p>○ 見直しの方向性として、労働力調査においては、有期雇用契約者の総数を把握できるようにするため、従業上の地位における常雇を無期と有期に分割して把握することを検討。</p> <p>また、平成24年就業構造基本調査においては、従業上の地位に代えて1回当たりの雇用契約期間及び労働契約の更新回数についての試験的な把握について検討。【以上総務省(統計局)】</p> <p>○ 統計委員会における指摘(「雇用失業統計研究会」と「厚生労働統計の整備に関する検討会」の連携要望(第36回統計委員会))も踏まえ、総務省と緊密な情報交換を行い、総務省における取組を参考に関係する統計調査において必要な対応について検討する。</p> <p>○ なお、雇用者に関する用語や概念については、総務省への統計調査の承認・申請等の際、必要な調整を実施して整合性を図るように努めていく。【以上厚生労働省】</p>
<p>○ 「雇用失業統計研究会」(平成22年度中、3回開催)において検討。</p> <p>○ 実労働時間のより適切な把握に必要な項目を検証するため、「実労働時間に関するWEBアンケート」を実施。</p> <p>○ 見直しの方向性として、「実労働時間に関するWEBアンケート」の結果を踏まえ、年ベースの実労働時間の把握に必要な調査項目の追加について検討。【以上総務省(統計局)】</p> <p>○ 統計委員会(平成22年1月25日)等における審議を経て、平成22年国民生活基礎調査(大規模調査)において、1週間の実労働時間を把握することとした。</p> <p>○ 統計委員会における指摘(「雇用失業統計研究会」と「厚生労働統計の整備に関する検討会」の連携要望(第36回統計委員会))も踏まえ、総務省と緊密な情報交換を行い、総務省における取組を参考に関係する統計調査における必要な対応について検討する。【以上厚生労働省】</p>
<p>○ 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、平成23年社会生活基本調査において、個人の年間収入や健康状態を把握する調査項目を追加し、実施する予定。</p>
<p>○ 労働政策研究・研修機構(JILPT)において当該指標の推計方法の研究を行い、研究結果の概要について平成23年4月28日に同機構より報道発表が行われた。今後、同機構により作成される報告書を踏まえ指標の公表について検討を行う。</p>
<p>○ 事業所・企業データベースにおいては、各事業所毎に固有の事業所コードを付番しており、母集団情報を提供する際に併せて提供している(重複是正のために調査履歴を登録する際、照合キーとして活用される)。</p> <p>今後、ビジネスレジスターの整備状況を踏まえつつ、新データベースを活用した効率的な統計の作成や統計結果データの有効活用等の観点から、共通コードの維持管理方法等について検討を進める予定。</p>
<p>○ 総務省と共同(「厚生労働統計の整備に関する検討会(厚生労働省主催)」及び「雇用失業統計研究会(総務省主催)」)で具体的課題の整理を行い、対応を検討した。</p> <p>統計委員会基本計画部会の指摘を踏まえ、省内の関係部局と行った非正規雇用に関する検討の場において、非正規雇用の実情に関して既存調査で把握されている項目について整理し、既存調査に加え、雇用構造調査(就業形態の多様化に関する総合実態調査、若年者雇用実態調査、パートタイム労働者総合実態調査等)において、毎年継続的に調査する事項(就業形態別の労働者割合等)と調査年のテーマに即した調査事項に分けて調査することで対応予定。</p> <p>なお、既存統計の活用の観点から、労働力調査における従業上の地位等の定義に関して意見を提出した。</p>
<p>○ 昨年度収集した既存の学術研究などの関連情報を基に経常的な集計が可能か否か技術的な面を検討。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。	厚生労働省、 総務省	平成21年度から検討する。
(9) その他	○ 平成22年国勢調査の実施状況を踏まえ、残された調査実施上の課題について、平成27年以降の国勢調査において、更なる改善を図るとともに、調査の内容面について、広く世の中のニーズを踏まえて検討する。	総務省	平成27年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。	厚生労働省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 犯罪被害実態(暗数)調査における標本数の拡充等による精度向上について検討する。	法務省	平成24年調査の企画時期までに結論を得る。
第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	○ 経済センサス-活動調査の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定。平成20年3月19日改定)等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報の活用を検討する。	総務省	平成23年度の経済センサス-活動調査における活用を平成21年度から検討する。
	○ 住民基本台帳データを活用して集計している住民基本台帳人口移動報告における表章の詳細化の必要性や個人が特定されないための表章方法等について地方公共団体に説明し、現行よりも詳細なデータの提供についての了解を得た上で、必要なデータの活用について早期の実現を図る。	総務省	平成21年度から具体的検討を開始する。
	○ 法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用の早期実現に向けて、集計システムの改修等技術的課題等を検討する。	財務省	平成21年度から具体的検討を行う。
	○ オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。	財務省、経済 産業省等	平成21年度から具体的検討を行う。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況
<p>○ 統計局における世帯調査においては、労働力調査により、従前から求職関連項目として求職活動の有無及び求職活動の種類を把握しており、データを公表済。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 未充足求人については、現行では、雇用動向調査において上半期で把握しているが、同調査内で残り三四半期分について把握の可能性、または、現行四半期で実施している労働経済動向調査の中で未充足求人の把握の可能性について検討を行う。【厚生労働省】</p>
<p>○ 平成22年10月1日に実施した国勢調査の実施状況について取りまとめを行う予定。</p> <p>○ 今後、上記取りまとめ結果を踏まえ、有識者による「平成27年国勢調査の企画に関する検討会」(仮称)を開催するなどして、試験調査の企画を含め、平成27年国勢調査の企画に向けた検討を行う予定。</p>
<p>○ 平成23年調査の企画を行い、医療施設調査において「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとした。</p> <p>○ 平成22年12月17日に統計委員会へ諮問し、第25、28、29回人口・社会統計部会による審議を経て、平成23年4月22日に統計委員会において答申が採択された。</p>
<p>○ 平成22年度は特段の取組実績はなし。なお、今後、平成24年調査の企画時期までに結論を得る予定。</p>
<p>○ 雇用保険情報を含む労働保険情報の事業所母集団データベースへの活用について、厚生労働省と具体的な事務処理方法などを協議し、平成22年12月にデータの提供を受け、事業所母集団データベースとの照合などの分析を実施。</p> <p>また、受領したデータは、平成24年に実施する経済センサス-活動調査の名簿整備に活用。</p>
<p>○ 新結果表作成のシステム開発を行い、平成22年2月に年齢別結果表を公表。市区町村別の結果表については平成23年4月に公表した。</p>
<p>○ ビジネスレジスターに収納されたEDINET情報を法人企業統計調査に活用する方策について、総務省、財務省、金融庁の3者による検討を実施。</p>
<p>○ 税務データのオーダーメイド集計の形態による集計表については、平成21年度において、財務省、国税庁及び経済産業省間で、経済センサス-活動調査の個票審査の基準値や個票欠測値の推計値としての利用可能性を検討してきたところであり、統計調査(経済センサス-活動調査を含む。)と税務データとでは、被調査者(申告者)の単位が異なることや、同一の用語が使用されていても、その用語の定義内容が異なること等の課題が確認された。</p> <p>その後、これらの課題を解消した上で、個票審査の基準値や個票欠測値の推計値としての集計表の有用性を検証するためには、相当な時間を要するため、平成24年2月実施の経済センサス-活動調査への活用は困難と判断するに至った。</p> <p>今後は、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等を踏まえつつ、改めて集計表の利用可能性について、引き続き3省庁間で十分な準備期間をもって検討を重ねていく必要があると考えている。【財務省及び経済産業省】</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	○ 漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用など、統計委員会の答申において検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録情報等の積極的な活用を検討する。	関係府省(農林水産省、国土交通省、厚生労働省等)	統計調査ごとに次回調査の企画時期までに検討し、結論を得る。
イ 行政記録情報等の調査の原則化	○ 調査計画の策定の際、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について事前に調査・検討する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認し、必要に応じ、保有機関に対する協力要請を行う。	各府省	平成21年度から実施する。
ウ 保有機関における集計の活用	○ 統計作成機関が提供要請を行った行政記録情報について、合理的な理由に基づいて提供することが困難な場合、その代替措置として、当該作成機関からの要望に対応したオーダーメイド集計の形態による集計表の作成等を行うことを原則とする。 なお、この場合の費用等は、基本的には統計作成機関が負担する。	各府省	平成21年度から実施する。
エ 行政記録情報等の活用に関する環境整備	○ 各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。 ① 行政記録情報等の活用について、保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策 ② 行政記録情報等について、直接統計作成に利用すること、補助情報として活用すること、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み	総務省	平成23年度を目途に結論を得る。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

- 平成23年調査の企画を行い、医療施設調査において「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとした。
- 平成22年12月17日に統計委員会へ諮問し、第25、28、29回人口・社会統計部会による審議を経て、平成23年4月22日に統計委員会において答申が採択された。【以上厚生労働省】
- 2008年漁業センサス(平成20年11月実施)において一部地域で試行を行った結果を踏まえ、2008年調査の課題等を整理・検討し、2013年漁業センサスの実施に係る統計委員会(平成24年度予定)で、2013年調査の対応方向を報告予定。【農林水産省】
- 法人土地基本調査については、「土地基本調査検討会」を設置して次回調査に向けた調査設計を行っており、固定資産税課税台帳データに限らず、広く行政記録情報の活用の可能性について検討している。【国土交通省】

- 平成22年国勢調査の調査票の記入内容の補完方法として、住民基本台帳等の行政記録の活用を検討し、市町村の審査段階における有効な精度確保方策として活用。【総務省(統計局)】
- 平成22年度に調査計画を策定する統計調査について、活用できる行政記録情報の有無の確認を行ったが、新たに活用した実績なし。【文部科学省】
- 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の実施に係る承認申請の際に、事前に省内において、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】
- 総務省への統計調査の実施に係る承認申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を行っている。【農林水産省】
- 総務省への統計調査の実施に係る承認申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を行っている。【経済産業省】
- 自動車輸送統計調査について一部見直しを行い、平成22年10月から行政記録情報を活用し、統計作成を行った。【国土交通省】

- 基幹統計調査の審議ごとに、統計作成に利用可能な行政記録情報等の有無などについての調査状況を確認し、必要に応じ、行政記録情報等の更なる活用等に向けての検討も行き答申でも指摘した。【内閣府(統計委員会)】

[各府省ともに、平成22年度における該当事例はない。]

- 平成22年度は、行政記録情報等の統計作成への活用に係る最新の状況を把握するため、
 - ① 行政記録情報等を用いて、経常的に作成・公表されている統計(業務統計)の実態
 - ② 行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査の事例
 - ③ 行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査の事例について、各府省からの情報収集を行い、平成23年4月28日開催の第3回事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議において、その結果を報告した。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 効率的な統計作成 (2) 民間事業者の活用 ア 民間事業者の積極的な活用等	○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省における民間事業者の活用に関する検討状況を確認する。	内閣府(統計委員会)、総務省	平成21年度から実施する。
イ 適正活用のための環境整備	○ 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する。	総務省	平成21年度に実施する。
	○ 統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法についての検討の場を設置し、検討する。	各府省	平成22年度から検討する。
	○ 統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、これらの情報の共有化を図るための場を設置し、毎年開催する。	各府省	平成22年度から実施する。
2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 ア 政府全体の調整機能の発揮	○ 各府省と協力し、新たな統計の作成、統計調査の実施等に際し、その計画策定等を支援する専門家集団を編成することについて、その可否を含めて検討する。	総務省	平成22年度から検討する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

- 基幹統計調査の審議ごとに、必要に応じて民間事業者の活用に関する審議を行った。その結果、審議した2件の民間委託(社会生活基本調査(照会対応(コールセンター))、経済センサス活動調査(調査票発送、督促、照会等))について、妥当との答申をした。【内閣府(統計委員会)】
- 基幹統計調査については、①社会生活基本調査におけるコールセンターの設置について、また、②経済センサス活動調査における直轄調査部分の調査票の発送、督促、照会等について、民間事業者への委託により実施することを承認した。【総務省(政策統括官室)】

《平成21年度に実施済み》

- 基本計画における民間事業者の活用の取組の方向性を踏まえ、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し(平成22年3月25日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成を明示。なお、併せて、ガイドラインの名称を「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に変更。

- 「統計基盤の整備に関する検討会議」(平成21年6月24日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより設置)の下に、「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」を平成22年4月に設置し、府省横断的な検討を開始。平成22年度は、同ワーキンググループを計5回開催し、各府省において設定する統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法等について情報共有を行うとともに、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の改定の余地等について検討。

- 各府省と統計調査業務に関する民間事業者団体・民間事業者との意見交換を計3回開催し、民間事業者における統計調査業務の履行能力や、民間事業者を活用するに当たっての課題等を把握。把握した民間事業者の実態等については、「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」において、府省間で情報共有を図るとともに、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の改定について検討するための基礎資料として活用。

- 政府全体で組織・業務の効率・減量化が進められている中で、専門家集団を編成するに当たっては、その要員の派遣元となる各府省のニーズを把握し、編成の必要性について十分に検討した上で、各府省の理解を得ることが必要。このため、「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」(注)を活用し、各府省のニーズ把握を実施。

(注)「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」は、基本計画に掲げられる統計調査員の役割の明確化及び処遇改善等の課題について検討することを目的として、「統計基盤の整備に関する検討会議」の下に設置されたもので、関係府省から構成され、オブザーバーとして一部の地方公共団体も参加。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組</p>	<p>○ 新たな統計の整備及び提供のニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者の負担軽減に加え、統計リソースの確保及び有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行う。</p>	各府省	平成21年度から実施する。
	<p>○ 社会の情報基盤としてふさわしい統計を適時・適切に提供する観点から、基本計画の実施に必要な統計リソースを確保するよう措置する。</p>	各府省	平成21年度から実施する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

- 国家公務員の勤務条件の維持に資する適正な調査となるよう、報告者の負担軽減の観点を踏まえつつ、必要最小限の調査項目を毎年決定している。【人事院】
- 既存統計の作成・報告方法の見直し等を適宜行い、負担軽減や効率化を図っている。【警察庁】
- 平成22年国勢調査の実施に際し、調査事項については、①2項目(「家計の収入の種類」及び「就業時間」)削減、②一部調査項目(「住宅の床面積」)の記入方法を実数記入方式から選択肢方式に変更、また、調査方法については、インターネットを用いた回答方式の一部導入を実施。【以上総務省(統計局)】
- 平成22年度学校教員統計調査において、オンライン調査を導入し、効率化を図った。【文部科学省】
- 報告者の負担軽減及び統計リソースの有効活用の観点から、オンライン調査の推進を図り、調査の効率化に努めている。【厚生労働省】
- 総人件費改革による大幅な人員削減に対応するため、行政ニーズ等を踏まえつつ、既存統計調査の見直し・効率化を推進中。【農林水産省】
- 経済産業省生産動態統計について、調査品目の見直しを行い、必要性の乏しくなった品目を整理・簡素化し、ニーズのある品目を追加した(1796品目→1674品目)。【経済産業省】
- 自動車輸送統計調査について、民間委託を実施した。【国土交通省】
- 報告者(調査対象者)の負担軽減等を目的として、既存統計の見直し・効率化を行い、平成22年度以降、調査項目の軽量化を図り、簡易な意識調査として実施。【防衛省】

[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]

- 必要な統計リソースを確保している。【警察庁】
- 基本計画に必要な予算として、公的統計の整備に関する検討費を要求、また、基本計画に基づく能動的な調整、基本計画推進機能の発揮を図るための経費を平成23年度予算に計上。【総務省】
- 「統計データの有効活用の推進」に必要な経費等を平成23年度予算に計上。【文部科学省】
- 統計調査に関し、高度な専門知識、経験に基づき、これらに係る研究・分析・解析等を行い、厚生労働統計の中長期的な観点から企画及び立案の支援を行うため、平成23年度組織定員要求を行い、平成23年4月から新たに統計調査分析官を2名設置し、また、平成23年10月からは、縦断調査の高度な分析のため、コーホート分析専門官(仮称)1名及び平成22年度に追加した21世紀出生児縦断調査の新たなコーホートに係る係長1名を設置することとしている。【厚生労働省】
- 戸別所得補償制度の着実な実施のために必要な統計の整備に向け、平成23年度の所要の予算・人員を確保。【農林水産省】
- 平成24年2月の経済センサス-活動調査を着実に実施していくため、新たに経済センサス専門職の定員を措置した。
- 基本計画に定められた具体的取組や政府検討会議の検討内容に対応した、経済産業省所管の統計基盤の整備に関する調査・検討のため、平成23年度予算を確保した。【以上経済産業省】

[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組	○ 業務の内容に応じて必要な人材の量(特に、実査、審査、集計部門において重要な要素)と質(特に、企画、分析・公表部門において重要な要素)のバランスにも配慮しつつ、研修や人事交流の充実等により、中核的職員の確保に努力する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源や指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。	内閣府	平成21年度から検討する。
ウ 各府省の取組への支援	○ 各府省における予算及び定員面を中心とした取組状況に関する情報の共有・調整等を行うための場を設置する。 ○ 上記の情報の共有・調整等を踏まえ、毎年度の概算要求時に「各府省統計調査計画等審査意見」を提出する仕組みを活用するなどして、各府省が行う統計リソースの確保及び有効活用の実現が図られるよう財政当局に働きかける。 ○ 定員管理当局に対し、各府省が整備する統計の必要性等について情報提供を行う。	総務省	平成22年度から実施する。
エ 府省横断的な統計ニーズへの対応	○ 効率的な統計整備を図る観点から、府省横断的な基幹統計調査の実施等に総務省の機能及び統計リソースを最大限に活用する。また、関係府省の協力により、必要に応じて共管・共同調査として実施することも検討する。	各府省	平成21年度から実施する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

- 総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講を通じて、統計関連業務に必要な知識・技術を職員に習得させるなど、必要な統計リソースの確保を行っている。【人事院】
 - 内閣府経済社会総合研究所において、職員の統計関連業務に関する能力向上を目的とした研修を実施した。【内閣府】
 - 職員を集め研修を行うなど、各統計業務を担当する職員の育成に努めている。【警察庁】
 - 統計研修所においては、平成22年7月～8月に、国・地方公共団体等へ意見・要望調査及びヒアリングを実施し、その結果を平成23年度研修計画に以下のとおり反映させた。
 - ・ 研修期間短縮の要望に対応して、「調査設計」を2週間から1週間に変更して実施。
 - 総務省内の職員に対する取組は、以下のとおり。
 - ・ 昨年度に策定した研修実施方針に基づき、平成23年3月までの研修計画を策定。
 - ・ 統計研修所等が行う各種統計研修の積極的な受講を働きかけたところであり、引き続き働きかけを行っていく予定。
 - ・ 各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っており、今後も継続できるよう努める所存。【以上総務省】
 - 省内において統計調査手法研修を実施した。【文部科学省】
 - 人員数については業務毎に適正なマンパワーの確保、人材についてはスキルアップを前提に考え、1年から3年周期等の各調査周期に合わせた在任年数、また研修により、専門家育成を図っている。なお、今後も研修については引き続き充実を図る。【厚生労働省】
 - 計画的に研修を実施しており、平成22年度の受講者数は163人。また、統計組織における人事交流に向けた行動計画(統計部における人事異動に向けた方針)を策定し、人事交流を推進。【農林水産省】
 - 研修については、統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を実施しており、平成22年度には計15講座を実施した。
 - 人事交流については、専門的能力の向上に配慮しつつ、省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を行う等して、統計分野の専門的人材の計画的育成に努めている。また、省外においても経済センサスや統計審査等の業務のために総務省に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の充実を図っている。【以上経済産業省】
 - 職場での実務を通じて教育訓練を行い専門的知識付与の向上を図るとともに、研修等へ参加させることにより、中核的職員の確保に努めている。【国土交通省】
- [他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]
-
- 国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得るとともに、23年度の定員に関しては6名の増員を行ったところである。引き続き、研究者や中核的職員を集中的に投入し、推計方法の抜本見直し、システム開発を行う予定である。
-
- 各府省における統計リソースの確保に向けた取組の参考とするため、平成22年7月に開催した「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」において、平成23年度歳出概算要求・定員要求に向けた各府省の取組状況・検討状況について意見交換・情報共有を実施。
 - 毎年度、概算要求時に行っている、各府省が次年度に実施予定の統計調査計画等に係る事前審査のスキームを利用し、その審査結果を財政当局に通知(平成22年9月)することにより、各府省の適正な統計リソースの確保及び有効活用が図られるよう働きかけを実施。
 - また、定員管理当局に対しても、「各府省統計事業計画一覧」の提供を通じ、各府省が整備する統計の状況について情報提供を図っているところ。
-
- 総務省・経済産業省の共管調査として平成22年5月に第1回「情報通信業基本調査」を実施。平成22年10月27日に速報、平成23年3月29日に確報を公表した。【総務省及び経済産業省】
- [他府省では、平成22年度における該当実績はない。]

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 オ 緊急ニーズへの対応	○ 緊急ニーズが生じたときは、原則として、行政記録情報等及び既存統計調査結果を活用する。 その際、既存統計の特別集計に加え、継続的に実施されている統計調査に対する調査事項の付加や、附帯調査として実施することについても検討する。調査が複数府省の所管になる場合には、必要に応じ総務省が調整を図る。	関係府省	平成21年度から実施する。
	○ 上記により難しく、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応する。	総務省	平成21年度から実施する。
(2) 実査体制(都道府県の統計専門職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 地方公共団体を經由する必要がある調査(原則として、調査員調査が必要な調査)の範囲を精査し、必要な見直しを実施する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 新たな統計整備ニーズを含め、基本計画を踏まえ、地方公共団体の統計部局における業務量を極力平準化するよう調整に努める。	総務省	平成21年度から実施する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

- 東日本大震災において、以下の対応を実施
 - ・平成21年経済センサス-基礎調査について、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県における全域及び浸水による被災地域に関する特別集計を実施。また、同県における町丁・大字別の産業別全事業所数及び従業者数等について、他の都道府県結果に先立ち公表。
 - ・平成22年国勢調査について、岩手県、宮城県及び福島県における町丁・字等別の男女・年齢別人口等並びに産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を実施。また、同県における確報値について、7月を目途に全国結果に先立ち公表を予定。
 - ・平成22年国勢調査(速報)及び平成21年経済センサス-基礎調査に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県における浸水による被災地域の統計地図を作成し、各県に提供するとともに、統計局等ホームページに掲載。【総務省(統計局)】

- 以下について資料を作成し、ホームページで公表した。
 - ・東日本大震災における津波により流失、冠水等の被害を受けた農地の推定面積(県別及び市町村別)

- ・東日本大震災に伴う被災4県(岩手県、宮城県、福島県及び茨城県)の農業産出額
- ・東日本大震災に伴う被災地域における市町村別漁業経営体数、漁業就業者数、水産加工場数及び冷凍・冷蔵工場数【農林水産省】

- 平成23年3月11日の東日本大震災の発生に伴い、既存統計の特別集計による被災地域の産業規模の分析や、対象事業所への電話ヒアリングにより、被災状況の把握に努めた。

- 平成23年4月には、鉱工業生産指数(3月分速報)において、通常の全国値に加えて、被災地及び被災地以外の試算値を作成し、前月比と寄与率について公表した。【以上経済産業省】

[他府省では、平成22年度における該当実績はない。]

- 直接該当する承認申請事例はなかったが、東日本大震災への対応の一環として、承認審査等の弾力的運用を図る措置(平成23年3月)を講じたのと同様に、承認審査事務の簡素化・迅速化を図る予定。

- 平成22年国勢調査について、世帯の調査票提出の利便性の向上を図るため、調査票提出の全面封入方式、郵送提出、東京都をモデル地域としたインターネットによる回答を導入し、これに伴って調査員事務全体の見直し・再構築を行った。

調査票提出の全面封入方式の導入等に伴って、指導員の担当調査区数の削減、従来市区町村で行っていた産業大分類格付事務を(独)統計センターに移管、市区町村における調査票の審査事務期間の延長、審査事務従事者確保のための経費措置など、指導員及び市区町村における審査事務の増加を抑制するために必要な措置を実施。

また、コールセンターの設置によって実査期間中の世帯からの照会対応事務の負担を一元化。

- 調査項目について、他の統計データにおける代替性、相対的な利用度の低下などを勘案し、前回の大規模調査であった平成12年国勢調査と比較して、調査項目を2項目削減して実施。【以上総務省(統計局)】

- 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方公共団体を經由する必要がある範囲等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】

- 「工業統計調査」について、都道府県の事務負担軽減のため、従業者200人以上の大規模な事業所に対しては国が郵送調査を実施する方式を導入した。【経済産業省】

[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]

- 地方公共団体の事務負担の軽減に資する観点から、「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」が平成21年度に取りまとめた、①都道府県統計主管課を対象とする各府省主催の各種会議の合理化・効率化、②地方公共団体における統計調査員に係る栄典事務の合理化・効率化に関する取組の着実な推進を図るため、関係府省の対応状況・検討状況のフォローアップを実施。

また、地方公共団体における計画的かつ効率的な統計調査業務の遂行に資する観点から、平成21年度と同ワーキンググループの取りまとめを踏まえ、関係省の協力を得て、地方統計機構経由で実施予定の各省所管の統計調査に係る年間業務スケジュールを取りまとめの上、22年4月上旬に各都道府県に情報提供。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専門職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 地方公共団体を経由する調査について、報告者負担にも留意しつつ、地方公共団体のニーズも踏まえ、地方別表章の充実を計画的に推進するとともに、客体数や調査事項を上乗せした調査を地方公共団体が実施できるよう支援する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 都道府県の統計主管課の機能をより充実させる観点から、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しについて検討する。	総務省	平成22年度までに結論を得る
	○ 各府省と協力して、地方公共団体の政策部門や人事・財政部門等に対し、統計調査の具体的な利活用方策、統計の有用性等を周知することにより、地方公共団体の統計部局が必要な人材を確保できるよう支援する。	総務省	平成21年度から実施する。
	○ 各府省及び地方公共団体と協同し、統計調査員(統計指導調査員を含む。)の職務を精査して、現状の統計調査環境に対応した統計調査員の役割を定めるとともに、それに応じた処遇改善等を早急に検討し、実施するよう努める。	総務省	平成21年度から検討する。
	○ 統計調査員の役割や社会的重要性について、地方公共団体とも連携し、継続的に報告者等に対する周知を推進する。	総務省、関係府省	平成21年度から実施する。
	○ 統計調査員の効率的な活用を図るため、地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みを構築する。	各府省	平成21年度から実施する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況
<p>○ 福井県で、労働力調査において独自に調査客体を上乗せした調査を行った際に、技術的支援を実施。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 平成22年度学校基本調査(初等中等教育機関)において、市町村別集計の閲覧公表を行うことについては、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」における「公共情報と秘匿措置との関係について」の議論を踏まえる必要があるため、引き続き、検討を行うこととした。【文部科学省】</p> <p>○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方別表章の充実等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】</p> <p>[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]</p>
<p>○ 統計調査事務地方公共団体委託費は、平成21年度の概算要求基準までは義務的経費として扱われていたことから、前年度予算額の範囲内での要求が可能であったが、平成22年度の概算要求基準においては、従前とは異なり、義務的経費以外のその他一般歳出として扱われ、概算要求の大幅な削減が行われることとなった。</p> <p>このため、従前の考え方での基準単価の見直しは困難となり、新たな観点からの検討が必要となった。平成23年度も概算要求基準の動向などを踏まえ、引き続き検討。</p> <p>また、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、統計専任職員の対象範囲等の見直しの一環として、再任用短時間勤務職員を対象範囲に含めることについても、このような新たな状況の下で検討。</p>
<p>○ 地方公共団体の統計部局の人材確保支援に資する観点から、幹部職員の都道府県訪問時に、人事・財政部門等の幹部職員に対し、統計行政を巡る状況の説明に努めた。</p> <p>なお、平成23年度始めに開催するブロック別統計主管課長会議(政策統括官室実施)において、都道府県統計主管課の庁内政策部門等に対する統計調査結果やそれらを分析した情報の提供など統計に対する理解増進に向けた取組状況の把握とともに、意見交換を実施することについて検討。</p>
<p>○ 統計調査員の処遇改善の一環として、関係省は、①調査の特性や地域の実情・ニーズを踏まえて必要に応じ、統計調査員に対する家族等による同行支援の枠組みを設定すること、②調査方法(調査員調査の在り方・範囲)に関する継続的な検討を行うこと等の対応方策について、「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」において取りまとめ。</p> <p>また、平成21年度に同ワーキンググループで取りまとめた、①統計調査員の活動環境の整備(統計調査員の安全対策の推進等)、②国が独自に確保・育成している統計調査員の効率的な活用に係る対応方策について、関係省の取組の着実な推進を図るため、同ワーキンググループにおいて、その対応状況・検討状況のフォローアップを実施。</p>
<p>○ 次の媒体を通じ、統計調査員について掲載・紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査依頼時に配布する依頼状・リーフレット等 ・ 経常調査用広報のポスター等(※) <p>※ 版下を地方公共団体に提供</p> <p>○ 上記の他、統計局等ホームページにて統計調査員について記載。【以上総務省(統計局)】</p> <p>○ 地方公共団体とも連携し、開催した統計データ・グラフフェア(平成22年10月23日～24日:新宿駅西口イベント広場)において、統計調査員に関するパネルの展示等を通じ、統計調査員の役割や社会的重要性の周知・広報を実施。【総務省(政策統括官)】</p> <p>[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]</p>
<p>○ 当省において確保している登録調査員について、登録の際に、他府省、都道府県及び市町村が実施する統計調査への協力意向を確認し、必要に応じ情報提供しているところ。【農林水産省】</p> <p>[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>2 統計リソースの確保及び有効活用</p> <p>(3) 統計職員等の人材の育成・確保</p> <p>ア 中核的職員の計画的な育成・確保の推進</p>	<p>○ 統計を主管する局又は部を有する府省は、各府省の実情に応じて、10年以上の公務員歴を有する統計主管部局所属職員全体に占める中核的職員の割合や、所属職員の研修受講目標等に係る努力目標を設定するなどして、人材の計画的育成に努める。それ以外の府省においても、統計主管部署において、同様の取組に努める。</p> <p>なお、中核的職員については、可能な限り府省内において、統計の利用部局と作成部局間を異動させるなどの人材育成方針等を定め、その実行に努める。</p> <p>○ 府省間、国・地方間、官・学間の相互の信頼関係を醸成し、良質の人材を育成するという共通認識の下に、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)に基づく任期付職員採用制度の有効活用にも留意しつつ、府省間、国・地方間、官・学間等の人事交流を推進する。</p>	各府省	平成21年度から実施する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

- 10年以上の公務員歴を有する中核的職員を統計部門に多く配置しており、これらの職員については、統計の利用部局と作成部局間の異動を行っている。【人事院】
- 国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得た。【内閣府】
- 昨年度に策定した研修実施方針に基づき、平成23年3月までの研修計画を策定。
- 他部局の若手職員に対し、統計業務について積極的にPRし、優秀な人材の確保に努めるとともに、人事異動においては、幅広い見識を備えた中核的職員を育成するため、統計関係部局と統計利用部局との人事交流を積極的に推進。
- 各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っており、今後も継続できるよう努める所存。【以上総務省】
- 省内において統計調査手法研修を計画的に実施し、統計調査担当職員等が参加した。【文部科学省】
- 統計主管部局の職員を対象に、統計調査業務に必要な基礎的・専門的知識の習得及び統計情報処理能力の向上を図ることを目的とした研修を計画的に実施している。また、可能な限り統計利用部局への人事異動を行っている。【厚生労働省】
- 統計組織における人材の育成に関する方針を策定し、人材の計画的育成を推進。【農林水産省】
- 中核職員の計画的な育成・確保のために研修・人事交流の充実を図っている。具体的な内容は以下のとおり。
 - ・ 研修については、統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を平成22年度に計15講座を実施し、質的向上及び職員の確保に努めているところ。
 - ・ 人事交流については、専門的能力の向上に配慮しつつ、省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を行う等して、統計分野の専門的人材の計画的育成に努めている。また、省外においても経済センサスや統計審査等の業務のために総務省に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の充実を図っている。【経済産業省】

[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 ア 中核的職員の計画的な育成・確保の推進	○ 今後導入される予定の人事評価制度において、統計部局に所属する統計関連職員の専門性を高める観点から、当該職員が目標として統計の専門性の向上に関連する事項を設定するよう努める。	各府省	平成22年度から実施する。
	○ 各府省及び地方公共団体のニーズを踏まえつつ、一次統計作成上の実務能力の向上を図るための研修や二次的利用における実務能力向上に直結する研修等を充実する。	総務省	平成22年度から実施する。
	○ 各府省の取組を推進・支援する観点から、その取組状況を把握し、府省間での情報共有を図る。	総務省	平成22年度から実施する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

- 統計関連職員については、統計調査業務の実施計画及び当該職員の職務に応じて、迅速かつ正確なデータ作成・分析、専門研修の受講による統計専門能力の向上等を人事評価における業績目標として設定するよう努めている。【人事院】
 - 「担当業務における専門的知識・技術の習得・情報収集を行う」という評価項目により職員の統計の専門性の向上に関する評価を行う。【内閣府】
 - 統計関連職員にあつては、従前から、迅速かつ正確な統計作成や、作成した統計の適切な分析等を業務目標として掲げており、今後も引き続き目標として設定するよう努めていく。【警察庁】
 - 職員に対し、統計担当職員としての専門性を向上させるために必要であると考えている自己啓発テーマ等について、人事評価における実績評価の目標として積極的に掲げるよう働きかけたところ。
 - 人事評価において、「統計の専門性の向上に関連する事項」を可能な限り目標に設定し、評価を実施。【以上総務省】
 - 統計部局に所属する主な統計関連職員については、統計の専門性の向上に関連する事項を、評価目標として設定するよう努めてまいりたい。【財務省】
 - 統計部局に所属する主な統計関連職員については、人事評価の目標に関連項目を設定。【文部科学省】

 - 業績評価の目標として、統計の専門性の向上に関連する事項を設定することに努めるよう職員へ周知した。【厚生労働省】
 - 業績評価の目標として、攻めを重視した農林水産行政への転換を進めるため、現場の実情を踏まえた統計組織の再構築と機能の充実に取り組み、統計職員の専門性の向上等を通じた統計の信頼性確保に資する事項を組織目標に設定するとともに、各職員の目標としても設定するよう促してきたところ。【農林水産省】
 - 当省は他省に先駆けて人事評価制度を実施しており、目標設定に当たっては、各部局目標に加え、各課室目標・個人目標を設定することとしている。統計部局としては、統計調査の着実な実施、新たな統計整備への取り組み等に関する事項を目標として設定しているところ。【経済産業省】
 - 情報政策本部の重点課題等により、情報政策本部の統計関連職員が、人事評価制度の目標設定時において、それらの重点課題を踏まえた目標設定をするよう促し、統計の専門性の向上に努めている。【国土交通省】
 - 統計に関係する部局等に対して、本件基本計画の記述について周知を行う。【環境省】
- [他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]
- 統計研修所において、各府省や地方公共団体に対して研修内容に関するアンケートを実施し、ニーズに応じた研修内容を検討。
 - ・ 一次統計作成上の実務能力向上に資するため、調査設計に重点を置いた研修課程を実施
 - ・ 二次的利用における実務能力向上に資するため、「統計解析ソフトRで学ぶマイクロデータ利用入門」を平成22年度に新設
- 各府省における統計職員等の育成・確保に向けた具体的な取組状況については、平成21年度統計法施行状況報告に係る統計委員会基本計画部会第3WGにおける審議(平成22年7月)において、情報共有が図られたところ。今後、各府省における統計職員等の人材育成の取組を推進・支援する観点から、「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」において、各府省の取組状況について、継続的に情報共有等を図る予定。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 イ 国際社会において貢献できる人材の育成・確保の推進	○ 国際統計分野で活躍できる職員の養成のため、海外の政府統計機関への派遣等を通じた国際対応能力の向上方策を推進する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 統計基準の設定・改定等の国際的な課題について、各府省による情報共有、対応策の研究・検討を行う場を設け、戦略的な国際対応力の向上を支援する。	総務省	平成21年度から実施する。
ウ 人材の育成・確保に向けた研究の実施	○ 専門性の高い人材の育成・確保に資するため、統計職員の有すべき専門能力の目標設定、目標とされる能力の獲得支援のための方策などについて、諸外国の事例等を参考にしつつ研究を実施する。	総務省、各府省	平成22年度から実施する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

- 内閣府経済社会総合研究所において、職員の英語能力の向上を目的とした研修を実施した。**【内閣府】**
- 国際機関や開発途上国等からの協力要請に基づいて、専門家派遣や本邦研修受入れ等を行っており、今後も引き続き対応。
- カンボジア政府の統計能力を向上させるためカンボジア統計局に対し支援を実施。
- 国際統計研修への積極的な派遣について検討。英会話、英文ライティング研修を実施し(平成22年6月、10月)、それぞれ、職員4名、8名が受講。
- 国際会議に24度、職員の内34名が出席。
- 国連統計委員会に委員国として出席し、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)管理評議会では副議長を1度務めた。
- 外国の統計局等の関係機関に職員の内10名が訪問し、情報収集等を実施。
- SIAPの研修プログラムにおいて、職員3名が参加。**【以上総務省】**
- OECD等の国際統計関係会議に5回、職員の内8名が出席。**【文部科学省】**
- スキルアップを前提に考え、積極的な国際担当系への配置、業務内容に合わせた在任年数、また、研修の活用により、人材育成を図っている。**【厚生労働省】**
- 次のとおり、職員の経験等に応じ業務を通じた能力の向上方策を実施した。
 - ① 国際会議を平成22年5月に東京で開催し、3名の職員が会議運営に携わった。
 - ② 国際会議、海外調査のため、の内18名の職員が海外出張した。
 - ③ JICA及び国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)等の農林水産統計に係る本邦研修に講師として職員11名を派遣した。**【農林水産省】**
- 国際統計分野で活躍できる職員の人材育成については、JICA及び国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)等の産業統計にかかる本邦研修への講師として若手職員を派遣した。
- また、JICA事業で実施している日中国際IOプロジェクトや、東アジア地域に対する統計協力プロジェクトに若手職員を参加させる等により、統計の知見や英語力の更なる向上を図り、国際的なバランス感覚と統計の専門性を合わせ持つ人材の育成・確保に努めているところ。なお、東アジア地域に対する具体的な統計協力としては、東アジア製造業統計専門家会議(EAMS)、日・アセアン経済産業協力委員会統計WG(AMEICC/WGS)、ベトナム生産統計プロジェクト、日中国際IOプロジェクトの実施などが挙げられる。**【以上経済産業省】**

[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]

- 国際的な課題について各府省による情報共有、対応策の研究・検討を行う場として「国際統計に関する関係府省等連絡会議」(平成21年6月24日各府省統計主管部局長等会議申合せ)を設置し、平成22年度は2回開催した。

- 統計職員等の人材の育成・確保に向けた方策の検討に資する観点から、「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」において、各府省に対し、参考としたい諸外国における具体的な対応事例の有無等について意見照会を実施。今後、各府省からの要望があれば、可能な範囲で、諸外国の事例収集を行い、収集した情報については、各府省に対して情報提供を行う予定。**【総務省(政策統括官室)】**
- 統計研修所は、統計に関する専門の研修機関として、統計の作成、分析、利用等に必要な理論や手法についての研修を実施しており、平成22年度には、諸外国の統計機関における統計研修関連の文献を翻訳し、統計局などにも参考配布。**【総務省(統計研修所)】**
- 総務省政策統括官事務局が開催している「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」等各種会議等での検討内容や、他府省等の検討・研究の実施状況や実情等についても情報交換を適宜行い参考とするなどして継続的に検討することとしたい。**【財務省】**
- 英国国家統計局及びカナダ統計局のホームページ上に公開されている統計職員の研修に関する情報を収集し、その内容を検討した。
- また、OECDヘルスデータ担当者会議など担当者が国際会議に出席した後、報告会などを通じて関係職員に対して情報共有を行うなど、統計職員能力の向上を図った。**【以上厚生労働省】**
- 「欧州主要国の産業統計事情に関する調査研究」を行い、人材の育成・確保のための方策等について、欧州主要国及び国際機関を現地訪問し調査した。また、その成果について、「統計リソースの確保及び有効活用に関するWG」において各省に紹介した。**【経済産業省】**
- 関係部局が収集した統計に関する諸外国の事例等について、必要に応じて、省内の関係職員において情報を共有し、統計職員能力向上を図っている。**【環境省】**

[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 経済・社会の環境変化への対応 (1) 統計ニーズの継続的な把握・活用	○ 各府省の政策部門、関係学会、経済界等の統計利用者との意見交換を随時実施し、府省横断的な統計作成基盤の整備、新たな統計の整備等を中心とした統計利用者のニーズへの対応について絞り込んだ検討を行った上、その結果を関係府省における統計の整備及び提供、基本計画の見直し、諮問事項の審議等に活用する。	内閣府(統計委員会)	平成21年度から実施する。
	○ インターネット上の「政府統計の総合窓口」(e-Stat)の活用などにより、幅広く統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズを把握するとともに、把握した要望及びe-Statの利活用状況等を各府省と共有することにより、各府省における統計の整備及び提供を支援する。	総務省	平成21年度から実施する。
(2) 統計の評価を通じた見直し・効率化	○ IMFデータ品質評価フレームワーク等を基に、「統計の品質表示のための共通様式」を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定する。この際、作成過程の一層の透明化や、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続等について規定する。	総務省	平成21年度に実施する。
	○ 所管する統計について、上記のガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施し、見直し・効率化を図る。	各府省	平成22年度から実施する。
	○ 各府省の自己評価結果を統計調査の承認審査等に活用し、各府省の負担軽減を図る。	総務省	平成22年度から実施する。
(3) 統計に対する国民の理解の促進 ア 国民・企業への広報・啓発活動の充実	○ 各府省の協力を得て、ホームページ等から、統計調査結果の有用性や調査に協力しない場合に生じる不都合などの情報とともに、より分かりやすく、使いやすい形態の調査結果を提供するための具体的方策を策定する。	総務省	平成21年度に実施する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況
<p>○ 統計利用者のニーズを把握し、将来的な統計の整備等に活用するために、「統計委員会と統計利用者との意見交換会」を平成22年11月、平成23年2月に実施。平成22年11月は「科学技術・イノベーション政策の科学」の観点からの統計整備について、平成23年2月はサービス活動に係る統計の整備について、学識経験者から意見を聴取し、統計委員会委員およびオブザーバーの各府省と意見交換を行った。</p>
<p>○ 「政府統計の総合窓口」(e-Stat)を活用し「統計ニーズに係るアンケート」を平成21年10月から開始し、平成22年度においても引き続き統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズの把握を行った。また、各府省に情報提供を行い統計の整備及び提供を支援した。また、意見等に基づく各府省の対応状況についても把握を行い、公表を行った。</p>
<p>《平成21年度に実施済み》</p> <p>○ 「統計の品質評価に関するワーキンググループ」(注)における平成21年度の検討結果を基に策定した「公的統計の品質保証に関するガイドライン」(平成22年3月31日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)について、各府省における試行結果も踏まえつつ、同ワーキンググループにおいて検討し、平成23年4月に同ガイドラインを改定。</p> <p>また、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続については、平成22年5月12日に「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」(総務省政策統括官決定)を各府省に通知。</p> <p>(注) 「統計の品質評価に関するワーキンググループ」は、基本計画に掲げられる統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインの策定等を目的として、「統計基盤の整備に関する検討会議」の下に設置されたもので、関係府省のほか、有識者の知見も活用しつつ、検討を実施。</p>
<p>○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、平成22年度は、各府省において1～2統計を選定し、試行的な表示・評価を実施。</p> <p>その試行結果を踏まえつつ、「統計の品質評価に関するワーキンググループ」において、有識者の知見も活用して、品質表示の項目、表示方法・区分及び自己評価の方法等について検討を行い、平成23年度からの本格実施に向け、平成23年4月に同ガイドラインの改定を実施。</p> <p>また、同ガイドラインに基づき、各府省における品質保証活動を円滑かつ統一性を持って推進するため、ワーキンググループでの検討結果を踏まえ、平成23年5月に、ガイドラインの趣旨や具体的な品質保証の手順等を取りまとめた「公的統計の品質保証に関する事務マニュアル」を策定。</p>
<p>○ 上記のとおり、平成23年度から各府省において予定される統計の品質表示を含めた統計の品質保証に関する自己評価の本格実施の結果を踏まえつつ、所要の対応を図っていく予定。</p>
<p>《平成21年度に実施済み》</p> <p>○ 統計基盤の整備に関する検討会議の下に置かれた「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」(注)を4回開催し、各府省等の協力を得て、統計に対する国民等の理解促進を図るためのホームページ等による広報・啓発活動の充実に向けた具体的方策について検討。</p> <p>○ 上記検討結果を踏まえ、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(平成22年3月30日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ)を策定。</p> <p>(注) 「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」は、①調査非協力者に対する具体的な対処方策の検討、②HP等において、調査結果の有用性や調査非協力に伴う不都合等の情報とともに、より分かりやすく使いやすい形態の調査結果を提供するための具体的方策の策定等について検討することを目的として、「統計基盤の整備に関する検討会議」の下に設置されたもので、関係府省から構成され、オブザーバーとして一部の地方公共団体も参加。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 経済・社会の環境変化への対応 (3) 統計に対する国民の理解の促進 ア 国民・企業への広報・啓発活動の充実	○ 上記の具体的方策に基づいて、ホームページの掲載内容等の改善を図る。	各府省	平成21年度に実施する。
	○ 報告者に統計の有用性を理解してもらうための効果的な周知に努めるとともに、統計調査の円滑な実施を図るため、各府省が一体となってマンション・ビル管理の業界団体等に対する協力を要請する。	総務省、各府省	平成21年度から実施する。
イ 非協力者への対処方針	○ 各府省や地方公共団体等の協力を得て、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方針について検討する。	総務省	平成21年度に結論を得る。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

○ 人事院ホームページには、人事院勧告当日、参考資料として「民間給与関係」の調査結果を、併せて、その説明として「職種別民間給与実態調査結果の概要」を掲載している。また、職種別民間給与実態調査等の結果を「民間給与の実態」等として取りまとめ、その内容をExcel形式で掲載し、利用者にとって分かりやすく、利用しやすい形で提供している。

○ 調査協力の礼状の中に、人事院ホームページで結果の概要を掲載することを記載している。【以上人事院】

○ 定期的にホームページの掲載内容等の見直しを図っている。【警察庁】

○ 統計局・政策統括官・統計研修所において、統計局等ホームページを通じた統計の広報に関する今後の取組を示した方針を作成。【総務省(統計局)】

○ 主要な統計調査実施の際に、ホームページで調査のお知らせ及び結果の利活用について掲載し、周知・広報を行っている。また、過去の調査結果を参照できるようにリンク先を掲載している。【厚生労働省】

○ 「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき定められた「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づく共通メニュー化等への対応を行った。HP利用者の利便性を図るための各種改善及び利用者の利用状況、ニーズを把握する統計情報への要望欄を設けるなどし、改善に努めている。【農林水産省】

○ 国民への広報・啓発活動については、時宜にかなう資料を掲載する欄(「トピックス」欄)に統計のトップページから直接入れるようにし、経済センサスや民間事業者の活用に関する資料、主要統計の発表後に配信する調統メールマガジンの内容などをタイムリーに掲載している。また、経済産業省の統計についてグラフ等を用い簡潔に紹介したリーフレット「経済産業省の統計の紹介」や統計の利活用事例を記載したリーフレットの電子版パンフレットなどを掲載し、統計の理解増進に努めている。リーフレット「経済産業省の統計の紹介」については、国内で外国語を公用語としている企業や外国人ユーザー向けとして、英語版の電子版も掲載している。

○ 統計のトップページにおいて「メールマガジン」のページにリンクを張り、登録ユーザーに対し、主要な所管統計についてメルマガ配信サービスを行っている。

○ 企業への広報活動については、調査対象に対する協力依頼のページに統計のトップページから直接入れるように「調査にご協力いただいている方へ」の欄を設け、調査時期に合わせて掲載内容を更新している。【以上経済産業省】

○ 最適化計画の別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に準拠した掲載の実施について指示の上、対応を行った。【国土交通省】

○ 平成21年度に実施した調査結果をホームページにおいて公表した(平成21年度をもって、所管する統計調査がなくなったため、平成22年度の取組実績はない。)。【防衛省】

[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]

○ 平成21年度に策定した「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」において、統計調査の円滑な実施を推進するための方策として、①調査対象者に対する統計調査の実施に関する事前広報の強化、②業界団体等に対する統計調査の円滑な実施のための協力要請等に関する具体的な方策を示し、各府省は、本行動指針に沿って、所要の取組を積極的に実施することとしたところ。今後、適宜、「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、各府省における取組状況・推進状況についてフォローアップを実施する予定。

○ 「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」を4回開催し、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づき、統計調査等における法令違反の抑制等及び告発の考え方について、各府省と意見交換を行い、取りまとめに向け検討中。

○ 上記行動指針に基づき、政府統計統一ロゴタイプの策定に向け、検討中。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 経済・社会の環境変化への対応 (3) 統計に対する国民の理解の促進 イ 非協力者への対処方針	○ 上記の具体的な対処方策に基づいて、所管の統計調査における非協力者に対処する。	各府省	平成22年度から実施する。
ウ 統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充	○ 教員への研修について、以下の事項を実施する。 ・ 統計研修所で実施する研修に、教員を積極的に受け入れる。 ・ 現在実施している教員への研修における受入人数の拡大や研修内容の充実を図る。	総務省	平成23年度から実施する。
	○ 各府省や統計関連学会の協力の下、各府省がホームページから統計調査の結果を提供するに当たり、統計調査の具体的な有用性や調査への協力の重要性に対し、児童、生徒が関心を持つような分かりやすい教材を併せて掲載するための具体的方策を検討する。	総務省	平成23年度までに結論を得る。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

- 職種別民間給与実態調査の重要性が理解されるよう人事院ホームページで周知している。調査に非協力な者に対しては、調査の趣旨、重要性を丁寧に説明することで、調査への協力が得られるよう対処している。【人事院】
- 調査実施に当たって、調査目的、対象、調査事項等について詳しく説明するほか、公表物においても、調査結果を理解しやすいように工夫するなどにより協力度を上げる努力をしている。【内閣府】
- 「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づき、以下の取組(主なもの)を実施。
 - ・ 統計調査の利活用実例をまとめた広報冊子「統計調査結果の活用事例集」や、統計調査の重要性及び必要性を国民に理解してもらうことを目的として、最近の統計調査結果を用い、各統計調査について分かりやすく説明した広報冊子「明日への統計」を作成、活用し、統計調査に対する理解を求めた。
 - ・ 平成22年国勢調査を正確かつ円滑に実施するため、総務大臣(平成22年国勢調査実施本部長)が主催する『平成22年国勢調査全国協力者会議』を開催。
- 調査実施上の対応が必要となるマンション管理団体を含む各種関係団体など、幅広い分野の方々との連携を図り、調査の周知や協力依頼などを推進。【以上総務省(統計局)】
- 「社会教育調査」の実施に当たって、調査目的、対象、調査事項等についての周知を図るため、パンフレットを作成した。【文部科学省】
- 法人企業統計調査において、各調査期の未回答法人に対し、電話・葉書などにより調査への協力を依頼し、統計調査への理解が深められるよう努めている。【財務省】
- 調査対象者に対して、調査の趣旨等を説明の上調査依頼をしているが、非協力的な場合には、重ねて説明して調査票の提出を促すなど理解が得られるように努めている。【厚生労働省】
- 調査への協力が得がたい場合は、現場の職員が非協力者のもとに直接出向くなどにより調査の趣旨や調査結果の利活用例などを説明し、調査への理解が得られるよう努めている。【農林水産省】
- 経済産業省では、非協力者の提出促進を図るため、毎年「調査票提出促進運動」を実施している。平成22年度においては、経済産業省、経済産業局、都道府県において非協力事業者約5,000事業所に電話・訪問等で調査協力を依頼し、そのうち約1,000事業所から調査票の提出を受けた。また、約600の業界団体・工業会等に対し、加盟の調査対象企業、事業者に対し周知をするよう協力を依頼した。【経済産業省】
- 調査対象者へ調査依頼を行う際には、調査の趣旨や調査結果の公表、また、調査の活用事例等について提示しており、非協力者には、上述のような事項を説明し、調査への協力を重ねて促すなど、統計調査の円滑な実施に努めている。また、「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」でまとめられた行動指針等も参考として、統計調査への理解が得られるよう努めている。【国土交通省】
- 平成21年度に策定された「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」について、統計に係る部局等に対して周知を行っている。【環境省】

[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]

- 政策統括官主催の統計指導者講習会の教員に対して、統計研修所の研修を周知するとともに、都道府県統計主管課に対しては、関係する学校、教員への周知協力を依頼。また、平成23年度のリーフレットや統計局等ホームページには、対象者に「教員を含む。」の文言を記載。
- 児童生徒の統計指導に携わる教師等を対象とする統計指導者講習会について、小学校、中学校等における統計教育の事例報告、統計教育の実践方法等に関する班別討議等に加え、実際の授業の現場での統計教育の実践を想定した講習(実践講習)を新たに実施するなど研修内容を充実。

[平成22年度における取組実績はない。]

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 経済・社会の環境変化への対応 (3) 統計に対する国民の理解の促進 ウ 統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充	○ 上記の具体的方策を踏まえ、ホームページの掲載内容を改善する。	各府省	平成24年度から実施する。
4 統計データの有効活用の推進 (1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供	○ 秘密の保護に配慮しつつ、二次的利用に関する以下の取組を実施する。 ・ 所管の統計調査について、毎年度当初に、当該年度に二次的利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定時期等を盛り込んだ二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。 ・ 上記年度計画、「委託による統計の作成等に係るガイドライン」及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」に基づき二次的利用に係る事務処理を適切に実施する。 ・ 総務省において、各府省の実施した二次的利用に関する年度計画及び実績(申出書の受付状況、審査結果状況、申出への対応困難な事案件数と理由、作成した統計等や匿名データの提供状況等)を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。 ・ 二次的利用のニーズや統計リソースの拡大状況を踏まえながら、サービスの拡大を図る。 ・ 二次的利用のニーズに適切に対応するため、統計リソースの確保に最大限努める。 ・ 総務省において、各府省における所管統計調査のオーダーメイド集計や匿名データの提供に係るサービスの開始及び拡大を支援する観点から、政令指定法人である独立行政法人統計センター(以下「統計センター」という。)が各府省からのオーダーメイド集計や匿名データの提供の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講ずる。 ○ 総務省は、利用者が行政機関等の指定する場所及び機器により調査票情報を利用する方法であるオンサイト利用について検討する。	各府省	平成21年度から実施する。
(2) 統計データ・アーカイブの整備 ア 統計データ・アーカイブの整備	○ 統計データ・アーカイブの整備に向け、以下の取組を実施する。 ・ 各府省、統計センター、学会等の協力を得て、検討会議を設置し、統計データ・アーカイブの整備・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲や保存方法を検討し、結論を得る。 ・ 調査票情報の提供、オーダーメイド集計並びに匿名データの作成及び提供の将来の在り方についても併せて検討し、結論を得る。	総務省	平成25年度までに結論を得る。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

- 平成22年5月に、統計局等ホームページの統計学習サイトのリニューアルを実施。小学校高学年から中学生を対象に統計学習に関する親しみやすいコンテンツを掲載。新しく設けた先生向けサイトには、有識者の協力を得て開発した授業モデルや補助教材など実践的なコンテンツを収録。
- 平成23年2月に、高校生向けサイト「How to 統計」のデータ更新を実施。【以上総務省(統計局)】
- 統計教育については、子供の時から行うことが効果的であると考えられることから、小学校で我が国の工業について学ぶ小学5年生を基準に工業統計の「キッズページ」を平成19年度より掲載。これにより日本の工業について、工業統計を用いたクイズやグラフ作成を行うことにより学び、統計を身近に感じられるような構成にしている。【経済産業省】

[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]

- 各府省において公表された年度計画に基づき、概要として一覧表に取りまとめ、ホームページを通じて公表を行った。また、二次的利用の関連情報の収集を行い、「統計データの有効活用に関するワーキンググループ」において各府省に提供を行った。
- 各府省において二次的利用に関する年度計画を策定し、ホームページを通じて公表を行った。
- 平成22年度中に、国の行政機関が新たにサービスを開始した統計調査はオーダーメイド集計の14調査であった。具体的には次のとおり。
(オーダーメイド集計)
 - ・ 企業行動に関するアンケート調査、消費動向調査(内閣府)
 - ・ 労働力調査、家計消費状況調査、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、社会生活基本調査、家計調査、全国消費実態調査(総務省)
 - ・ 年次別法人企業統計調査(財務省)
 - ・ 人口動態調査、毎月勤労統計調査(特別調査)(厚生労働省)
 - ・ 海面漁業生産統計調査(農林水産省)
 - ・ 建築着工統計調査(国土交通省)

(参考:21年度に実施済のもの)

- (オーダーメイド集計)
 - ・ 法人企業景気予測調査(内閣府・財務省共管)
 - ・ 国勢調査(総務省)
 - ・ 学校基本調査(文部科学省)
 - ・ 賃金構造基本統計調査(厚生労働省)
 - ・ 農林業センサス、漁業センサス(農林水産省)

(匿名データの提供)

- ・ 全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査(総務省)
- 有識者からなる「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開始した(関係府省はオブザーバー参加)。同研究会においてはオーダーメイド集計及び匿名データの提供制度の見直しに加え、調査票情報のオンサイト利用等政府としての調査票情報の提供の在り方を含め検討することとし、そのための工程を決定した。

- 統計データ・アーカイブの整備等の検討に資するため、平成23年度に統計データ・アーカイブの整備に関する調査を実施することとし、そのための予算を確保した。
- 統計データ・アーカイブの整備等の検討を目的とした「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を2回開催し検討すべき事項、スケジュール等について検討を行った。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
4 統計データの有効活用の推進 (2) 統計データ・アーカイブの整備 イ 調査票情報等の保管方法	○ 上記アの検討会議において、統計データ・アーカイブの入力データに活用する調査票情報等を各府省が適切に保管できるようにするため、各府省の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等の保管方法等を内容とする調査票情報等の保管に関するガイドラインを策定する。	総務省	平成22年度までに実施する。
	○ 上記ガイドラインに基づき、所管の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等を適切に保管する。	各府省	平成23年度から実施する。
	○ 上記の取組を支援する観点から、統計センターが各府省からの調査票情報、匿名データ等の保管の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じる。	総務省	平成23年度までに実施する。
5 その他 (1) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進	○ 最適化計画に基づき、以下の事項を実施する。 ・ 統計センターが運用管理している共同利用システム等を活用し、府省間でのデータ共有や提供を推進する。 ・ 最適化計画の実施評価報告書の作成等を通じて、同計画に基づく各種の取組の進捗状況について、毎年度フォローアップを着実に実施し、最適化計画や共同利用システムに関する諸課題の的確な把握を行い、必要に応じ同計画の見直しを行う。	各府省	平成21年度から実施する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況
<p>○ 「統計データの有効活用に関する検討会議」の下に置かれた「統計データの有効活用に関するワーキンググループ」を4回開催し、各府省等の協力を得て、調査票情報等の保管に関するガイドラインに規定すべき必要な事項について検討、調整を行った。</p> <p>○ 上記検討結果を踏まえ、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(平成23年3月28日付け総務省政策統括官(統計基準担当)決定)を策定した。</p>
<p>○ 上記ガイドラインを踏まえ、平成23年度以降に対応予定。</p>
<p>○ 上記取組状況を踏まえつつ、平成23年度に対応予定。</p>
<p>○ 最適化計画のフォローアップを実施し、事業所・企業データベースを利用した重複是正措置について、平成22年度中に調査履歴登録を実施し、重複是正チェックを平成23年調査から実施することとしている。【人事院】</p> <p>○ 最適化計画の実施状況のフォローアップを実施し、重複是正の実施状況、統計表管理システムへの移行状況について把握し移行作業を実施している。一部未実施分についても、順次実施する予定。</p> <p>○ 移行作業の実施を通じて、共同利用システムを活用し、府省間でのデータ共有や提供を推進した。【以上内閣府】</p> <p>○ 当庁で行っている統計の一部を共同利用システムに載せており、府省間でのデータ共有や提供を図っていると同時に、その活用状況について毎年度フォローアップを行い、的確な現状把握に努めている。【警察庁】</p> <p>○ 政府統計共同利用システムにおいて各府省のデータを共有、提供。統計表は約43万7千件を登録(平成23年3月末現在)(対前年度比約11%増)。</p> <p>○ 政府統計共同利用システムの利用の推進により、平成22年度中の統計表へのアクセス数は約7千800万件に増加(対前年度比約260%増)。</p> <p>○ 平成21年度最適化実施評価報告書をCIO連絡会議で決定(平成22年8月)。同報告書の評価に基づき、各府省へヒアリング等を行いつつ、一層の取組を働きかけるなどフォローアップを実施。</p> <p>○ 平成23年度以降の最適化工程表を追加する等、最適化計画を改定(平成22年8月)。【以上総務省(統計局)】</p> <p>○ 法人企業統計調査等ネットワークシステム(FABNET)について、平成23年度中の政府統計共同利用システムとの連携開始に向けて、システム開発を開始したところである。【財務省】</p> <p>○ 最適化計画に基づきデータ提供を進めているなど、同計画のフォローアップを実施。【文部科学省】</p> <p>○ 平成21年6月末をもって「厚生労働省統計表データベース」に蓄積されていた統計表データを「政府統計共同利用システム」の「統計表管理システム」に移行し、「政府統計の総合窓口(e-Stat)」のポータルサイトから一元的に提供することにより、同サイトを通じた府省間でのデータ共有や提供を図っている。</p> <p>平成22年度は4月～5月及び9月～10月にフォローアップ調査を実施した。【厚生労働省】</p> <p>○ 最適化計画に基づき、政府統計共同利用システムの活用を推進するとともに、同計画に基づいた各種取組の進捗状況について、フォローアップを毎年度着実に実施。平成22年度においては、省内担当者に対し、更なる推進に向けた説明会を開催した。【農林水産省】</p> <p>○ 平成22年度に公表した統計表(結果表)について、政府統計共同利用システムの「統計表管理システム」への登録作業を進めた。また、基幹統計の統計表データについて、「統計情報データベース」への登録作業を進めた。</p> <p>○ 平成22年度より、新たに2統計調査について政府統計共同利用システムの「オンライン調査システム」を利用したオンライン報告を開始した。</p> <p>○ 経済産業省調査統計システム(STATS)の構築については、最適化計画に基づく各種取り組みのフォローアップとして、最適化計画の実施評価報告書を作成した。【以上経済産業省】</p> <p>○ 最適化計画に基づくフォローアップ調査により、各統計についての諸課題等を把握し、同計画に準拠した対応や検討を行っているところである。【国土交通省】</p>
<p>[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
5 その他 (2) 研究開発の推進(情報通信技術の活用等)と学会等との連携強化	○ 経済産業省、日本銀行、大学、統計関連学会等の協力も得て、加工統計の処理のための共同研究体を形成し、国民経済計算等の加工統計の作成方法など、高度な情報通信技術の活用による様々な加工統計作成や統計の高度利活用のための研究開発を推進する。	内閣府	平成21年度から実施する。
	○ 統計に係る研究開発について、総合科学技術会議、統計関連学会等に対し協力を要請する。	内閣府(統計委員会)	平成21年度に実施する。
	○ 公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発の実施に当たって、学会等の有識者の知見をより幅広く活用する観点から、総合科学技術会議や関係学会等とも連携し、公募型や競争型による研究等を推進するとともに、これらの研究結果をインターネット上で公開するなどして、情報共有を図る。また、関係学会等から公的統計の整備や提供に資する研究に協力を求められた場合、関係資料の提供を含め可能な限り対応する。	各府省	平成22年度から実施する。
	○ 統計利用者との意見交換の場を活用し(3(1)参照)、上記各府省と学会等との連携強化を支援するとともに、公的統計の整備・提供等に当たって有用と考えられる研究課題を、関係学会等を通じて周知するなどして、学会等の有識者による研究の推進を促す。	内閣府(統計委員会)	平成21年度から実施する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況
<p>○ 平成22年4月にワークショップ「『統計加工・集計の新たな手法と設計について』SNA統計の事例を中心に」を開催し、大学等の専門家と意見交換等を行う等により、推計業務の効率向上に向けた検討を行っている。</p>
<p>○ 平成21年度に統計の品質評価に係る研究開発について、統計委員会から日本品質管理学会に協力要請を行ったところ。平成22年度に該当学会において「統計・データの質マネジメント研究会」が設置され、研究が進められることとなった。</p>
<p>○ 統計の作成方法に関する調査・研究等に当たり、有識者と連携を図っている。【内閣府】</p> <p>○ 統計研修所において、外部有識者(大学教授等)と統計の高度利用に関する共同研究を実施しており、平成22年度は、ワークライフバランスに関する実証分析等、4件の共同研究を実施。研究成果は、リサーチペーパーとして取りまとめ、ホームページにて公表予定。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 学識経験者で構成される「法人企業統計研究会(第64～67回)」を実施した。主な検討事項は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リース会計基準に係る特別調査 ・ 季節調整方法の変更 【財務省】 <p>○ 平成22年度より、外部有識者の意見を伺う場として「厚生労働統計の整備に関する検討会」を2回開催した。</p> <p>また、社団法人日本品質管理学会が主催する統計の品質評価に関する研究会に参加している。【厚生労働省】</p> <p>○ 基幹統計の調査設計の段階や基幹統計の取りまとめに当たって、研究会等で学識者の意見を聞くようにしている。【農林水産省】</p> <p>○ 「電子商取引に関する動向調査」、「純粹持株会社や企業のグループ活動に関する調査」等について調査研究を実施し、学会等の有識者の知見を活用している。引き続き公的統計の作成方法に関する調査、研究・開発のための対応を行っていく。【経済産業省】</p> <p>○ 公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発の実施に当たっては、検討会等を実施し、学識経験者の知見を幅広く活用するとともに、検討結果については、インターネット上等で公開するなど、情報共有に努めている。【国土交通省】</p> <p>○ 環境関係の統計の調査等にあっては、必要に応じて、大学教授等、専門家の意見を踏まえつつ、適切に実施することとしている。【環境省】</p> <p>[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]</p>
<p>○ 平成21年度に統計の品質評価に係る研究開発について、統計委員会から日本品質管理学会に協力要請を行ったところ。平成22年度に該当学会において「統計・データの質マネジメント研究会」が設置され、研究が進められることとなった。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
5 その他 (2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化	○ 統計の中核を担う人材の育成を図る観点から、大学及び大学院の講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化する。	各府省	平成22年度から実施する。
(3) 統計の中立性	○ 上記3(2)のガイドラインを踏まえ、調査方法などの統計の作成過程についてインターネット上で公表する。 ○ 公表期日前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を内規として定め、公表する。	各府省	平成22年度から実施する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

- 職員の統計関連業務に必要な知識・技術の習得については、総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講などにより対応している。【人事院】
- 内閣府経済社会総合研究所において実施している統計関係研修にのべ7名の大学教授を招へいた。【内閣府】
- 職員を大学に派遣・出向し、「統計調査論」の講義等を実施。
- 日本統計学会及び日本人口学会等に職員の講師派遣等を実施。
- 平成22年度に実施する研修において大学等から講師を招へいし、講義を実施。【以上総務省(統計局)】
- 従前、大学への講師派遣実績はあったが、現在は教授や担当した職員の退職に伴い実績は無い。今後、大学等からの要請があった場合は、講師の派遣を含み、連携を検討することとしたい。【財務省】
- 大学の研究者等を統計調査主管課の統計調査協力者として委嘱し、助言等を受けている。【文部科学省】
- 省内における統計基礎研修の実施、統計解析(民間主催のSPSS、SAS)研修、内閣府経済社会総合研究所主催の研修、慶應義塾大学パネル調査共同研究拠点・産業研究所主催のシンポジウム及び解析セミナー等に参加させ、統計職員の人材育成を行った。【厚生労働省】
- 統計の中核を担う人材育成の観点から、現在、農林水産省の研修において、大学の教授等を講師として招き講義頂いている。【農林水産省】
- 職員の統計関連業務に必要な知識・技術の習得については、総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講などにより対応している。
- 経済産業省が行う研修において、大学教授等に講師として協力いただくとともに、大学からの講師派遣の依頼に応じて当省職員を派遣している。平成22年度は大学に講師を派遣した。また、大学職員を非常勤職員として省内統計部局に迎えており、今後も相互の派遣を通じて連携を強化していく。【以上経済産業省】
- 統計作成部局担当職員を可能な限り統計調査をテーマとした研究に関する大学の公開講義に参加させるなど、中核的職員の人材育成に努めている。【国土交通省】
- 内閣府等が行う統計関係の研修の利活用を図りつつ、具体的な統計業務に則した必要性等を踏まえ、適切な対応を行っている。【環境省】

[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]

[調査方法などの統計の作成過程の公表]

- 各府省においては、上記3(2)における「公的統計の品質保証に関するガイドライン」の平成23年度からの本格実施を踏まえ、所要の対応を図っていく予定。
- 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に基づき調査結果等を公表した。【人事院】

[公表期日前の基幹統計について事前情報の共有範囲等に係る内規の策定・公表]

- 「国民経済計算に関する公表期日前統計情報等を共有する者の範囲」を定めた(公表は平成23年4月1日)。【内閣府】
- 「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」を平成22年5月12日に決定。【総務省(政策統括官)】
- 公表期日前統計情報等を共有する者の範囲について策定し、速やかに公表(平成23年4月)。【総務省(統計局)】
- 「統計の公表期日前資料の共有範囲等について」を作成し、ホームページに公表(平成23年3月)。【財務省】
- 「文部科学省が所管する基幹統計の公表前資料の共有範囲等に関する内規」を定め、公表している(平成23年3月)。【文部科学省】
- 「公表期日前統計情報等を共有する範囲等に関する内規」について定め、「公表期日前統計情報等を知り得る者の範囲について」は、ホームページにおいて公表した(平成23年3月)。【厚生労働省】
- 公表期日前の情報共有範囲に関する内規を平成23年3月に制定し、「農林水産統計の公表期日前の統計情報を共有するものの範囲」をホームページに公表。【農林水産省】
- 「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」に基づき、内規の策定を行うとともに(平成23年3月)、公表に向けて「公表期日前の情報共有者の範囲」について準備を行った。【経済産業省】
- 公表期日前の統計情報を共有する範囲に関する指針に基づき、公表期日前の統計情報等の共有範囲等についての内規を定め、公表した(平成23年3月)。【国土交通省】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第4 1 基本計画の進捗管理・評価等	○ 「基本計画推進会議」(仮称)を開催し、基本計画に掲げた施策を府省間で密接な連携を図りつつ推進するために必要な連絡、調整及び検討を行う。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 総務大臣は、毎年度、基本計画の実施に関する各府省の前年度の取組を取りまとめ、統計法第55条第2項に基づく施行状況報告として、統計委員会に報告する。また、統計委員会は、基本計画に掲げられた施策のうち重点的な課題について、必要に応じて関係府省から取組状況に関する報告を求める。 ○ 統計委員会は、上記報告を踏まえ、統計リソースの確保も含めて当該施策の取組状況について、統計利用者のニーズ等を勘案しつつ客観的な評価・検証を行った上で、必要に応じて関係府省に対し取組の再検討、見直し、促進等のために統計法第55条第3項に規定する意見(以下「意見」という。)を提示する。	内閣府(統計委員会)、総務省	平成22年度から実施する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

○ 「公的統計基本計画推進会議」(平成21年4月23日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより設置)については、平成22年度は、以下のとおり、平成22年6月(第4回)及び平成23年1月(第5回)の計2回開催。

《第4回会議》

平成21年度統計法施行状況報告のうち、基本計画に掲げられた施策の検討状況・推進状況に係る取りまとめ(案)について、公表及び統計委員会への報告を行うに当たり、各府省間で情報共有し、合意形成。

《第5回会議》

平成22年度末に向け、各府省の取組の推進を図るため、平成22年度から実施又は平成22年度末を期限として結論を得ることが求められている事項を中心に、本会議開催時点までの各府省の取組状況を把握し、各府省間で情報共有。

○ 平成22年4月下旬を期限として各府省に報告を求めた平成21年度統計法施行状況報告の中で、基本計画の検討状況・進捗状況についても併せて報告を求め、その結果を取りまとめの上、平成22年6月18日開催の第35回統計委員会において報告。【総務省(政策統括官室)】

○ 平成22年6月に総務大臣から平成21年度統計法施行状況報告を受けた後、当該法施行状況について分野別に審議。重点審議事項は以下のとおりで、必要に応じて関係府省から取組状況に関する報告を求めた。

(1) 経済統計・国民経済計算・ビジネスレジスター関連

① 「「産業関連統計の体系的整備」に関する考え方」で示された今後の対応
② 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化(年次・四半期推計に関する諸課題、統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用)

③ ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)の構築・利活用

(2) 人口・社会統計関連

① 就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係を詳細に分析するための関連統計の整備
② 人口移動の実態をより詳細に把握するための住民基本台帳の利活用の推進
③ 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働市場の実態を把握するための非正規雇用関係統計の整備

(3) 統計データの二次的利用等の府省横断的事項

① オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供(二次的利用)、調査票情報の提供について

② 統計職員等の人材の育成・確保について

審議結果については、平成22年9月に「平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」としてとりまとめるとともに、関係府省に対し、以下の2つの意見を提示した。

■ 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化(対 内閣総理大臣)

■ ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)の構築・利活用(対 総務大臣)【内閣府(統計委員会)】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第4 1 基本計画の進捗管理・評価等	○ 総務大臣から基幹統計に関する諮問を受けた際、基幹統計の作成方法等について基本計画別表に掲げられた措置との整合性を確認し、必要に応じ、諮問対象の基幹統計については総務大臣に対する答申を通じて、また、当該基幹統計に関連する統計についてはフォローアップの一環として関係府省に提示する意見を通じて、整合性を確保する。	内閣府(統計委員会)	平成22年度から実施する。
	○ 関係府省に対し意見を提示するに当たっては、学会等の有識者とも連携し、調査審議に資するための調査研究を必要に応じて実施する。	内閣府(統計委員会)	平成22年度から実施する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

○ 総務大臣から基幹統計に関する諮問を受けた際、基本計画別表に掲げられた事項との整合性について確認し、必要に応じて、答申の中に反映させている。平成22年4月～平成23年3月末に答申を行った事項のうち、具体例は以下のとおり。

■ 諮問「鉱工業指数の基幹統計としての指定について」

・ 基本計画別表において、「基幹統計化に向けて、その範囲を指数系列のどこまでとするかについて検討する」とされていることを踏まえ、答申の中で「生産指数(生産額ウェイト)及び製造工業生産予測指数を含めないことについては、その利用状況や先行きの生産を予測する指数としての特性を勘案したものであり、妥当と考えられる」と明記した。

■ 諮問「小売物価統計調査の変更について」

・ 基本計画別表において「小売物価統計(消費者物価指数を含む)」とされていることを踏まえ、答申の中で、小売物価統計と消費者物価指数との関係について今後の課題(消費者物価指数を単独で基幹統計とするか否かを検討する必要)を明記した。

■ 諮問「社会生活基本調査の変更について」

・ 基本計画別表において「労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、社会生活基本調査において、個人の年間収入、健康状態など、労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加について検討する。」とされていることを踏まえ、「普段の健康状態」、「仕事から得られる個人の年間収入」についての調査項目を追加することについて、それぞれ「おおむね適当」、「適当」との答申をした。

・ さらに、基本計画別表において、「地域コミュニティ活動等に関する統計の整備の観点から社会生活基本調査において、NPO、ボランティア、地域コミュニティ活動等に関する調査項目や集計内容について検討する。」とされていることを踏まえ、「ボランティア活動に係る一日あたりの活動時間」等ボランティア活動に関する調査項目の追加について、「適当」との答申をした。

○ 平成21年度統計法施行状況に関する審議結果を踏まえ、行政記録情報等の活用などについて調査研究を実施した。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
別紙 1 指定統計から 基幹統計に移行 する統計の整備 (2) 統合(共管) に向けて検討す る基幹統計	<p>【薬事工業生産動態統計調査、牛乳乳製品統計、木材統計、経済産業省生産動態統計、造船造機統計、鉄道車両等生産動態統計調査】</p> <p>これら製造業の生産動態に関する統計については、府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計(仮称))を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目を活かしつつ、他省と調査項目、用語等の統一を図った上で、各省それぞれが所管する生産動態統計調査を実施する体系への再編を検討する。</p>	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに整備を図る。
(3) 一定の検討 を行う基幹統計	<p>【民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査】</p> <p>民間給与実態統計は、民間企業における年間の給与支給及び所得税の源泉徴収等の実態について給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に把握する統計であり、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等に不可欠な統計である。</p> <p>また、地方公務員給与実態調査は、約300万人に及ぶ地方公務員の給与実態を把握する統計であり、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数を作成するなど、地方公務員の給与に関する制度や運用の基礎資料として活用されるほか、地方財政計画の作成等に活用されており、地方行財政運営等に不可欠な統計である。</p> <p>これら二つの統計については、人事院が実施する国家公務員給与等実態調査と併せて、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省が関係府省の協力を得て、その位置付けに関して検討を行う。なお、この検討に当たっては、給与制度の変更等への対応に係る機動性の確保に留意する。また、これら三つの統計は、それぞれ対象や目的が異なっており、調査として統合することは適当ではなく、また、現状の調査・公表の時期を変更することが極めて困難であることに留意する。</p>	総務省	平成21年中に結論を得る。
	<p>【船員労働統計】</p> <p>船員労働統計は、船員が陸上労働者とは異なり、労働時間や休日等の労働環境について、労働基準法(昭和22年法律第49号)ではなく船員法(昭和22年法律第100号)が適用されるという特殊性を有していることから、こうした船員の報酬や雇用等の実態を把握する統計として、昭和32年以降作成されている。しかし、昨今、我が国の海運をめぐる状況は大きく変化しており、例えば、昭和49年には、約28万人であった船員数は、平成18年には、約8万人と大きく減少している。</p> <p>他方、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計など、労働の需要側(企業・事業所)の主要統計においては、現在、対象となる労働者から船員が除かれており、本統計が単純に欠落してしまうことは、統計の体系的整備の観点からは問題がある。</p> <p>このため、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省は、関係府省の協力を得て、本統計の位置付けに関して検討を行う。</p>	総務省	平成21年中に結論を得る。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

○ 平成22年度は、「生産動態統計の整備に関する検討会」(平成22年2月に関係4省により設置)の下に設けたワーキンググループを8回開催し、次の事項について検討を行った。

- ① 生産動態統計の基幹統計としてのあり方
- ② 用語及びその定義の統一
- ③ 調査項目の統一
- ④ 表章の統一

このうち、①～③については、一定の合意に達した。

今後は、平成23年度に「表章の統一」、「調査結果の公表」等についての検討を行う予定。

《平成21年度に実施済み》

[検討状況]

民間給与実態統計を所管する財務省、地方公務員給与実態調査を所管する総務省及び国家公務員給与等実態調査を所管する人事院の協力を得て、三統計の整理を行った。

[検討結果]

三統計については、今後とも、それぞれの調査によって作成される別々の統計としての位置付けを維持することが合理的と考えられる。

《平成21年度に実施済み》

(検討状況)

船員労働統計を所管する国土交通省、及び毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計を所管する厚生労働省の協力を得て、検討を行った。

(検討結果)

船員労働統計については、従前同様、船員労働統計調査に基づいて作成される独立した統計として扱うことが、統計の内容としても明確であり、合理的であると考えられる。なお、船員に関する統計と陸上労働者に関する統計の一体的な利用については、一定の対応がなされていると考えられる。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 指定統計から基幹統計に移行する統計の整備(4) 基幹統計から除外する統計	<p>【埋蔵鉱量統計】 本統計は、昭和25年8月に指定統計として指定され、平成16年から5年周期の調査として実施されてきているが、その重要性が低下してきていることから、今後、基幹統計調査として実施する必要性に乏しく、一般統計調査として実施することが適当である。</p>	経済産業省	平成22年度以降に到来する調査の実施時期までに措置する。
2 新たに基幹統計として整備する統計	<p>【現在推計人口(加)】 現在推計人口は、国勢調査の合間の時点について、月別、年次別に推計される人口統計であって、全国人口については、国勢統計、人口動態調査、外国人統計及び国際人口移動統計を用いて、都道府県別人口については、それらに加えて国内人口移動統計を用いて作成される加工統計であり、各種政策を策定する上での基礎データや(人口当たりの)統計指標の分母人口として活用されている。 なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、外国人統計、人口移動統計等の関連する人口統計との連携や精度の向上等を図る。</p>	総務省	平成23年度までの整備に向けて、平成22年度から所要の準備を開始する。
	<p>【産業連関表(基本表)(加)】 総務省始め10府省庁の共同作業として作成されている産業連関表(基本表)は、我が国の経済構造を明らかにする基礎的な統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算の基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしている。</p>	総務省等10府省庁	次回産業連関表(基本表)の整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。
	<p>【完全生命表／簡易生命表(加)】 国勢統計、人口動態調査及び現在推計人口を加工し、国民の生存、死亡、健康及び保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療及び保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられている。</p>	厚生労働省	平成22年度までの整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。
	<p>【社会保障給付費(加)】 ILOが国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて、社会保険、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度等の給付等に関する各種の統計を用いて作成される社会保障給付に関する最も基本的な統計であり、福祉・社会保障全般を総合的に示す指標として位置付けられる。福祉・社会保障に関する各種施策に活用されるほか、福祉・社会保障の分野で研究者等に広く利用されている。 なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、関連する各種業務統計等との連携や精度の向上等を図る。</p>	厚生労働省	別表の第2の2(3)及び(4)に掲げられた課題の検討状況を踏まえ、できるだけ早期に整備する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

○ 平成21年度まで基幹統計として実施。平成23年度中を目途に調査廃止の手続等を行う予定。

○ 平成22年度は、平成23年度の基幹統計化に向けて、スケジュール、統計表の基幹化の範囲を政策統括官室と調整中。

○ 産業連関表の基幹統計としての指定について、産業連関表作成府省庁(10府省庁)との協議(平成22年5月)が行われた後、統計委員会へ諮問(平成22年5月)され、同委員会国民経済計算部会での審議を経て、同委員会からの答申(平成22年6月)を受ける。当該答申を踏まえ、平成22年7月26日に産業連関表が基幹統計として指定され、その旨が平成22年9月24日に総務省告示第345号により公示された。

○ 生命表(完全生命表及び簡易生命表)の基幹統計化としての指定について、平成22年11月19日に統計委員会に諮問され、同委員会人口・社会統計部会による審議を経て、平成23年1月26日に統計委員会において基幹統計化を適当とする答申が採択された。
○ その後、平成23年2月17日付けで基幹統計として指定され、同年3月2日の総務省告示第70号により、その旨が公示された(平成23年度に公表するものから適用)。

○ 平成22年度においては、研究所内外の研究者による「社会保障費統計に関する研究会」を発足させ、内閣府等の協力も得つつ、各種国際基準に基づく統計との整合性の向上に向けた検討を開始した。平成23年度には、この研究会における検討成果等を踏まえつつ、社会保障給付費を基幹統計として整備するための準備対応を着実に進めていく予定。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 新たに基幹統計として整備する統計	<p>【鉱工業指数(加)】 鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査の結果等を基に作成される加工統計であるが、我が国の鉱工業の生産、出荷、在庫に係る諸活動を表す重要な指標であり、また生産活動の基調判断、経済活動分析、生産動向や設備投資分析等にも広く利用されている。 基幹統計化に向けて、その範囲を指数系列のどこまでとするかについて検討する。</p>	経済産業省	平成22年度までの整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。
3 将来の基幹統計化について検討する統計	<p>【サービス産業動向調査】 調査開始(平成20年7月から)以降3年程度をかけて、調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化について結論を得る。</p>	総務省	平成23年度を目途に結論を得る。
	<p>【通信・放送産業基本調査、放送番組制作実態調査】 経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に実施する。具体的には、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。</p>	総務省	平成22年を目途に実施する。
	<p>【貿易統計(業)】 貿易統計は、条約(経済統計に関する国際条約、議定書及び附属書並びに1928年12月14日にジュネーブで署名された経済統計に関する国際条約を改正する議定書及び附属書(昭和27年条約第19号))及び関税法(昭和29年法律第61号)第102条に基づき作成されている業務統計であるが、貿易の実態を把握し各国の外国貿易との比較を容易にすることにより、国の経済政策や私企業の経済活動の基礎資料を提供するものであり、物の動きを水際でとらえる統計として、極めて重要な役割を果たしている。 一方、貿易統計の基礎となる輸出入申告については、貿易手続の円滑化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した申告事項の削減や国際的統一化等に対応することが不可欠となっている。このため、貿易統計を基幹統計化することについては、このような本来業務への要請と両立し得るかという観点も含めて検討を行う。</p>	財務省	平成21年度から検討を開始する。
	<p>【食料品生産実態調査、油糧生産実績調査、米麦加工食品生産動態等統計調査】 上記1(2)の府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計(仮称))を一つの基幹統計として整備し、その下で農林水産省所管の生産動態統計調査として再編を検討する中で、これら3調査を対象とすることについてその可能性を検討する。</p>	農林水産省	平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに結論を得る。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

○ 鉱工業指数の基幹統計としての指定について、平成22年11月19日に統計委員会に諮問され、同委員会産業統計部会による審議を経て、平成22年12月17日に統計委員会において、生産(付加価値額ウエイト)、出荷、在庫、在庫率、生産能力、稼働率の6系列の指数の基幹統計化を適当とする答申が採択された。

○ その後、平成23年1月27日付けで基幹統計として指定され、同年2月9日の総務省告示第35号により、その旨が公示された(平成23年1月分の指数から適用)。

○ 平成21年9月に「サービス産業統計研究会」(座長:廣松 毅 情報セキュリティ大学院大学教授)を設置し、調査方法の検討、蓄積したデータに基づく推計方法、欠測値補完方法等の検討を行っているところ。

○ 総務省が一般統計調査として実施してきた「通信・放送産業基本調査」及び「放送番組制作業実態調査」について、経済産業省企業活動基本調査と連携し、情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」(総務省・経済産業省共管の一般統計調査)として実施し、速報結果を平成22年10月27日に、確報結果を平成23年3月29日に公表した。

基幹統計化については、平成22年度及び平成23年度に一般統計調査として実施した結果を踏まえ、平成24年度からの基幹統計化に向けて、各種検討を実施。

○ 業務統計としての貿易統計に求められる行政の効率化や貿易手続の円滑化という観点、国際貿易・物流関係者からの要請及び貿易統計の利用者ニーズ等を踏まえ、今後の貿易統計の在り方についての検討を行っているところである。

(平成21年度末に政府統計の総合窓口(e-Stat)を用いて「貿易統計の改善に向けたアンケート」を実施しており、その結果を踏まえつつ、今後検討すべき論点の整理や、外部有識者(統計利用者及び行政記録情報の提供者等)からの意見聴取を含む検討を進展させていく予定。なお、当該アンケートにおいて要望のあった「貿易統計の公表早期化」について検討を行い、平成23年4月以降の公表分から貿易統計の速報値の公表時期を早めたところである。)

○ 「生産動態統計の整備に関する検討会」における府省横断的な生産動態統計の整備内容を踏まえ対応を検討。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 将来の基幹統計化について検討する統計	【エネルギー消費統計調査】 経済産業省特定業種石油等消費統計等との関係整理を行った上で、基幹統計化する方向で検討を行う。その際、基幹統計の範囲について併せて検討する。	経済産業省	平成23年度までに結論を得る。
	【第3次産業活動指数(加)】 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。	経済産業省	平成24年度までに結論を得る。
	【産業連関表(延長表)(加)】 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。	経済産業省	平成24年度までに結論を得る。
	【宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査】 観光統計に関する都道府県統一基準の作成、外国人旅行者に関する実態把握の向上等とともに、両調査の改善・充実を図る等により観光統計を体系的に整備することが必要であり、その過程で両調査の基幹統計化について検討する。	国土交通省	平成22年度までに結論を得る。
	【法人建物調査】 密接な関係を有するため調査を同時に実施している法人土地基本統計と統合し、企業の不動産(土地及び建物)ストックを把握する基幹統計とすることを検討する。	国土交通省	平成24年度までに結論を得る。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

○ 経済産業省特定業種石油等消費動態統計の利用者ヒアリングを行い、動態統計の必要性を確認した。今後も基幹統計化について、検討を行っていく予定。

○ 「サービス産業動向調査」(総務省)の利用可能性を検証したが、引き続き精度向上と公表の早期化を待つこととした。

○ 平成21年度から平成22年度にかけて延長表の平成17年基準改定(平成20年表として平成22年度末公表)作業において、生産額推計のための採用系列の見直し及び推計手法の改善を行い、精度向上を図った。

また、平成22年度に外部有識者による調査研究を実施して精度向上に向けた検討を行ったところ。今後基幹統計化に向け、順次改善できるところについては改善を図り、精度向上を図っていく予定。

○ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査については、平成21年度における「観光統計の整備に関する検討懇談会」の指摘等を踏まえ、平成22年度は、両調査について必要な拡充を行い、回収状況等の安定性の向上や更なる改善・充実を実施の上、基幹統計化の検討を行うべきとの結論を得た。

○ 法人建物調査の基幹統計化については、「土地基本調査検討会」を設置し、次回調査に向けた調査設計の中で法人土地基本調査及び法人建物調査を統合することを前提に、調査票の統合案を作成した。平成23年度の予備調査を通じて基幹統計化することを検討する。

【資料編】

資料 1 統計法成立から施行までの準備行為等

【平成19年】

- 5月23日 統計法公布（平成19年法律第53号）
- 9月25日 統計法の一部施行に伴う政省令の公布
- ・ 統計法の一部の施行期日を定める政令（平成19年政令第298号）
 - ・ 統計法第二条第二項第二号の法人並びに同条第五項第三号の行政機関等及び事務を定める政令（平成19年政令第299号）
 - ・ 統計委員会令（平成19年政令第300号）
 - ・ 統計法施行規則（平成19年総務省令第112号）
- 10月 1日 統計法の一部施行
- 10月 5日 統計委員会の第1回会合

【平成20年】

- 1月21日 「公的統計の整備に関する基本的な計画」に係る統計委員会諮問
- 9月 8日 国民経済計算の作成基準に係る統計委員会諮問
- 10月31日 統計法の全部施行に伴う政令の公布
- ・ 統計法の施行期日を定める政令（平成20年政令第333号）
 - ・ 統計法施行令（平成20年政令第334号）
- 12月16日 統計法施行規則の公布（平成20年総務省令第145号）
- 12月22日 「公的統計の整備に関する基本的な計画」に係る統計委員会答申
- 同 全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成に係る統計委員会諮問

【平成21年】

- 1月19日 「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因の統計分類」の統計委員会諮問・即日答申
- 3月 9日 国民経済計算の作成基準に係る統計委員会答申
- 同 全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成に係る統計委員会答申
- 3月13日 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の閣議決定
- 3月23日 「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因の統計分類」の公示
- 4月 1日 統計法の全部施行
- 同 指定統計のうち基幹統計とみなすものの公示
- 同 国民経済計算の作成基準の公示

資料2 統計法の概要 (統計法案国会提出時の説明資料)

現行統計法を全部改正（統計報告調整法を廃止）して、統計調査によって作成される統計のみならず、公的機関が作成する統計全般を対象とした法律に改編

1. 目的 (第1条)

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与

2. 公的統計の体系的整備 (第2条～第31条)

- ・ 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置付け
- ・ 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定することを法定化（おおむね5年ごとに変更）
- ・ 国民経済計算の作成基準をあらかじめ設定・公表することにより、中立性・客観性を確保
- ・ 行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことにより品質確保や重複是正を図るとともに、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備することにより、基幹統計を作成するための調査（基幹統計調査）における適正確実な報告を担保
- ・ 統計調査以外の方法により作成される基幹統計について、総務大臣が必要に応じて意見を述べることとすることにより、公的統計全体の体系性を確保
- ・ 行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することにより、統計作成の正確性や効率性を向上させるとともに、統計調査における被調査者の負担を軽減

3. 統計データの利用促進と秘密の保護 (第 32 条～第 43 条)

- ・ 委託に応じた集計による統計の提供（オーダーメイド集計）や、匿名性の確保措置を講じた調査票情報（匿名データ）の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応（提供の対価として手数料を徴収）
- ・ 公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備するとともに、これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

4. 統計委員会の設置 (第 44 条～第 51 条)

- ・ 基本計画案など、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を内閣府に設置することにより、公的統計の総合的かつ体系的な整備を推進

5. 罰則等

○ 雑則 (第 52 条～第 56 条)

- ・ 公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報の提供を義務化
- ・ 法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表

○ 罰則 (第 57 条～第 62 条)

- ・ 秘密漏えい等に関する罰則の適用対象を行政機関が行う統計調査の全てに拡大。また、統計調査事務の受託者に対する罰則規定を明確化

○ 施行 (附則第 1 条)

- ・ 公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日
- ・ ただし、基本計画や統計委員会に関する規定等については、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

資料3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要
(計画決定時の報道発表資料を元に修正)

「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要

基本計画は、統計法（平成19年法律第53号）第4条の規定に基づき、分散型統計機構の下、政府が公的統計の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものであり、施策展開に当たっての基本的な考え方や取組の方向性等を記した「本文」と平成21年度からの5年間に取組む具体的な措置、方策等を列記した「別表」とで構成

今後、政府は、基本計画を踏まえた公的統計の整備に関する施策を着実かつ計画的に推進するとともに、施策の効果に関する評価や社会経済情勢を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを実施

第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

1 公的統計の果たすべき役割

公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報と位置付けられたことを踏まえ、社会で広く有効活用され得る情報基盤として整備していくことが必要

2 施策展開に当たっての基本的な視点

国民にとっての「統計の有用性の確保」を図ることが統計整備の重要な目標。統計の有用性の向上を図るためには次の4つの視点が重要

- (1) 統計の体系的整備
- (2) 経済・社会の環境変化への対応
- (3) 統計データの有効活用の推進
- (4) 効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備

加工統計や調査統計を含め、公的統計の体系的整備の根幹となる統計を「基幹統計」として指定し、その有用性を向上

◇既存の大規模統計調査を統廃合し、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサスを新たに実施し、これを軸とした産業関連統計の体系的整備、国民経済計算の推計方法の確立

◇4省がそれぞれ作成している製造業の生産動態に関する統計を一つに統合

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

＜国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化＞

◇国民経済計算と産業連関表との連携を強化し、整合性を確保

◇国民経済計算の推計に用いる基礎統計の選択に関する検討、推計方法の見直し

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策（続き）

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

<ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用>

- ◇経済センサスの実施や行政記録情報の活用を通じた母集団情報の的確な整備
- ◇各種統計調査結果や行政記録情報との結合による有用な統計の作成に向けた検討

<福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備>

- ◇社会保障給付費について各種国際基準に基づく統計との整合性の向上を検討

<統計基準の設定>

- ◇日本標準産業分類、疾病、傷害及び死因の統計分類などを統計基準として設定するとともに、設定又は改定からおおむね5年後を目途に当該基準の改定の必要性を検討

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

<サービス活動に係る統計の整備>

- ◇高度化する情報通信サービスの実態を府省横断的に把握するための統計を整備
- ◇知的財産活動に関する統計の充実・高度利用

<少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備>

- ◇配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連データの大規模標本調査による把握を検討
- ◇就業（就業及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等の関係を詳細に分析するため、関連統計調査の充実を検討

<環境に関する統計の段階的な整備>

- ◇温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実、気候変動による影響に関する統計を整備
- ◇総合エネルギー統計における速報値の公表早期化を推進

<観光に関する統計の整備>

- ◇主要な観光統計の充実とともに、共通基準の策定により都道府県間の比較が可能な観光統計の整備を推進

<企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備>

- ◇非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査の開始に向けた取組を推進
- ◇事業所の開設・廃止による雇用への影響を把握するため、雇用創出・消失指標を整備

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

1 効率的な統計作成

<行政記録情報等の活用>

- ◇労働保険及び雇用保険の適用事業所情報、有価証券報告書データ等の活用を検討
- ◇統計調査の実実施計画の策定時に、活用可能な行政記録情報等の有無等に関する事前調査・検討を原則化

<民間事業者の活用>

- ◇民間事業者が優れたノウハウやリソースを持つ業務分野における積極的な活用
- ◇統計調査の民間委託に係るガイドラインの改定など民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境を整備

2 統計リソースの確保及び有効活用

- ◇基本計画の実施に必要な統計リソースの確保、特に国民経済計算に関する課題の着実な解消のため研究者や中核的職員を集中的に投入
- ◇地方公共団体を経由する統計調査の見直し、業務量の平準化、調査事務の効率化等の多面的な方策の計画的な実施

3 経済・社会の環境変化への対応

- ◇統計利用者との意見交換を通じて把握したニーズを統計の整備・改善等に活用
- ◇統計の品質に関する評価を通じた既存統計の見直し、統計作成方法の効率化を推進
- ◇統計に対する国民の理解を得るための広報・啓発活動の効果的な実施

4 統計データの有効活用の推進

- ◇新たに制度化されたオーダーメイド集計及び匿名データの作成・提供を適切に開始し、その対象とする統計調査を段階的に拡大

5 その他

- ◇政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進
- ◇統計の中立性を確保する観点から、統計作成過程の一層の透明化を推進

第4 基本計画の推進・評価等

- ◇「基本計画推進会議」（仮称）を開催し、政府一体となって基本計画を推進
- ◇統計委員会による基本計画の実施に関する各府省の取組状況の評価・検証、改善意見の提示等

資料4 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制

公的統計基本計画推進会議の設置について

平成21年4月23日
各府省統計主管部局長等会議申合せ

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）に掲げられた施策を府省間で密接な連携を図りつつ推進するために必要な連絡、調整及び検討を行うことを目的として、下記により、「公的統計基本計画推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

記

- 1 推進会議の構成
推進会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、必要があるときは、構成員を追加することができる。推進会議は、総務省政策統括官（統計基準担当）が招集する。
- 2 推進会議は、必要と認めるときには、構成員以外の者の意見を聴くことができる。
- 3 推進会議の庶務は、総務省政策統括官（統計基準担当）が行う。

【別紙】

推進会議構成員

人事院事務総局総括審議官	内閣府大臣官房審議官	内閣府経済社会総合研究所次長
宮内庁長官官房審議官	公正取引委員会事務総局総括審議官	警察庁情報通信局長
金融庁総務企画局長	総務省統計局長	総務省政策統括官（統計基準担当）
法務省大臣官房司法法制部長	外務省大臣官房長	財務省大臣官房総括審議官
文部科学省生涯学習政策局長	厚生労働省大臣官房統計情報部長	農林水産省大臣官房統計部長
経済産業省経済産業政策局調査統計部長	国土交通省総合政策局情報政策本部長	環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房長 （オブザーバー）		
内閣府大臣官房統計委員会担当室長	日本銀行調査統計局長	

「公的統計基本計画」の政府における推進体制（イメージ図）



資料5 統計調査の見直し・効率化

基本計画において、各府省は、新たな統計の整備及び提供のニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者の負担軽減に加え、統計リソースの確保及び有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行うこととされている。これに係る平成22年度の実施状況は以下のとおりであり、基幹統計調査7件、一般統計調査40件、計47件の調査において、見直し・効率化措置が図られている。

表1 統計調査見直し実績

(平成22年度中)

統計調査の種別		基幹統計調査	一般統計調査	計
見直し・効率化がなされた統計調査数		7	40	47
見直し措置内容	廃止等 ^(注1)	0	18	18
	統合	0	2	2
	実施時期の適正化 ^(注2)	1	4	5
	調査客体数の削減	0	4	4
	調査事項の削減	2	8	10
	調査方法の改善	6	11	17
見直し措置数(計) ^(注3)		9	47	56

注1)「廃止等」には、統計法第2条第5項でいう「統計調査」に該当しなくなった調査を含む。また、平成22年度に調査を実施し、その後、22年度中に廃止等の手続が行われた統計調査であった2件の統計調査を含まない。

注2)「実施時期の適正化」には、「休止」とされた1件の統計調査を含む。

注3)一つの調査において、複数の見直し措置が図られている場合があるため、「見直し・効率化が図られた統計調査数」と「見直し措置数(計)」は一致していない。

表2 府省別統計調査見直し実績

(平成22年度中)

	基幹統計調査	一般統計調査	計
内閣府	0	0	0
総務省	1	0	1
財務省	0	0	0
文部科学省	2	4	6
厚生労働省	1	5	6
農林水産省	0	22	22
経済産業省	3	2	5
国土交通省	0	3	3
環境省	0	3	3
防衛省	0	1	1
人事院	0	0	0
合計	7	40	47

資料6 統計関連業務の民間委託の状況

1 統計事務の民間委託の状況

統計関連業務のうち、統計調査に直接関連する統計事務の民間委託状況は次のとおりであり、平成22年度に実施した統計調査に係る事務については、219統計調査中175統計調査(全体の79.9%)において、何らかの事務について民間委託を実施している。また、統計事務の種類別民間委託の状況は、表1及び図1のとおりである。

表1 統計事務の種類別民間委託の状況 (平成22年度中)

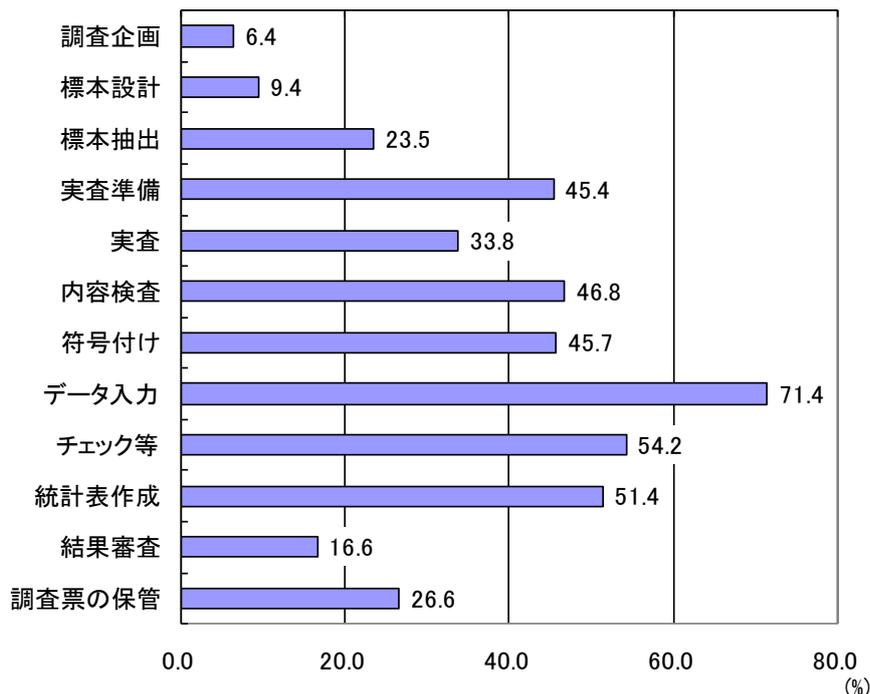
		統計事務の種類												全統計調査件数 (注2)
		調査企画	標本設計	標本抽出	実査準備	実査	内容検査	符号付け (注3)	データ入力	チェック等	統計表作成	結果審査	調査票の保管	
府省全体	当該事務が存在する統計調査件数	219	159	153	205	219	216	94	210	214	216	217	218	219
	うち民間委託を実施しているもの (割合:%)	14 (6.4)	15 (9.4)	36 (23.5)	93 (45.4)	74 (33.8)	101 (46.8)	43 (45.7)	150 (71.4)	116 (54.2)	111 (51.4)	36 (16.6)	58 (26.6)	175 (79.9)
	(参考) うち独立行政法人への委託を実施しているもの (割合:%)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.5)	6 (2.7)	12 (5.6)	7 (7.4)	12 (5.7)	19 (8.9)	17 (7.9)	10 (4.6)	10 (4.6)	20 (9.1)
	当該事務が存在する統計調査件数	3	2	28	29	43	39	9	29	27	4	16	28	50
地方支分部局	うち民間委託を実施しているもの(件数)	1	1	3	4	3	3	2	7	3	1	1	0	7

注1) 共管調査は、一部調査を除き、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

注2) 「全統計調査件数」は、国の機関において平成22年度に実施された統計調査の件数。

注3) 「符号付け」は、語句や文章で記入された調査事項を分類基準に従って符号に変換する事務をいう。

図1 統計事務の種類別民間委託の割合



なお、府省別民間委託の状況は、表2のとおりである。

表2 府省別民間委託の状況（統計事務）（平成22年度中）

府省名	府省全体			うち地方支分部局	
	統計調査件数	うち民間委託を実施しているもの (件数)	(参考) うち独立行政法人への委託を実施しているもの (件数)	統計調査件数	うち民間委託を実施しているもの (件数)
内閣府	8	7	0	1	0
総務省	12	12	9	-	-
財務省	5	3	0	3	0
文部科学省	15	7	1	-	-
厚生労働省	52	47	4	5	1
農林水産省	38	25	0	27	1
経済産業省	41	34	0	3	0
国土交通省	38	32	4	11	5
環境省	6	6	0	-	-
人事院	4	2	2	-	-
合計	219	175	20	50	7

注) 共管調査は、一部調査を除き、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

2 データベース関連事務の民間委託の状況

統計データを収録しているデータベースの整備に関する事務の民間委託状況は、次のとおりであり、平成22年度末において、国の行政機関の統計関係部局の管理下であり、統計調査に基づく統計データを収録しているデータベースは9件あり、表3のとおり、そのすべてのデータベースにおいて、1と同様に何らかの事務について民間委託が行われている。

表3 データベース関連事務の種類別民間委託の状況（平成22年度中）

	データベース関連事務の種類					全データベース件数
	企画	開発	データ収集、入力	運用、管理等	提供	
当該事務が存在するデータベース件数	9	9	9	9	7	9
うち民間委託を実施しているもの(件数)	1	8	2	8	2	9

なお、府省別民間委託の状況は、表4のとおりである。

表4 府省別民間委託の状況（データベース関連事務）
（平成22年度中）

府省名	データベース件数	うち民間委託を実施しているもの(件数)
内閣府	-	-
総務省	2	2
法務省	1	1
財務省	1	1
文部科学省	1	1
厚生労働省	2	2
農林水産省	1	1
経済産業省	-	-
国土交通省	1	1
環境省	-	-
防衛省	-	-
人事院	-	-
合計	9	9

資料7 基幹統計調査の承認一覧

(平成22年度中)

実施府省	基幹統計調査の名称	調査分野	最終承認年月日
総務省	小売物価統計調査	家計・物価	H22.10.28
	社会生活基本調査	生活・環境	H23.2.1
財務省	民間給与実態統計調査	労働・賃金	H22.12.20
文部科学省	学校教員統計調査	教育・文化・科学	H22.6.23
	学校基本調査	教育・文化・科学	H22.12.21
	社会教育調査	教育・文化・科学	H23.1.28
	学校保健統計調査	教育・文化・科学	H23.3.16
厚生労働省	人口動態調査	人口	H22.8.20
	国民生活基礎調査	生活・環境	H22.12.24
経済産業省	経済産業省生産動態統計調査	鉱工業	H22.6.8
	特定サービス産業実態調査	商業・サービス業	H22.12.21
	商業統計調査	商業・サービス業	H22.12.21
	工業統計調査	鉱工業	H22.12.21
総務省・ 経済産業省	経済センサス-活動調査	企業・経営	H22.12.21

注) 本表は、改正後の統計法(平成19年法律第53号)に基づき、平成22年度中に総務大臣に申請された基幹統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料8 統計委員会における諮問・答申実績

(平成22年度)

	諮問者	諮問日	答申日
経済産業省生産動態統計調査の変更	経済産業大臣	平成22年 3月24日	平成22年 5月21日
産業連関表の基幹統計としての指定について	総務大臣	平成22年 5月21日	平成22年 6月18日
小売物価統計調査の変更について	総務大臣	平成22年 8月20日	平成22年 10月22日
社会生活基本調査の変更について	総務大臣	平成22年 10月22日	平成23年 1月26日
経済構造統計の指定の変更、経済センサス - 活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について	総務大臣	平成22年 10月22日	平成22年 12月17日
生命表の基幹統計としての指定について	総務大臣	平成22年 11月19日	平成23年 1月26日
鉱工業指数の基幹統計としての指定について	総務大臣	平成22年 11月19日	平成22年 12月17日
医療施設調査の変更について	総務大臣	平成22年 12月17日	平成23年 4月22日
患者調査の変更及び患者調査の指定の変更について	総務大臣	平成22年 12月17日	平成23年 4月22日
国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について	厚生労働大臣	平成22年 12月17日	平成23年 4月22日
「季節調整法の適用に当たっての統計基準」の設定について	総務大臣	平成23年 1月26日	平成23年 2月24日

資料9 基幹統計調査の年度別承認件数

府省名	平成 22年度	平成 21年度	平成 20年度	平成 19年度	平成 18年度
内閣府	0	0	0	0	0
総務省	3*	4(2)	8	6(2)	6(2)
財務省	1	0	2	1	1
文部科学省	4	1	3	3	3(2)
厚生労働省	2	1	2	4	4(2)
農林水産省	0	2	2	3	4(2)
経済産業省	5*	4	4	4	5
国土交通省	0	4(2)	11(8)	2	4
合計	14	16(2)	32(4)	23(1)	27(4)

府省名	平成 17年度	平成 16年度	平成 15年度	平成 14年度	平成 13年度
内閣府	0	0	0	0	0
総務省	2	4(2)	4(2)	23(14)	7
財務省	1	1	2(2)	1	1
文部科学省	2	3(2)	7(5)	3	1
厚生労働省	4	5(2)	6(5)	9(4)	4
農林水産省	12(8)	1	9(4)	4(2)	5(2)
経済産業省	5(2)	7(2)	7	7	13(2)
国土交通省	3(2)	5(4)	5	13(9)	3
合計	29(6)	26(6)	40(10)	60(17)	34(2)

注1) () 内の数値は同年度内に同一の調査で複数回承認を受けたものの内数。

注2) 「*」は複数の府省が共同で行う調査（平成22年度は経済センサス-活動調査。）。共管府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の申請及び承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注3) 平成13～20年度は旧統計法に基づく指定統計調査の承認件数。

注4) 平成12年度の指定統計調査の承認件数は84件（同一年度内に同一の調査で複数回承認を受けたものの件数：14件）となっている。

資料 10 一般統計調査の承認一覧

(平成 22 年度中)

実施府省	一般統計調査の名称	調査分野	最終承認 年月日
人事院	退職公務員生活状況調査	労働・賃金	H22. 6. 15
	民間企業の勤務条件制度等調査	労働・賃金	H22. 8. 24
	民間企業における役員報酬（給与）等調査	労働・賃金	H23. 3. 31
	職種別民間給与実態調査	労働・賃金	H23. 3. 31
内閣府	地方公共団体消費状況等調査	金融・財政	H22. 4. 13
	景気ウォッチャー調査	生活・環境	H22. 4. 16
	民間企業投資・除却調査	企業・経営	H22. 7. 16
	機械受注統計調査	鉱工業	H22. 8. 26
	企業行動に関するアンケート調査	企業・経営	H22. 10. 19
総務省	サービス産業動向調査	商業・サービス業	H22. 7. 29
	平成 22 年国勢調査事後調査	人口	H22. 10. 28
	通信利用動向調査	運輸・通信	H22. 11. 9
	家計消費状況調査	家計・物価	H23. 1. 6
	通信・放送産業動態調査	運輸・通信	H23. 2. 2
	国際比較プログラムに関する小売物価調査	家計・物価	H23. 3. 30
財務省	国家公務員共済組合年金受給者実態調査	福祉・衛生	H22. 10. 28
	法人企業統計調査附帯調査（「リース取引に関する会計基準」の適用について）	企業・経営	H23. 2. 28
	適用実態調査（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第 4 条第 1 項に基づく適用実態調査）	その他	H23. 3. 8
文部科学省	地方教育費調査	教育・文化・科学	H22. 4. 22
	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	教育・文化・科学	H22. 5. 25
	学校給食栄養報告	教育・文化・科学	H22. 5. 31
	学校給食実施状況等調査	教育・文化・科学	H22. 7. 26
	民間企業の研究活動に関する調査	教育・文化・科学	H22. 12. 9
厚生労働省	社会医療診療行為別調査	福祉・衛生	H22. 4. 5
	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	生活・環境	H22. 6. 7
	賃金引上げ等の実態に関する調査	労働・賃金	H22. 6. 8
	就労条件総合調査	労働・賃金	H22. 6. 11
	中高年者縦断調査	労働・賃金	H22. 6. 18

	被保護者全国一斉調査	福祉・衛生	H22. 6. 25
	社会福祉施設等調査	福祉・衛生	H22. 6. 25
	介護サービス施設・事業所調査	福祉・衛生	H22. 6. 30
	看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査	福祉・衛生	H22. 7. 2
	平成 22 年就業形態の多様化に関する総合実態調査	労働・賃金	H22. 7. 7
	医療扶助実態調査	福祉・衛生	H22. 7. 20
	21 世紀成年者縦断調査(国民の生活に関する継続調査)	生活・環境	H22. 7. 29
	乳幼児身体発育調査	福祉・衛生	H22. 7. 30
	健康保険・船員保険被保険者実態調査	福祉・衛生	H22. 8. 3
	労働安全衛生基本調査	労働・賃金	H22. 8. 4
	能力開発基本調査	労働・賃金	H22. 8. 6
	国民健康・栄養調査	福祉・衛生	H22. 8. 20
	医師・歯科医師・薬剤師調査	福祉・衛生	H22. 9. 29
	21 世紀出生児縦断調査	生活・環境	H22. 10. 19
	公的年金加入状況等調査	福祉・衛生	H22. 10. 22
	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	福祉・衛生	H22. 11. 5
	年金制度基礎調査	福祉・衛生	H22. 11. 5
	雇用均等基本調査	労働・賃金	H22. 11. 9
	歯科補綴関連技術等に関する歯科診療報酬の適正な評価のための調査	福祉・衛生	H22. 12. 24
	住宅手当緊急特別措置事業全国調査	生活・環境	H23. 2. 4
	地域児童福祉事業等調査	福祉・衛生	H23. 2. 4
	労働災害動向調査	労働・賃金	H23. 2. 23
	所得再分配調査	福祉・衛生	H23. 2. 23
	労使関係総合調査	労働・賃金	H23. 3. 9
	社会保障・人口問題基本調査	人口	H23. 3. 24
	介護事業実態調査	福祉・衛生	H23. 3. 25
農林水産省	なたね、そば等生産費調査	農林水産	H22. 5. 24
	農道整備状況調査	農林水産	H22. 6. 25
	生鮮食料品価格・販売動向調査	商業・サービス業	H22. 7. 30
	農林漁業体験学習の取組(教育ファーム)実態調査	農林水産	H22. 9. 6
	農業構造動態調査	農林水産	H22. 10. 6
	漁業経営調査	農林水産	H22. 10. 29

	食品流通段階別価格形成調査	商業・サービス業	H22. 11. 9
	花き産業振興総合調査	農林水産	H22. 11. 16
	集落営農実態調査	農林水産	H22. 11. 24
	新規就農者調査	農林水産	H22. 11. 29
	農産物地産地消等実態調査	農林水産	H22. 11. 29
	食品製造業における HACCP 手法の導入状況実態調査	鉱工業	H22. 12. 21
	特用林産物生産統計調査	農林水産	H22. 12. 24
	食品ロス統計調査（食品循環資源の再生利用等実態調査）	生活・環境	H23. 1. 28
経済産業省	中国地域専門量販店販売統計調査	商業・サービス業	H22. 4. 1
	繊維流通統計調査	鉱工業	H22. 4. 9
	電力の送受電に関する実績調査	エネルギー	H22. 4. 13
	海外事業活動基本調査	企業・経営	H22. 4. 28
	機能性化学品動向調査	鉱工業	H22. 5. 24
	知的財産活動調査	その他	H22. 6. 7
	外資系企業動向調査	企業・経営	H22. 6. 9
	経済産業省企業金融調査	金融・財政	H22. 10. 25
	経営環境実態調査	金融・財政	H22. 11. 16
	砕石等動態統計調査	鉱工業	H23. 3. 14
	海外現地法人四半期調査	企業・経営	H23. 3. 25
国土交通省	水害統計調査	生活・環境	H22. 4. 5
	自動車燃料消費量調査	エネルギー	H22. 4. 5
	建設関連業等の動態調査	建設・土地	H22. 4. 27
	訪日外国人消費動向調査	商業・サービス業	H22. 5. 25
	宿泊旅行統計調査	商業・サービス業	H22. 6. 10
	建築物実態調査	建設・土地	H22. 6. 18
	旅行・観光消費動向調査	商業・サービス業	H22. 7. 2
	建設資材・労働力需要実態調査	建設・土地	H22. 8. 6
	北海道法人企業投資状況調査	企業・経営	H22. 8. 9
	全国都市交通特性調査	運輸・通信	H22. 9. 2
	全国道路・街路交通情勢調査 自動車起終点調査	運輸・通信	H22. 9. 2
	大都市交通センサス	運輸・通信	H22. 9. 3
	全国貨物純流動調査	運輸・通信	H22. 9. 3
	パーソントリップ調査	運輸・通信	H22. 9. 14

	観光産業構造基本調査（仮称）試験調査	商業・サービス業	H22.11.10
	幹線旅客流動実態調査	運輸・通信	H22.11.12
	航空輸送統計調査	運輸・通信	H23.3.8
	建設業活動実態調査	建設・土地	H23.3.9
	主要建設資材需給・価格動向調査	建設・土地	H23.3.29
環境省	産業廃棄物排出・処理状況調査	生活・環境	H22.7.8
	環境にやさしい企業行動調査	生活・環境	H22.8.12
	環境投資等実態調査	生活・環境	H22.10.5
	環境経済観測調査	生活・環境	H22.11.24
	水質汚濁物質排出量総合調査	生活・環境	H23.3.31
農林水産省・ 経済産業省	容器包装利用・製造等実態調査	鉱工業	H22.5.11
経済産業省・ 国土交通省	建設機械動向調査	建設・国土	H23.2.2

注1) 本表は、改正後の統計法（平成19年法律第53号）に基づき、平成22年度中に総務大臣に申請された一般統計調査の承認状況についてまとめたものである。

注2) 周期的に行われる調査については、調査名に「平成〇年」を付して申請されている場合についても、「平成〇年」を除いた名称で掲載している。

注3) 複数の変更がなされているものについては、最終承認年月日で集約して掲載している。

資料 11 一般統計調査の年度別承認件数

(平成 18～22 年度)

府省名	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度		平成 19 年度		平成 18 年度	
			承認	届出	承認	届出	承認	届出
内閣府	5	4(1)	10(1)	1	6(1)	1	6(1)	0
総務省	6	10(2)	9(1)	0	19	1	13(1)	3
法務省	0	0	0	0	2	0	1	0
財務省	3	3(1)	5(2)	0	3(1)	0	7(2)	0
文部科学省	5	9(1)	8(1)	4	6(1)	0	6(1)	8
厚生労働省	31	44(1)	43(1)	16	39(1)	8	34(2)	14
農林水産省	15(1)	26	18(1)	4	26(1)	4	32(2)	6
経済産業省	12(2)	18(2)	32(4)	0	22(2)	0	26(4)	0
国土交通省	20(1)	17	29(1)	5	23	0	28(2)	2
環境省	5	6	5(1)	1	2(1)	3	4(2)	0
防衛省	0	0	1	0	1	0	0	0
人事院	4	3	0	6	0	7	0	6
合計	105(2)	136(4)	153(7)	37	145(4)	24	151(6)	39

注 1) 平成 18～20 年度は、旧統計報告調整法に基づく統計報告の徴集の承認件数及び旧統計法に基づく届出統計調査の受理件数。

注 2) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認した統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

(参考) 統計報告の徴集の承認件数及び届出統計調査の受理件数 (年別)

(平成 13～17 年)

	平成 17 年		平成 16 年		平成 15 年		平成 14 年		平成 13 年	
	承認	届出								
合計	160	42	132	20	145	38	154	33	164	21

資料 12 都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成 22 年度中)

都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新設	変更				新設	変更		
北海道	0	1	1	0	滋賀県	3	1	12	0
青森県	0	1	5	0	京都府	0	2	3	0
岩手県	0	2	-	-	大阪府	10	2	17	0
宮城県	2	2	-	-	兵庫県	4	0	4	0
秋田県	0	0	3	0	奈良県	4	0	4	0
山形県	0	0	14	0	和歌山県	0	1	1	0
福島県	2	0	-	-	鳥取県	5	4	12	0
茨城県	2	1	6	0	島根県	0	1	3	0
栃木県	5	1	11	0	岡山県	0	0	3	0
群馬県	0	1	3	1	広島県	2	2	7	1
埼玉県	5	1	12	0	山口県	2	2	6	0
千葉県	10	1	22	1	徳島県	1	1	5	0
東京都	8	6	27	0	香川県	1	0	5	0
神奈川県	0	4	10	0	愛媛県	8	0	9	0
新潟県	1	5	22	2	高知県	2	0	6	0
富山県	0	0	1	0	福岡県	2	2	10	0
石川県	1	0	6	0	佐賀県	3	1	6	0
福井県	3	0	8	1	長崎県	0	0	0	0
山梨県	0	0	4	0	熊本県	1	1	2	0
長野県	4	0	4	0	大分県	0	1	6	0
岐阜県	5	1	12	1	宮崎県	3	0	6	0
静岡県	3	0	7	0	鹿児島県	1	0	12	0
愛知県	25	3	28	2	沖縄県	5	0	11	0
三重県	2	1	7	0	合計	135	52	363	9

注 1) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件の外数である。

注 2) 調査実施件数と調査中止件数の合計は、東日本大震災により施行状況の報告が困難と判断した岩手県、宮城県、福島県を除いた合計となっている。

資料 13 指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成 22 年度中)

指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新設	変更				新設	変更		
札幌市	0	1	0	0	京都市	0	0	0	2
仙台市	0	0	-	-	大阪市	7	3	7	0
新潟市	1	1	1	0	堺市	2	0	1	0
さいたま市	0	0	0	0	神戸市	2	4	10	0
千葉市	0	0	0	0	岡山市	1	0	1	0
横浜市	1	0	1	0	広島市	3	0	5	0
川崎市	3	1	4	0	福岡市	3	0	3	0
静岡市	3	1	4	0	北九州市	6	2	11	0
浜松市	1	0	1	0	相模原市	1	0	1	0
名古屋市	1	0	2	0	合計	35	13	52	2

注 1) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件の外数である。

注 2) 調査実施件数と調査中止件数の合計は、東日本大震災により施行状況の報告が困難と判断した仙台市を除いた合計となっている。

資料 14 平成 23 年東北地方太平洋沖地震への対応について

総政企第 82 号の 1

平成23 年3 月15日

各府省統計主管課長等会議担当課長 殿

総務省政策統括官（統計基準担当）付
統計企画管理官

平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応について（通知）

- 1 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害については、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 23 年政令第 19 号）により、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「特定非常災害特別措置法」という。）第 2 条第 1 項の特定非常災害として指定され、平成 23 年 3 月 11 日を特定非常災害発生日とすること、特定非常災害特別措置法第 4 条に規定する「期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置」が適用されること、及び当該免責に係る期限は平成 23 年 6 月 30 日とすることが定められました。
この結果、平成23 年3 月11 日以降に報告期限が到来する基幹統計調査の報告義務であって、本件特定非常災害によりその期限までに履行されなかったものについては、特定非常災害特別措置法第 4 条の定める措置により、平成23 年6 月30 日までに報告を行うことによって当初報告期限内に報告が履行されなかったことの責任は問われないこととなりますので、ご連絡いたします。
- 2 今後、被害の程度が甚大な地域において、調査対象地域からの被災地域の除外や統計調査の延期を行うなど、本特定非常災害への対応のために統計調査の承認事項を変更する状況になることが想定されます。
このような場合、総務省では、統計法に基づく承認手続きに関して弾力的な対応を行うことを考えておりますので、担当する統計審査官にご連絡いただけますようお願いいたします。
- 3 また、震災に対応するため緊急に統計調査を実施することが必要になる場合も考えられます。その場合も、総務省として弾力的な対応を行うことを考えておりますので、担当する統計審査官にご連絡いただけますようお願いいたします。

都道府県統計主管部課長
指定都市統計主管部課長 殿

総務省政策統括官（統計基準担当）付
統 計 企 画 管 理 官

平成 23 年東北地方太平洋沖地震への対応について（通知）

- 1 平成 23 年 3 月 11 日午後に発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震（以下「本特定非常災害」という。）は、東北、関東を中心に甚大な被害をもたらしました。被災された地方公共団体の皆様に心よりお見舞い申し上げます。
今後、本特定非常災害により、被災地域における国の統計調査の実施に関し様々な対応が必要になることが想定されます。総務省では、国の行政機関（以下「調査実施者」という。）に対し、別紙のとおり通知を行っておりますので、都道府県及び指定都市におかれましては、調査実施者と連携して対応いただきますようお願い申し上げます。
- 2 都道府県、指定都市が独自に実施している統計調査につきましても、本特定非常災害への対応のため統計調査の届出事項を一時的に変更せざるをえない状況になることが想定されます。このような一時的な変更の対応を行う場合、総務省では、統計法に基づく届出手続きに関して弾力的な対応を行うことといたしますので、担当する統計審査官にご連絡いただけますようお願いいたします。
- 3 また、都道府県、指定都市において、緊急に独自の統計調査を実施することが必要になる場合も考えられます。その場合の届出手続きについても、総務省として、弾力的な対応を行うことを考えておりますので、担当する統計審査官にご連絡いただけますようお願いいたします。

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1 政令案の趣旨

- 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」は、阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を、政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであり、大規模な非常災害（特定非常災害）について適用されるもの。
- 今回の平成23年東北地方太平洋沖地震においては、死亡・負傷者等の人的被害、住家被害の程度が甚大であり、政府としても、緊急災害対策本部を設置し（これまで設置事例なし）対応に当たっているところ。
- このように大規模な非常災害である「平成23年東北地方太平洋沖地震」について特定非常災害とするとともに、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ろうとするものである。

2 政令案の概要

- (1) 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定する。
- (2) この特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。
 - ① 行政上の権利利益の満了日の延長
 - ② 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責
 - ③ 法人の破産手続開始の決定の特例

3 今後の予定

- 平成23年3月13日 閣議

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
(平成八年六月十四日法律第八十五号)

最終改正：平成二〇年五月二三日法律第四〇号

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び景観法（平成十六年法律第一百十号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項若しくは第五十八条第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であ

ってその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であってその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

- 一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行ったものに限る。）により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの
 - 二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの
- 2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。
 - 3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。
 - 4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。
 - 5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置）

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

- 2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあった場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならない。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があったときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(民事調停法 による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第六条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法 による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(建築基準法 による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第七条 建築基準法第二条第三十五号 の特定行政庁は、同法第八十五条第一項 の非常災害又は同条第二項 の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に足りるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項 に規定する期間を超えて当該被災

者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第八条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

附則（略）

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（一九）

本号で公布された 法令のあらまし

◇平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第一九号）
（内閣府本府）

- 1 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定することとした。
- 2 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。
 - (一) 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置
 - (二) 期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置
 - (三) 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置
- 3 この政令は、公布の日から施行することとした。

政 令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年三月十三日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を指定する。

（延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

（免責期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

（法第五条第一項の政令で定める日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 直人

総務大臣 片山 善博

法務大臣 江田 五月

「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成21年3月9日
統計委員会決定

- 1 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとする。

①～⑥（略）

⑦ 災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期

⑧、⑨（略）

(2)（略）

- 2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

各府省統計主管課長等会議幹事会 構成員各位

総務省政策統括官（統計基準担当）付
統計企画管理官付総括担当

平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応 に係る統計調査の審査手続について

標記については、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応について（通知）」（平成 23 年 3 月 15 日付け総政企第 82 号の 1）により通知したところですが、当該通知の「2」に記載している「弾力的な運用」については、下記のとおり対応することとしておりますので、お知らせします。

記

I 基幹統計調査

- 1 既に承認されている統計法第 9 条第 2 項各号の事項を記載した調査計画について、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害（以下「本災害」という。）に伴う変更が生じた場合には、メール又はファックスにより、その内容を担当する統計審査官室までお知らせください。（具体的な変更内容が決まっていない場合には、まず、変更がある旨の連絡をいただき、その後、随時御連絡をいただければ結構です。）
- 2 公文書による変更申請は、状況が落ち着いた後、速やかに行ってください。
- 3 公文書による申請に当たって、調査票、調査票の新旧対照表、必要性に関する書類及び利用実態に関する書類の添付は不要とします。したがって、提出いただくものは次に掲げるものになります。
 - 1) 申請書（かがみ）及び申請事項記載書（変更箇所のみ記載した新旧対照形式のもの）【別記様式】
 - 2) 変更内容を反映した調査計画なお、調査票を変更した場合は、実際に使用した調査票について後日提出願います。
- 4 同一省で複数の調査について変更が生じる場合には、申請書（かがみ）を一つにし、調査ごとに別添とする形で一括して申請をしても構いません。
- 5 本災害による変更が、『統計委員会が軽微な事項と認めるもの』の取扱いについて」（平成 21 年 3 月 9 日統計委員会決定）に掲げられた「災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期」に該当する場合はもとより、これに該当しない案件であっても、本災害に起因する変更である限りにおいては、統計法第 9 条第 4 項で定める軽微案件として取り扱うことについて統計委員会の了解を得ています。（統計法第 9 条第 4 項で定める軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとされています。）

Ⅱ 一般統計調査

- 1 一般統計調査については、統計法第21条第1項ただし書に基づく統計法施行規則第7条の規定により、
 - ・「災害の発生に伴う調査対象の範囲の変更」(第2号)
 - ・「災害が発生した地域に係る報告を求める期間の変更」(第4号)

について、「軽微な変更」として、総務大臣の承認手続きが不要とされていることから、これに該当する案件については、申請の手続は不要です。

また、これらに該当しない場合であっても、本災害に起因する変更である限りにおいては、「前各号に掲げる変更のほか、法第二十号各号に掲げる要件に適合しているかどうかについて改めて審査を行う必要がないもの」(第6号)に該当するものとして、申請の手続を不要とします。

なお、軽微な事案に該当するかどうか不明な点は担当する統計審査官にご相談ください。

- 2 本災害により統計調査を中止(今後全く行わない)する場合は、以下のとおりとします。

- 1) 中止する「一般統計調査の名称」及び「中止の時期」について、メールやファックスで構いませんので担当する統計審査官室にご連絡ください。

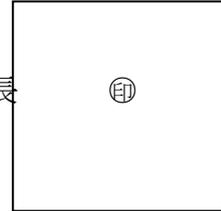
- 2) 公文書による中止の通知は、状況が落ち着いた後、速やかに行ってください。

【別記】

(文書番号)
○年○月○日

総務大臣 殿

行政機関の長



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に対応するため、○月○日に総務省に伝達した内容で、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

○○○○調査

~~~~~  
別紙

申請事項記載書

1 調査の名称

2 変更の内容

| 変更案 | 変更前 | 変更理由 |
|-----|-----|------|
|     |     |      |

平成 23 年 4 月 8 日

## 東日本大震災への対応についての統計委員会委員長談話

東日本大震災が3月11日に発生してから1か月近くが経過したところです。被災され、また、現在も避難生活を余儀なくされている方々に心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになった方々に哀悼の意を表させていただきます。

我々は、国の統計行政にたずさわる統計の専門家として、今後とも被災地を含む我が国のおかれた状況をでき得る限りの確に把握し適切な政策を実施できるように、国民の皆様には統計データとして継続的に提供していくことが責務であると考えております。

国が毎月実施している統計調査については、今月(4月)以降、大震災後の調査結果を含む3月分以降の集計・公表が所管府省から行われる予定です。どのような形で公表することが、国民の皆様にとってより分かりやすく、利用しやすいものとなるのかについては、実態に照らし合わせて、関係府省間で検討を進めているところでありますが、被災地によっては、調査を実施することが極めて困難になっている地域があるとの報告も受けており、そのような現実も踏まえた対応をする必要があると思います。

このため、各府省が行う3月分以降の統計調査結果の公表に資するよう、大震災後の集計・公表を行う上で必要と思われる事項を以下に掲げる形で明らかにさせていただきました。これらの事項に沿って、各府省の実施する統計調査結果の集計・公表が、国民の皆様に分かりやすい形で適切に行われることを期待しております。

なお、統計調査結果は今後の復興のために重要な基礎資料ともなるものですので、国民の皆様におかれても、統計調査へのご協力を引き続きよろしくお願いいたします。

### 1. 情報開示

東日本大震災により、調査対象、調査方法、調査時期、集計事項及び集計方法等に特別の取扱いを行っている場合は、その内容を結果の公表に併せて明示すること。

また、公表期日を変更する場合は、事前にその旨を公表すること。

### 2. 被災地データの取扱い等

上記事項の公表に当たっては、以下の事項について特に留意すること。

- 被災地を調査対象地域から除外したり、調査票の回収ができなかった地域がある場合、当該地域のデータの集計上の取扱い(全国値に復元する方法等を含む。)の可能な限りの具体的な明示
- 上記集計上の取扱いが集計値に及ぼす影響の定量的な目安等の可能な範囲での明示
- 暫定的な集計結果を公表する場合は、暫定的な集計結果である旨及び今後の確報値等の公表スケジュール等の明示

### 3. 記録の保存

東日本大震災への対応状況は可能な限り記録し保存すること。

東日本大震災を踏まえた統計調査結果等の情報提供に当たっての留意事項について

平成 23 年 4 月 15 日

総務省政策統括官（統計基準担当）

1. 政府全体としての情報共有

東日本大震災（以下「本震災」という。）により、多くの統計調査が多大な影響を受けている。しかしながら統計調査は、調査対象、調査方法、調査事項、調査周期等がそれぞれの調査に応じて千差万別であり、例えば、調査が実施できなくなった地域の推計方法を一律・包括的に定めることは不適當である。

一方で、政府全体としては、本震災に係る個々の統計の影響を最小限とするために、それぞれの統計調査における対応状況の情報交換を密にして、類似する統計調査の先事例を参考として対応していくことが望ましいと考えられる。したがって、各府省は、統計調査における本震災への対応について相互の情報交換を心がけるとともに、総務省は、これらの情報交換を円滑に行えるようにする環境整備や自らの対応についての発信を行うことが必要と考えている。

なお、稼働状態にある各種統計調査の当面の対応については、被災地の住民感情や調査組織における業務体制を踏まえ、無理のない範囲で統計調査を実施し、状況を踏まえて通常の業務を回復させることが一般的な対応であると考ええる。

2. 本震災を踏まえた特別の対応に関する情報の明示

- (1) 統計調査は、国内外に大きな影響を与え、国際的に注目を集めるものもいくつか存在している。また、統計調査は、本震災後の日本の姿を把握する手段であり、これまで未経験の広大な地域に対する復興政策立案などの局面において、データに基づく適正な判断が一層求められることが想定されることから、その重要性は一層高まるものと考えられる。

一方で、本震災により統計調査が通常とは異なる特別の対応を取らざるを得ないことも事実であり、したがって、特別の対応が取られている統計を正しく理解し、適正に利用してもらうためには、調査結果の公表の際に、特別の対応の具体的内容の情報を提供することが必要であると考える。

- (2) また、統計調査の一時的な中止等による公表の中止や特別処理の検討のための公表期日の延期などを行う場合は、統計の公表を待ち受けている利用者があることを想定すれば、本来の公表期日以前に変更を行う措置等について可能な限り早期に周知することが求められる。しかしながら、行政機関は、可能な限り本来の公表期日を守るための努力をギリギリまで行うことも勘案し、公表期日の変更を行う措置についての情報は、可能な限り本来設定していた公表期日の 1 週間前までに周知することが適当であると考える。

さらに、公表期日を変更した場合、又は変更しない場合の双方において、調査や集計において非常時の対応の影響があるとの前提で公表を行う必要があることから、可能な限り確実に統計を公表する公表期日の 1 週間前までに、①確実に公表を行う公表期日（延期等により公表期日を明示していない場合）、②本震災に伴う特別の対応の有無、などの情報を各府省ホームページに掲載するとともに、「東日本大震災の影響による〇〇省〇〇調査結果の公表・集計の取扱いについて」等として e-Stat の「各府省からのお知らせ」に掲載することが適当であると考える。

### 3. 周知事項（調査結果と併せて公表する事項）

本震災における特別の対応の具体的内容として以下の事項について周知することが想定される。

- ア) 調査対象から被災地域を除外する等の特別措置（調査対象の範囲の変更）
- イ) 調査対象数等の特別措置（報告を求める者の変更）
- ウ) 調査期日又は調査期間の特別措置（報告を求める基準となる期日又は期間の変更）
- エ) 調査方法の特別措置（報告を求めるために用いる方法の変更）
- オ) 集計事項及び集計方法の特別措置

（一部集計表の未作成、除外した地域を推計して全国結果を算出等）

※ 集計方法の変更は、例えば、被災地域を調査対象から除外したことや被災地域における回収率の著しい低下等により、①被災地以外の全国の平均や伸び率等の結果を使用して、これを災害地域の平均や伸び率等の推計値とし、それを元に全国の推計を行う、②被災地域を除く全国の結果とするなど、集計における特別措置の概要を公表することを想定している。

- カ) 公表した結果の位置付けの特別措置

※ 本来は確報値のみの公表を行うところ、一部統計表について速報値を公表し、後に確報値を公表することに変更する場合などは、その内容を公表することを想定している。

### 4. 記録の保存

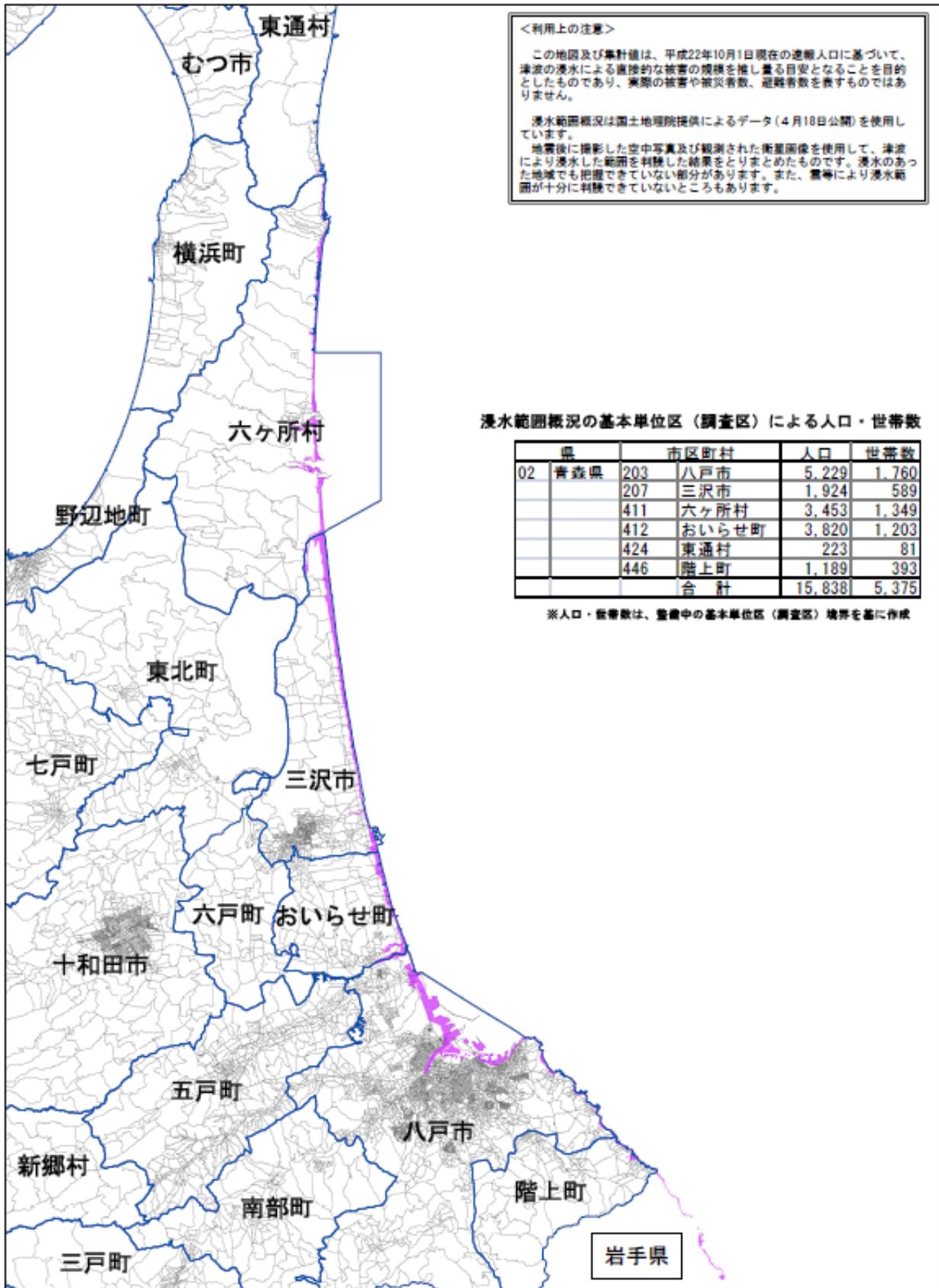
各府省における本震災への対応状況は可能な限り記録し保存することが必要であると考える。

### 5. その他の留意事項

上記の他、可能な範囲で以下の情報を提供することが望ましい。

- (1) 全国の結果から一部地域を除外した場合、一定の過去の期間について同様の地域を除外した結果（遡及情報の提供）
- (2) 一部地域の結果を何らかの情報で推計を行った場合、当該推計を行った時に想定される影響（例えば、災害発生前の情報で当てはめた場合の結果の差異等）
- (3) 回収率が著しく低下した地域がある場合、当該地域の回収率の変化

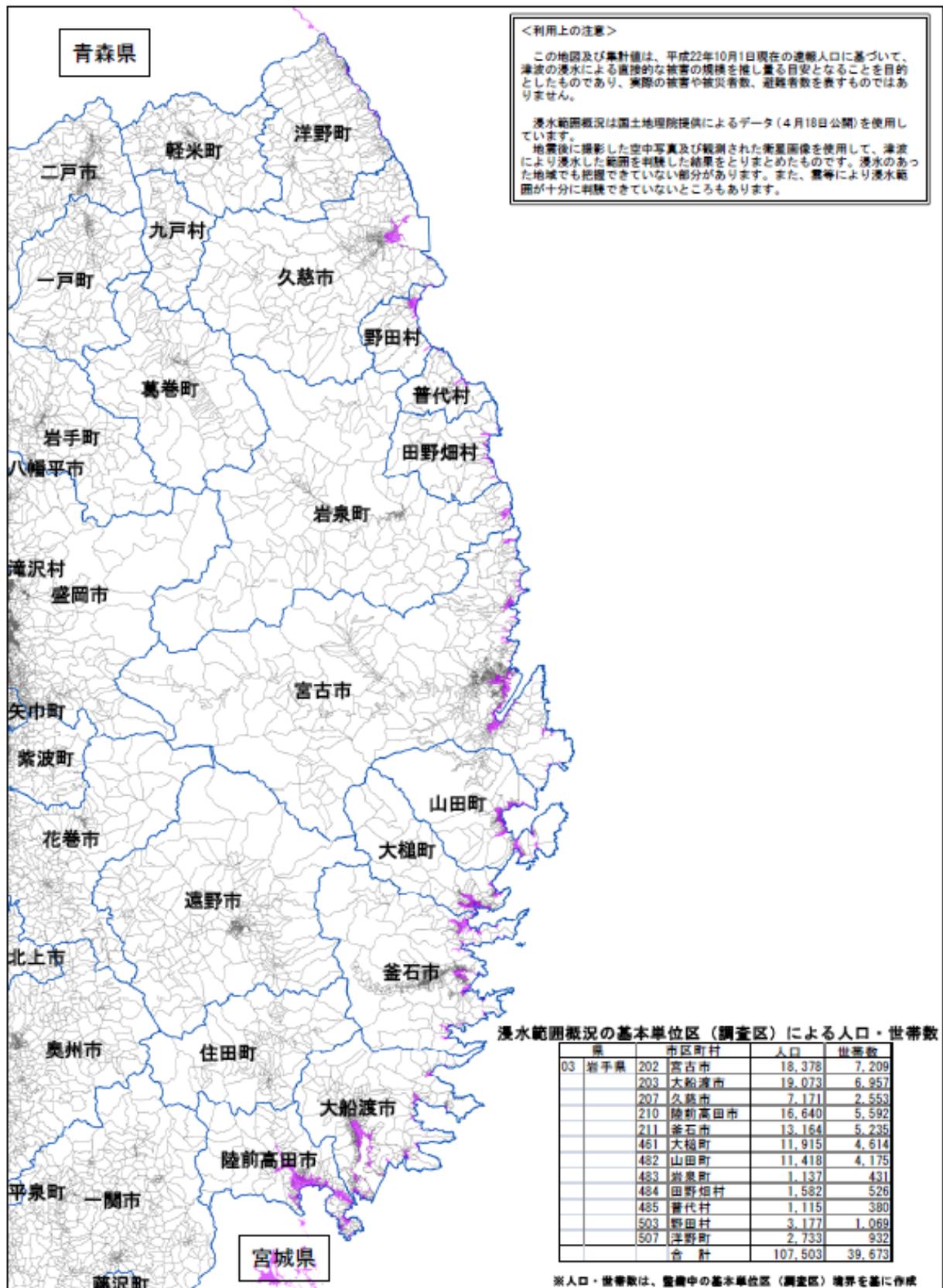
青森県の浸水範囲概況にかかる基本単位区(調査区)による人口・世帯数



出典 平成22年国勢調査(速報集計)

総務省統計局 統計調査部地理情報室

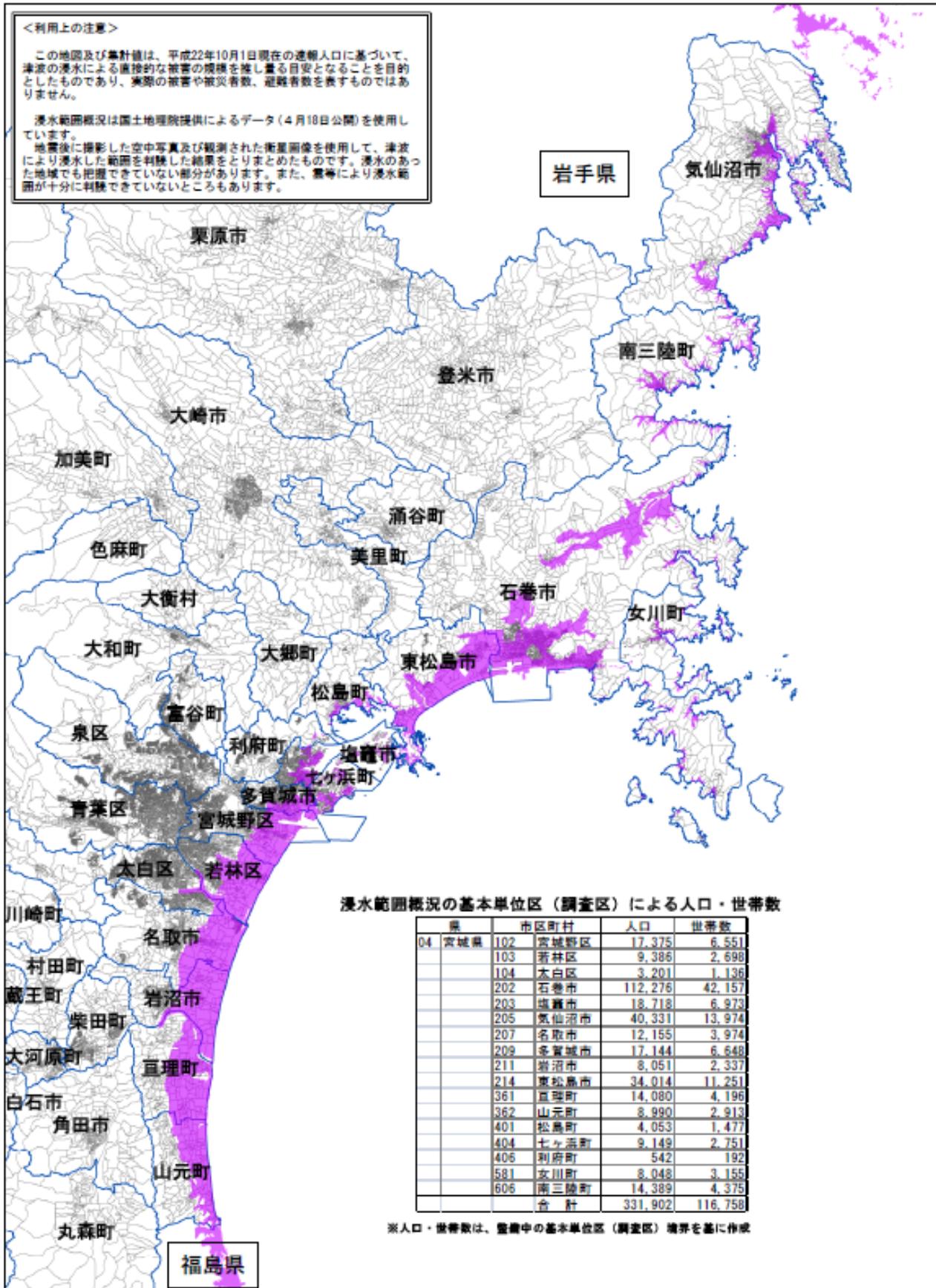
# 岩手県の浸水範囲概況にかかる基本単位区(調査区)による人口・世帯数



出典 平成22年国勢調査(速報集計)

総務省統計局 統計調査部地理情報室

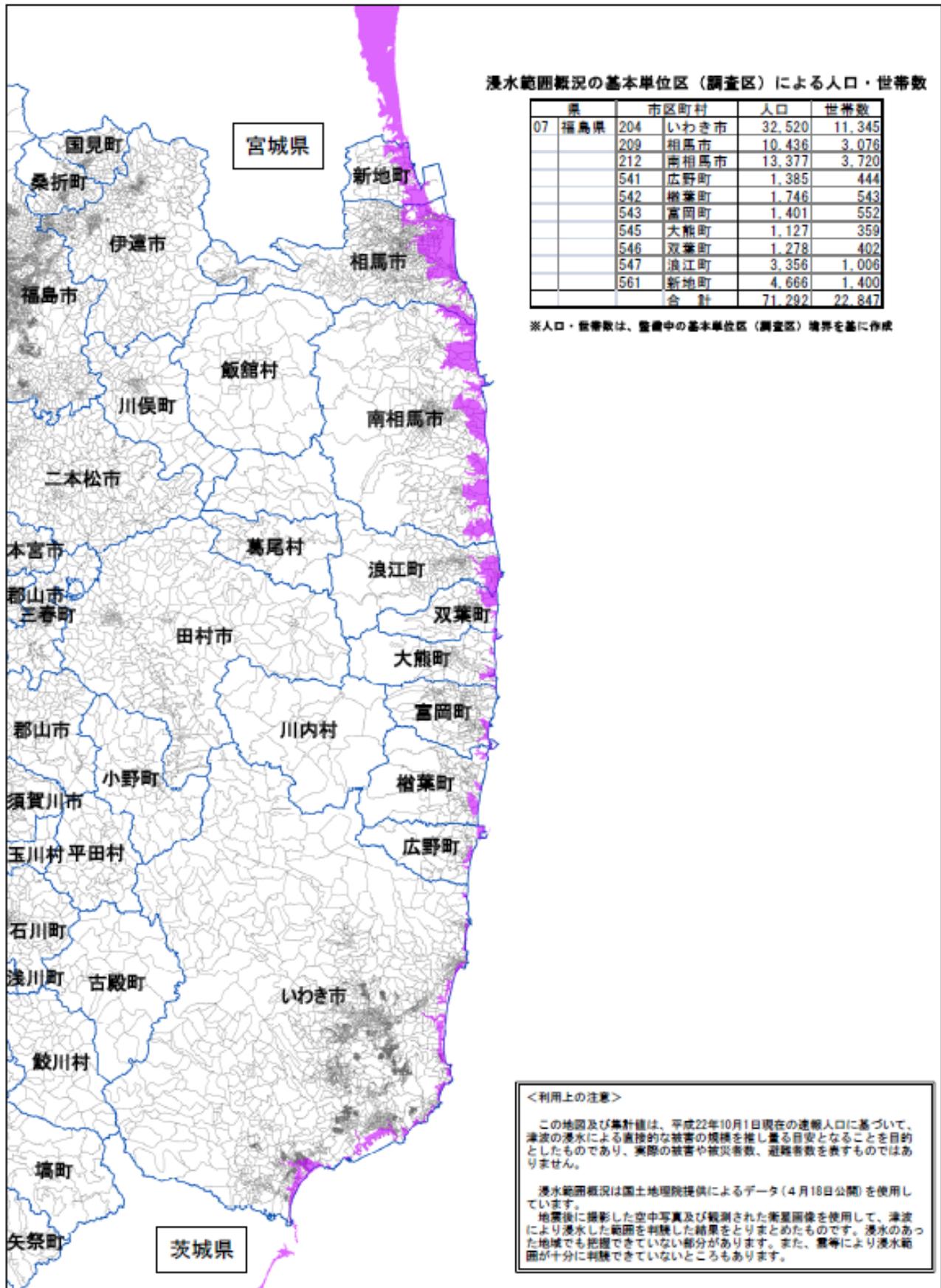
# 宮城県内の浸水範囲概況にかかる基本単位区(調査区)による人口・世帯数



出典 平成22年国勢調査(速報集計)

総務省統計局 統計調査部地理情報室

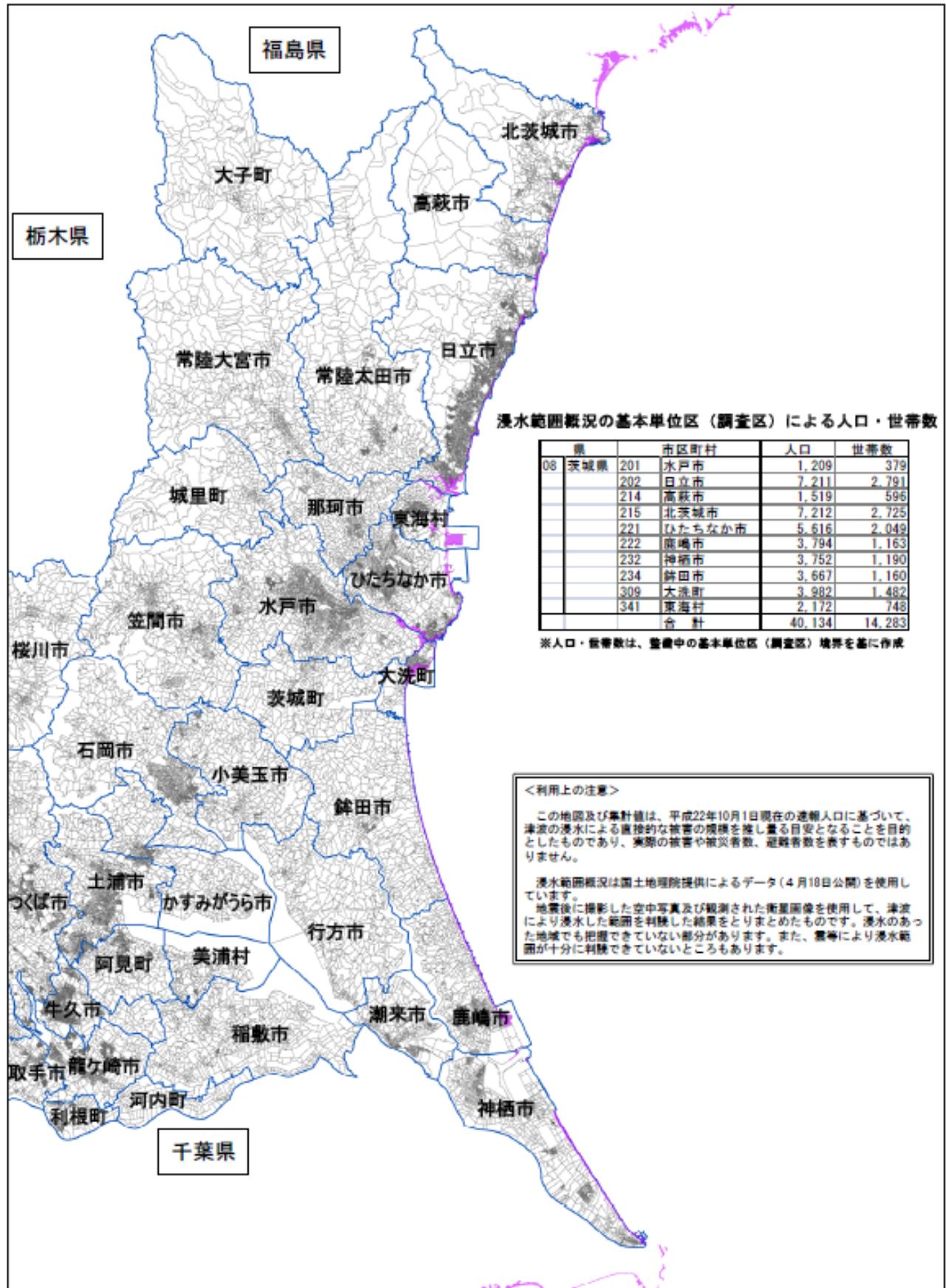
# 福島県の浸水範囲概況にかかる基本単位区（調査区）による人口・世帯数



出典 平成22年国勢調査（速報集計）

総務省統計局 統計調査部地理情報室

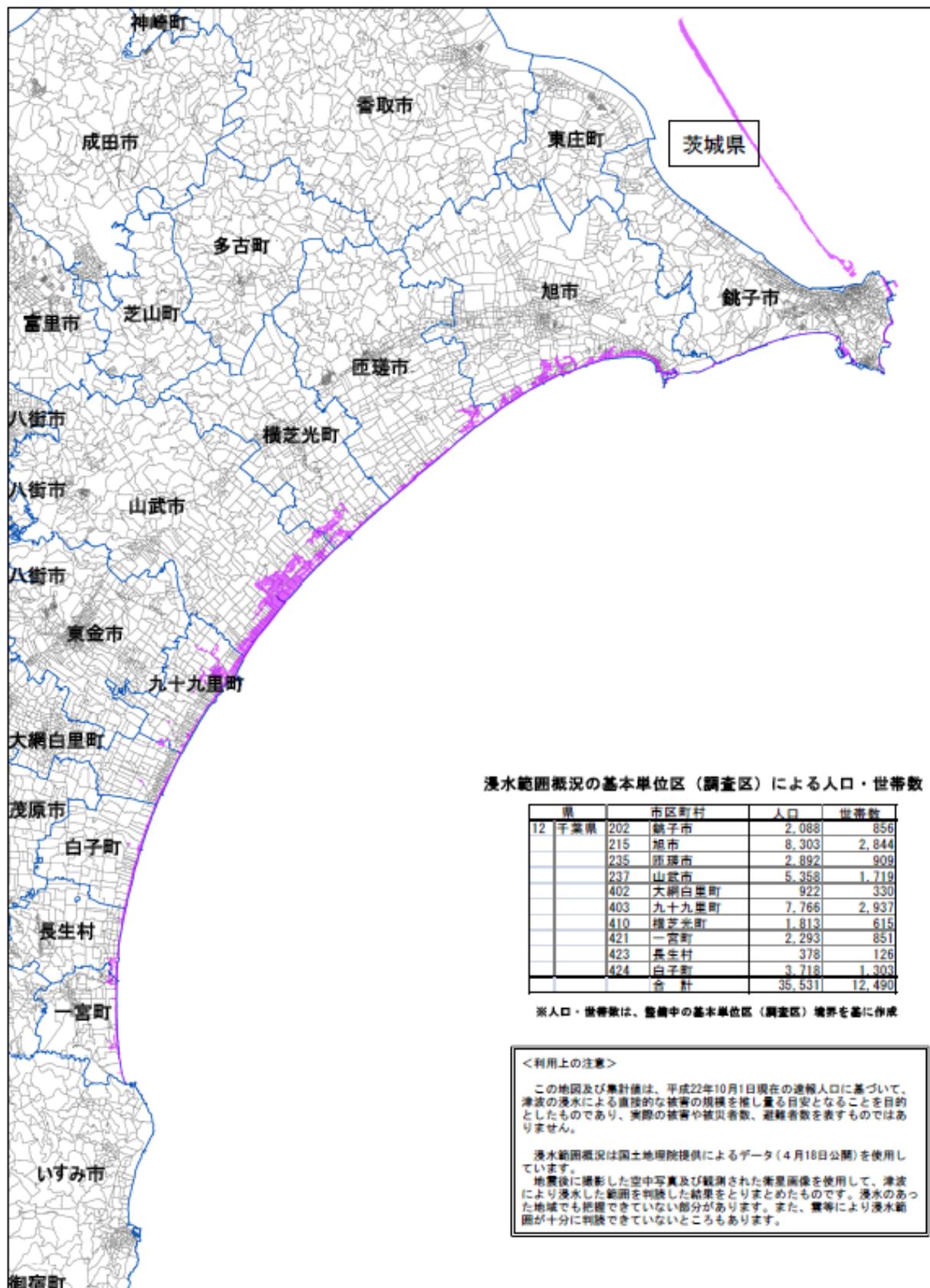
# 茨城県の浸水範囲概況にかかる基本単位区（調査区）による人口・世帯数



出典 平成22年国勢調査（速報集計）

総務省統計局 統計調査部地理情報室

# 千葉県の浸水範囲概況にかかる基本単位区(調査区)による人口・世帯数



出典 平成22年国勢調査(速報集計)

総務省統計局 統計調査部地理情報室

資料19 各府省等（統計関係）における東日本大震災の対応状況

【本資料は、総務省政策統括官（統計基準担当）において、東日本大震災以降に調査の実施・公表が見込まれる基幹統計調査及び主な一般統計調査を中心に各府省等の情報を取りまとめたもの】

平成23年6月10日現在

| 府省等名         | 統計名等        | 当面の対応状況等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人事院          | 職種別民間給与実態調査 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢調査の開始期日（5月1日から）を、当面延期する旨決定し、公表（3/30）。</li> <li>➢3県（岩手県、宮城県及び福島県）に所在している事業所を除外して、6/24から8/10の期間で実施する旨決定し、公表（5/20）。</li> </ul>                                                                                                                                                     |
| 内閣府          | 景気ウォッチャー調査  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢東北地方の回答率は小幅な低下にとどまっていることから、通常通り公表。公表に当たっては、東北を除く全国の値を参考値として併記（4/8）。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                  |
|              | 消費動向調査      | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢4県（岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）内の7調査区で3月調査を、また、2県（岩手県及び宮城県）内の3調査区で4月調査を中止。調査中止による影響の試算・分析結果を公表（4/19、5/16）。</li> </ul>                                                                                                                                                                      |
|              | 四半期別GDP速報   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢震災の影響による推計方法の変更について、事前公表（1次QE 4/27、4/28 2次QE 6/1）。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                   |
| 総務省<br>(統計局) | 国勢調査(※)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3県（岩手県、宮城県及び福島県）について、町丁・字等別の男女・年齢別人口及び産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を行い、統計局HPに掲載する（5月31日～）とともに、当該地方公共団体に提供。</li> </ul>                                                                                                                                                                 |
|              | 労働力調査(※)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢岩手県、宮城県では、5月分から可能な範囲で調査を再開。福島県での調査は実施できていない。</li> <li>➢調査結果については、3県を除く全国集計結果のほか、同様の措置を講じた平成21年1月分までの遡及集計結果を公表。</li> </ul>                                                                                                                                                       |
|              | 家計調査(※)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3月調査以降、県・市町村・調査区単位に除外地域を予め決定するのではなく、可能な範囲で調査を実施し、調査票の取集が困難な場合は集計から除外する方針を公表（4/21）。</li> <li>➢4月調査（二人以上の世帯）について、3県（岩手県、宮城県及び福島県）の6市町（全国168市町村の約3%）において、調査票の回収ができなかったため、東北地方で調査票を回収できた地域の結果で補完推計した全国結果を公表（5/31）。</li> </ul>                                                       |
|              | 小売物価統計調査(※) | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢全国3月分調査（4/28公表）については、4県（岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）の一部において調査に支障が生じたため、把握した価格の単純算術平均を都市別価格として表章。</li> <li>➢岩手県、福島県及び茨城県においては4月上旬調査から、また宮城県においては4月中旬調査から調査を再開。全国4月分調査については5/27に通常どおり公表。</li> <li>➢全国4月分調査公表（5/27）に先立ち、東日本大震災による小売価格への影響の早期把握を目的に東日本地域の小売価格に関する速報値を公表（4/28、5/11）。</li> </ul> |

| 府省等名         | 統計名等            | 当面の対応状況等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務省<br>(統計局) | 個人企業経済調査 (※)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 3 県（岩手県、宮城県及び福島県）においては平成23 年 1～3 月期動向調査票及び平成22年構造調査票の回収並びに平成23 年 4～6 月期動向調査票の配布が困難な状況。このため、1～3 月期動向編においては、3 県を除く全国の結果として公表（5/26）。また、4～6 月期動向編及び22年構造編においても、同様の方法で公表予定。</li> <li>➤ 今後の調査の実施については、3 県において一部の市を除き 7～9 月期から再開とすることで調整中。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|              | 科学技術研究調査        | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 調査票配布時に被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）の調査客体に、電話等により調査実施の可否について確認。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|              | 就業構造基本調査 (※)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 平成19年就業構造基本調査 新職業分類特別集計について、当初予定どおり公表（6/6）。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|              | 経済センサスー基礎調査 (※) | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 調査期日は21年7月のため、速報（3月1日公表）及び確報（6月3日公表）の結果には震災による被害の影響は含まれていない。</li> <li>➤ 6月公表予定の以下についても震災による被害の影響は含まれていない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町丁・大字別集計及び調査区別集計<br/>（6月15日公表予定）青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の 6 県<br/>（6月30日公表予定）上記 6 県以外の都道府県</li> </ul> </li> <li>➤ 東日本太平洋岸地域等（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県）に係る特別集計として、以下を総務省統計局ホームページに掲載。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市区町村別産業（大分類・小分類）別事業所数及び従業者数については、速報に基づく集計結果を5月11日に掲載し、その後、確報に基づき6月3日に更新。</li> <li>・ 市区町村別産業（大分類）別事業所数及び従業者数ー浸水調査区のみについては、速報に基づく集計結果を5月11日に掲載した。調査区別集計に基づく更新については、同集計の公表後（6月15日）に予定。</li> </ul> </li> </ul> |
|              | 家計消費状況調査        | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 3 月調査以降、県・市町村・調査区単位に除外地域を予め決定するのではなく、可能な範囲で調査を実施する方針を公表（5/2）。</li> <li>➤ 4 月調査（二人以上の世帯）について、東北地方で調査票を回収できた世帯の結果で補完推計した全国結果を公表（6/3）。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|              | サービス産業動向調査      | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 5 月分調査実施（福島第一原発警戒・計画的避難区域については調査を停止）。</li> <li>➤ 3 月分結果（速報）については、岩手、宮城、福島、茨城を除いて集計し、また、これら 4 県を除く前年比（3 月分）を作成し、公表（5/31）。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

| 府省等名  | 統計名等              | 当面の対応状況等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法務省   | 登記統計等<br>(全て業務統計) | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶震災の影響を受ける可能性のある業務統計については、法務省ホームページにその旨の周知文を掲載(5/20)。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 財務省   | 法人企業統計            | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶四半期別調査(平成23年1月～3月期分)は、3県(岩手県、宮城県及び福島県)、青森県の一部及び茨城県の一部1千社程度において、調査票の発送を6月初旬まで見合わせることにし、これらについては全国平均値を基に補完したうえで集計した計数を速報値として6月2日に公表した。その後、6月末までに提出された調査票を追加の上、再集計し、7月29日に確報値として公表することとした。</li> <li>▶年次別調査は、金融庁が震災による場合の有価証券報告書の提出期限を延長する方向で検討していることを受け、震災による場合の下期調査の調査票提出期限を9月末に延期することとし、関係省令を整備中。このため、公表時期を10月31日とした。</li> <li>▶以上について、5月26日にe-Stat及び財務省ホームページに公表した。</li> </ul> |
| 文部科学省 | 学校基本調査、学校保健統計(※)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、6月25日提出期限の調査(学校基本統計速報)及び8月10日提出期限の調査(学校保健統計)に係る作業を中断する旨を、3県に連絡済み(4/13)。</li> <li>▶今後の調査の実施方法については、被災地の実状・相談結果を踏まえ、7月頃に判断する予定。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                 |
| 厚生労働省 | 毎月勤労統計調査(※)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、知事の判断により3～4月分(宮城県は3～5月分)について、全国調査のうち調査員調査で行っている部分と地方調査を中止。</li> <li>▶上記対応状況や集計結果への影響等について公表(4/25、5/2等)。</li> <li>▶特別集計(被災3県における労働者の増減状況別事業所割合(5/2、5/18等)、東日本と北海道・中部・西日本の2区分における地域別集計(5/31))を公表。</li> </ul>                                                                                                                                               |
|       | 国民生活基礎調査(※)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)については、調査を実施しない旨を決定し、3県に連絡済み。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|       | 人口動態統計(※)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶速報と月報(概数)では、各月の速報集計までに収集できなかった調査票の枚数は含まない。収集できなかった調査票については、収集できた時点の月分の速報数値に含めて公表する。なお、来年9月に公表を予定している平成23年人口動態統計年報(確定数)にて、発生月別の集計を行う予定。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                              |
|       | 医療施設動態調査(※)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶集計については従来の方法で行い、集計結果については3月末以降の概数について、実際の数値と異なる可能性がある旨集計・公表の取り扱いについて公表(6/6)。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|       | 薬事工業生産動態統計調査(※)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶3月分以降の速報等は、被災により調査票の提出が困難としている対象事業所が極めて少数であるため、従来の方法で調査を実施・集計・公表の予定。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

| 府省等名  | 統計名等       | 当面の対応状況等                                                                                                                                                                                                            |
|-------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農林水産省 | 農業経営統計調査   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤平成22年の調査結果のうち、一部の統計については、4県（青森、岩手、宮城及び福島県）の一部回収困難な客体を除いて推計を行う予定。</li> </ul>                                                                                                 |
|       | 農業物価統計調査   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤3月分（4/28公表）は、5県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県）の一部の回収不可能な客体分について前年同月又は前月価格に県内又は近隣地域の回収可能客体の変動率を加味して補正した数値で代替。</li> <li>➤4月分以降は、可能な限り標本選定替えを行い、選定替えが困難な場合は、3月と同様の措置。</li> </ul>        |
|       | 作物統計調査     | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤果樹調査（平成22年産りんご収穫量等）については、3県（岩手県、宮城県及び福島県）を除いて公表（5/20）。全国値は3県以外の調査結果を用いて推計。</li> <li>➤今後、3県の取りまとめが可能となった場合、再集計を行い順次公表予定。</li> </ul>                                          |
|       | 木材統計調査     | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤製材月別調査及び合単板月別調査については、2月分以降、3県（岩手県、宮城県及び福島県）を除いて公表。当面は、当該3県を除いて調査・公表する予定。</li> <li>➤また、この公表に当たっては、3県を除いた数値であることを注記するとともに、前月値と前年同月値については、3県を除いた数値を参考値として併記。</li> </ul>        |
|       | 海面漁業生産統計調査 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤平成22年の結果については、3県（岩手県、宮城県及び福島県）を除いて公表（5/9）。今後、3県の取りまとめが可能となった場合、再集計を行い順次公表予定。</li> </ul>                                                                                     |
|       | 牛乳乳製品統計調査  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤2月、3月分については、震災による報告の遅れ等により、公表を延期（2月分は4月20日、3月分は5月9日公表済み）。なお、公表の遅延・公表予定については事前に公表。</li> <li>➤4月分以降は、通常どおり公表。</li> </ul>                                                      |
| 経済産業省 | 生産動態統計（※）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤3月分については、被災県を除かずに通常どおり公表。被災地の対象事業所に対して、被災の状況等を電話で確認し、合理的な推計を行うために必要な情報を収集した。同情報を被災県にも提供。</li> <li>➤今後も、公表期日を厳守するとともに、被災県を除外せずに公表を継続する方針。</li> </ul>                         |
|       | 鉱工業指数（IIP） | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤被災県を除かずに通常どおり公表。今後も、被災県を除外せずに公表を継続する方針。</li> <li>➤原則として各データの所管部署で作成した数値を使用。</li> <li>➤被災地を除外した集計結果（一次データ）等については、その集計結果の前月比を元に全国値を推計するなど、従来データと不連続が生じないように処理を行った。</li> </ul> |

| 府省等名  | 統計名等           | 当面の対応状況等                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経済産業省 | 特定業種石油等消費統計    | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 3月分については、被災県を除かずに通常どおり公表。被災地で調査票の提出ができないとした事業所は、生産動態統計調査で行ったヒアリングを元に推計。</li> <li>▶ 今後も、公表期日を厳守するとともに、被災県を除外せずに公表を継続する方針。</li> </ul>                                               |
|       | 商業動態統計(※)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 3月分については、被災県を除かずに通常どおり公表。被災地域の事業所から3月分調査票が未提出だった場合は、日割り推計を行う等、より実態に近い形で補定。</li> <li>▶ 今後も、公表期日を厳守するとともに、被災県を除かずに公表をする予定。</li> </ul>                                               |
|       | 特定サービス産業動態統計調査 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 3月分については、被災県を除かずに通常どおり公表。被災地域の未提出企業（又は事業所）について電話確認を行い、連絡の取れなかった企業（又は事業所）については、売上高等は日割り推計、従業者数等は前月の数値をもとに推計し、より実態に近い形で補定。</li> <li>▶ 今後も、公表期日を厳守するとともに、被災県を除かずに公表をする予定。</li> </ul> |
|       | 工業統計調査(※)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 都道府県・市町村経由の調査票については、調査票の紛失、滅失などの報告はなし。</li> <li>▶ 現在、通常通りの業務が実施されていることから、影響は少ないものと考えられる。</li> </ul>                                                                               |
|       | 経済産業省企業活動基本調査  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 災害救助法の適用市町村に本社がある企業については、発送を一ヶ月遅らせた上で、調査票を送付してもよいか個別に確認をした上で、調査票を送付予定。</li> </ul>                                                                                                 |
|       | 第3次産業活動指数      | <ul style="list-style-type: none"> <li>2月分～4月分作成にあたっての対応は以下の通り。</li> <li>▶ 通常どおり公表されているデータについては公表値をそのまま使用。</li> <li>▶ データが未公表、部分的公表になっている系列については、欠落したデータを補完。通常でも公表が2ヶ月遅れとなっている系列については、IR情報等を用いて推計。</li> </ul>              |
|       | 石油製品需給動態統計     | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 3月分については、被災県を除かずに通常どおり公表。被災地の対象事業所に対して、被災の状況等を電話で確認し、合理的な推計を行うために必要な情報を収集した。</li> <li>▶ 今後も、公表期日を厳守するとともに、被災県を除外せずに公表を継続する方針。</li> </ul>                                          |
|       | ガス事業生産動態統計調査   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 3月分調査については、被災地域の調査客体に督促を行わなかったため、未回収の事業者分を除いた全国の結果を公表（5/25）。</li> <li>▶ 4月分調査については、3月分調査と同様の対応で公表予定（6/24）。</li> <li>▶ 現在、復旧が進んでいることから、回収率は増加しつつある。</li> </ul>                     |

| 府省等名  | 統計名等                                               | 当面の対応状況等                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国土交通省 | 建設工事受注動態統計調査(※)                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2月分調査票の取集が遅延したため、速報の公表は中止、確報は予定どおりに公表(4/11)。</li> <li>➢ 4月分の公表については、現段階で宮城県分の取りまとめが行えない状況のため、同県分を含まない推計値を公表(6/10)。</li> <li>➢ 今後の状況変化も見ながら調査を実施。</li> </ul>                                                                                                            |
|       | 建築着工統計(※)                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ これまでも調査結果を予定どおりに公表しており、今後も通常どおり調査を実施。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                       |
|       | 自動車輸送統計調査、港湾調査(※)、内航船舶輸送統計調査、造船機統計調査、鉄道車両等生産動態統計調査 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 各調査の実施にあたっては、電話問い合わせ等により被災地域に調査実施可否について状況を確認するなど、被災地域の調査客体の状況に十分配慮した上で調査を実施。</li> </ul>                                                                                                                                                                                |
| 環境省   | 環境経済観測調査                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 郵送・オンラインによる調査であり、実施に伴う障害は限定的であり、調査は通常実施。</li> <li>➢ ただし、送付状において被災地企業には可能な範囲での協力依頼と記載した上、岩手、宮城、福島3県への督促状は省略するなどの配慮を行う。</li> <li>➢ 調査票の回収状況が極端に低下した場合等には、その状況や結果への影響について整理・公表を検討する。</li> </ul>                                                                           |
|       | 産業廃棄物排出・処理状況調査(※)                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 例年同様7月頃に調査を実施する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                            |
| 日本銀行  | 短観                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 3月の短観については、回答基準日を3月11日に設定していた(回答期間は2月24日から3月31日)ため、異例の措置として、業況判断DIを3月11日までの回収分と3月12日以降回収分に分けて再集計し、公表予定日の翌営業日の4月4日に公表。</li> <li>➢ 上記公表に当たっては、極めて異例な状況を踏まえ、特に注目度の高い業況判断DIに限り特別に分割を行い、結果については、あくまで参考係数として幅をみるように注意喚起。</li> </ul>                                          |
|       | 企業物価指数                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 価格調査対象の企業で被災地に所在する企業はごく一部である。</li> <li>➢ 被災により、月次の価格調査票を提出できなかった企業についても、通常の手続きで欠測値補完を行なった。</li> </ul>                                                                                                                                                                  |
|       | 企業向けサービス価格指数                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 価格調査対象の企業で被災地に所在する企業はごく一部である。被災により、月次の価格調査票を提出できなかった企業についても、通常の手続きで欠測値補完を行なった。</li> <li>➢ なお、3月分の指数集計に当たり、一部の品目において通常と異なる取引態様がみられたことから、調査集計方法を臨時に変更した。具体的には、「テレビ広告」の品目において、震災直後、広告主が営利目的ではない公益社団法人にほぼ全面的に切り替わったため、これを除外する異例の欠測値補完を行なった。4月分以降は震災以前の指数集計に復した。</li> </ul> |

| 府省等名 | 統計名等 | 当面の対応状況等                                                                                 |
|------|------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本銀行 | 金融統計 | ▶預金と貸出金に関する統計、およびそれを含める金融統計において、被災地に本拠を置く信用金庫の2月分以降の一部計数が報告遅延あるいは未入手となった。報告済みの前月計数で補完した。 |

注)「調査名」欄の末尾に「(※)」印を付した統計は、都道府県(一部市町村を含む。)を經由又は報告者とする統計を示す。

## 資料20 法33条に基づく調査票情報の利用

| 区分          | 33条第1号 |        |       | 33条第2号 |          |          |           |
|-------------|--------|--------|-------|--------|----------|----------|-----------|
|             |        | 統計の作成等 | 名簿の作成 |        | 公的機関(1号) | 調査研究(2号) | 特別な事由(3号) |
| 内閣府         | 0      | 0      | 0     | 1      | 0        | 0        | 1         |
| 消費動向調査      | 0      | 0      | 0     | 1      | 0        | 0        | 1         |
| 大学          | 0      | 0      | 0     | 1      | 0        | 0        | 1         |
| 総務省         | 519    | 516    | 3     | 27     | 0        | 27       | 0         |
| サービス業基本調査   | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体      | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| サービス産業動向調査  | 2      | 2      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 国           | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体      | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 家計調査        | 8      | 8      | 0     | 5      | 0        | 5        | 0         |
| 国           | 5      | 5      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体      | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学          | 0      | 0      | 0     | 5      | 0        | 5        | 0         |
| 独法等その他      | 2      | 2      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 科学技術研究調査    | 7      | 6      | 1     | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 国           | 6      | 5      | 1     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学          | 0      | 0      | 0     | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 独法等その他      | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 経済センサス-基礎調査 | 29     | 29     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 国           | 2      | 2      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体      | 26     | 26     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 独法等その他      | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 国勢調査        | 286    | 286    | 0     | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 国           | 8      | 8      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体      | 277    | 277    | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学          | 0      | 0      | 0     | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 独法等その他      | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 事業所・企業統計調査  | 31     | 29     | 2     | 3      | 0        | 3        | 0         |
| 国           | 12     | 10     | 2     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体      | 11     | 11     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学          | 0      | 0      | 0     | 3      | 0        | 3        | 0         |
| 独法等その他      | 8      | 8      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 社会生活基本調査    | 1      | 1      | 0     | 3      | 0        | 3        | 0         |
| 国           | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学          | 0      | 0      | 0     | 3      | 0        | 3        | 0         |
| 就業構造基本調査    | 7      | 7      | 0     | 4      | 0        | 4        | 0         |
| 国           | 4      | 4      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体      | 2      | 2      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学          | 1      | 1      | 0     | 4      | 0        | 4        | 0         |
| 住宅・土地統計調査   | 55     | 55     | 0     | 3      | 0        | 3        | 0         |
| 国           | 9      | 9      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体      | 44     | 44     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学          | 2      | 2      | 0     | 3      | 0        | 3        | 0         |
| 小売物価統計調査    | 31     | 31     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体      | 31     | 31     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 全国消費実態調査    | 7      | 7      | 0     | 4      | 0        | 4        | 0         |
| 国           | 5      | 5      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学          | 1      | 1      | 0     | 4      | 0        | 4        | 0         |
| 独法等その他      | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |

| 区分             | 33条第1号 |            |           | 33条第2号 |              |              |               |
|----------------|--------|------------|-----------|--------|--------------|--------------|---------------|
|                |        | 統計の<br>作成等 | 名簿の<br>作成 |        | 公的機関<br>(1号) | 調査研究<br>(2号) | 特別な事<br>由(3号) |
| 全国単身世帯収支調査     | 1      | 1          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 大学             | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 独法等その他         | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 貯蓄動向調査         | 1      | 1          | 0         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 大学             | 0      | 0          | 0         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 独法等その他         | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 労働力調査          | 52     | 52         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体         | 51     | 51         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 独法等その他         | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 財務省            | 10     | 9          | 1         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 法人企業統計調査       | 10     | 9          | 1         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 国              | 9      | 8          | 1         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学             | 0      | 0          | 0         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 独法等その他         | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 文部科学省          | 157    | 154        | 3         | 4      | 2            | 2            | 0             |
| 学校基本調査         | 147    | 145        | 2         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 国              | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体         | 143    | 143        | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学             | 0      | 0          | 0         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 独法等その他         | 3      | 1          | 2         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 学校教員統計調査       | 2      | 2          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体         | 2      | 2          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 学校保健統計調査       | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体         | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 社会教育調査         | 3      | 2          | 1         | 1      | 1            | 0            | 0             |
| 地方公共団体         | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学             | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 独法等その他         | 1      | 0          | 1         | 1      | 1            | 0            | 0             |
| 全国イノベーション調査    | 0      | 0          | 0         | 1      | 1            | 0            | 0             |
| 大学             | 0      | 0          | 0         | 1      | 1            | 0            | 0             |
| 体力・運動能力調査      | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体         | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方教育費調査        | 3      | 3          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体         | 3      | 3          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 厚生労働省          | 1,548  | 1,540      | 8         | 96     | 2            | 90           | 4             |
| 21世紀出生児縦断調査    | 0      | 0          | 0         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 大学             | 0      | 0          | 0         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 医師・歯科医師・薬剤師調査  | 5      | 4          | 1         | 7      | 0            | 6            | 1             |
| 地方公共団体         | 5      | 4          | 1         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学             | 0      | 0          | 0         | 5      | 0            | 5            | 0             |
| 独法等その他         | 0      | 0          | 0         | 2      | 0            | 1            | 1             |
| 医療施設調査         | 51     | 51         | 0         | 7      | 0            | 7            | 0             |
| 地方公共団体         | 51     | 51         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学             | 0      | 0          | 0         | 6      | 0            | 6            | 0             |
| 独法等その他         | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 医療扶助実態調査       | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 大学             | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 院内感染対策サーベイランス  | 0      | 0          | 0         | 3      | 0            | 3            | 0             |
| 国              | 0      | 0          | 0         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 大学             | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 介護サービス施設・事業所調査 | 1      | 1          | 0         | 2      | 0            | 2            | 0             |

| 区分              | 33条第1号 |            |           | 33条第2号 |              |              |               |
|-----------------|--------|------------|-----------|--------|--------------|--------------|---------------|
|                 |        | 統計の<br>作成等 | 名簿の<br>作成 |        | 公的機関<br>(1号) | 調査研究<br>(2号) | 特別な事<br>由(3号) |
| 国               | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 介護給付費実態調査       | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 患者調査            | 4      | 4          | 0         | 5      | 0            | 5            | 0             |
| 地方公共団体          | 4      | 4          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 5      | 0            | 5            | 0             |
| 雇用動向調査          | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 独法等その他          | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 国民健康・栄養調査       | 28     | 28         | 0         | 4      | 0            | 4            | 0             |
| 国               | 2      | 2          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体          | 24     | 24         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 3      | 0            | 3            | 0             |
| 独法等その他          | 2      | 2          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 国民生活基礎調査        | 8      | 3          | 5         | 15     | 0            | 15           | 0             |
| 国               | 2      | 2          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体          | 6      | 1          | 5         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 11     | 0            | 11           | 0             |
| 独法等その他          | 0      | 0          | 0         | 3      | 0            | 3            | 0             |
| 社会医療診療行為別調査     | 0      | 0          | 0         | 3      | 0            | 3            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 3      | 0            | 3            | 0             |
| 社会福祉施設等調査       | 1      | 1          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 地方公共団体          | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 受療行動調査          | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 独法等その他          | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 就労条件総合調査        | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体          | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 人口動態調査          | 1,308  | 1,308      | 0         | 33     | 2            | 28           | 3             |
| 国               | 4      | 4          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体          | 1,298  | 1,298      | 0         | 2      | 1            | 1            | 0             |
| 大学              | 3      | 3          | 0         | 24     | 0            | 22           | 2             |
| 独法等その他          | 3      | 3          | 0         | 7      | 1            | 5            | 1             |
| 全国家庭動向調査        | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 賃金構造基本統計調査      | 36     | 36         | 0         | 3      | 0            | 3            | 0             |
| 国               | 3      | 3          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体          | 30     | 30         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 3      | 0            | 3            | 0             |
| 独法等その他          | 3      | 3          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 能力開発基本調査        | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 独法等その他          | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 病院報告            | 52     | 52         | 0         | 5      | 0            | 5            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 5      | 0            | 5            | 0             |
| 地方公共団体          | 52     | 52         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 福祉行政報告例         | 2      | 2          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 国               | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体          | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 平成12年介護サービス世帯調査 | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 毎月勤労統計調査        | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |

| 区分                 | 33条第1号 |            |           | 33条第2号 |              |              |               |
|--------------------|--------|------------|-----------|--------|--------------|--------------|---------------|
|                    |        | 統計の<br>作成等 | 名簿の<br>作成 |        | 公的機関<br>(1号) | 調査研究<br>(2号) | 特別な事<br>由(3号) |
| 国                  | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 毎月勤労統計調査(地方調査)     | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体             | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 労使関係総合調査(労働組合基礎調査) | 47     | 45         | 2         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体             | 47     | 45         | 2         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 労働安全衛生特別調査         | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 大学                 | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 農林水産省              | 7      | 7          | 0         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 作物統計調査             | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 独法等その他             | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 水産加工統計調査           | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体             | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 農業経営統計調査           | 1      | 1          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 国                  | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学                 | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 農産物地産地消等実態調査       | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 国                  | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 農林業センサス            | 3      | 3          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 地方公共団体             | 2      | 2          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学                 | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 独法等その他             | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 経済産業省              | 679    | 622        | 57        | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 海外事業活動基本調査         | 6      | 6          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 国                  | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学                 | 2      | 2          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 独法等その他             | 3      | 3          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 企業活動基本調査           | 18     | 18         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 国                  | 6      | 6          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学                 | 2      | 2          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 独法等その他             | 10     | 10         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 経済産業省生産動態統計調査      | 52     | 52         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 国                  | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体             | 51     | 51         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 工業統計調査             | 499    | 456        | 43        | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 国                  | 18     | 13         | 5         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体             | 466    | 435        | 31        | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 独法等その他             | 15     | 8          | 7         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 工場立地動向調査           | 48     | 48         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 国                  | 4      | 4          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体             | 44     | 44         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 砕石等動態統計調査          | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体             | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 商業統計調査             | 27     | 18         | 9         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 国                  | 5      | 3          | 2         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体             | 22     | 15         | 7         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 商業動態統計調査           | 12     | 12         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体             | 12     | 12         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 商品流通調査             | 3      | 1          | 2         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体             | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 独法等その他             | 2      | 0          | 2         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 中小企業実態基本調査         | 5      | 5          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |

| 区分              | 33条第1号 |        |       | 33条第2号 |          |          |           |
|-----------------|--------|--------|-------|--------|----------|----------|-----------|
|                 |        | 統計の作成等 | 名簿の作成 |        | 公的機関(1号) | 調査研究(2号) | 特別な事由(3号) |
| 国               | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体          | 3      | 3      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 独法等その他          | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 特定サービス産業実態調査    | 5      | 5      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体          | 5      | 5      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 特定サービス産業動態統計調査  | 3      | 0      | 3     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 国               | 3      | 0      | 3     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 国土交通省           | 55     | 55     | 0     | 1      | 1        | 0        | 0         |
| 建築着工統計調査        | 3      | 3      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 国               | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体          | 2      | 2      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 自動車輸送統計調査       | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 国               | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 住生活総合調査         | 17     | 17     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 国               | 2      | 2      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体          | 15     | 15     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 宿泊旅行統計調査        | 2      | 2      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 国               | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体          | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 全国都市交通特性調査      | 3      | 3      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学              | 3      | 3      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 造船造機統計調査        | 9      | 9      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 国               | 3      | 3      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体          | 6      | 6      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 東京都市圏パーソントリップ調査 | 17     | 17     | 0     | 1      | 1        | 0        | 0         |
| 地方公共団体          | 9      | 9      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学              | 8      | 8      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 独法等その他          | 0      | 0      | 0     | 1      | 1        | 0        | 0         |
| 訪日外国人消費動向調査     | 3      | 3      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学              | 3      | 3      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 総計              | 2,975  | 2,903  | 72    | 133    | 5        | 123      | 5         |
| 国               | 126    | 112    | 14    | 2      | 0        | 2        | 0         |
| 地方公共団体          | 2,758  | 2,712  | 46    | 8      | 1        | 3        | 4         |
| 大学              | 26     | 26     | 0     | 109    | 0        | 106      | 3         |
| 独法等その他          | 65     | 53     | 12    | 18     | 4        | 12       | 2         |

資料 21 オーダーメイド集計のサービス提供状況

| 府省名      |                    |                          | 平成 22 年度 |          | 平成 21 年度 |          |
|----------|--------------------|--------------------------|----------|----------|----------|----------|
|          |                    |                          | 統計調査数    | 年次単位の提供数 | 統計調査数    | 年次単位の提供数 |
| 内閣府      | 統計調査名              | 提供対象                     | 3        | 12       | 1        | 5        |
|          | 法人企業景気予測調査(財務省と共管) | 平成 16 年 4-6 月期以降         | 1        | 6        | 1        | 5        |
|          | 企業行動に関するアンケート調査    | 平成 18 年度～平成 20 年度        | 1        | 3        | 0        | 0        |
|          | 消費動向調査             | 平成 19 年度～平成 21 年度        | 1        | 3        | 0        | 0        |
| 総務省      |                    |                          | 8        | 36       | 1        | 3        |
|          | 国勢調査               | 平成 2 年、7 年、12 年、17 年     | 1        | 4        | 1        | 3        |
|          | 労働力調査(月次調査)        | 平成 元年 1 月～平成 20 年 12 月   | 1        | 20       | 0        | 0        |
|          | 家計消費状況調査(月次調査)     | 平成 19 年 1 月～平成 20 年 12 月 | 1        | 2        | 0        | 0        |
|          | 住宅・土地統計調査          | 平成 15 年、20 年             | 1        | 2        | 0        | 0        |
|          | 就業構造基本調査           | 平成 14 年、19 年             | 1        | 2        | 0        | 0        |
|          | 社会生活基本調査           | 平成 18 年                  | 1        | 1        | 0        | 0        |
|          | 家計調査(月次調査)         | 平成 17 年 1 月～平成 20 年 12 月 | 1        | 4        | 0        | 0        |
| 全国消費実態調査 | 平成 16 年            | 1                        | 1        | 0        | 0        |          |
| 財務省      |                    |                          | 2        | 33       | 1        | 5        |
|          | 法人企業景気予測調査(内閣府と共管) | 平成 16 年 4-6 月期以降         | 1        | 6        | 1        | 5        |
|          | 年次別法人企業統計調査        | 昭和 58 年度以降               | 1        | 27       | 0        | 0        |
| 文部科学省    |                    |                          | 1        | 2        | 1        | 1        |
|          | 学校基本調査             | 平成 20 年度、21 年度           | 1        | 2        | 1        | 1        |
| 厚生労働省    |                    |                          | 3        | 4        | 1        | 1        |
|          | 賃金構造基本統計調査         | 平成 18 年、19 年             | 1        | 2        | 1        | 1        |
|          | 人口動態調査(出生票、死亡票)    | 平成 19 年                  | 1        | 1        | 0        | 0        |
|          | 毎月勤労統計調査(特別調査)     | 平成 21 年                  | 1        | 1        | 0        | 0        |
| 農林水産省    |                    |                          | 3        | 5        | 2        | 3        |
|          | 農林業センサス            | 平成 17 年                  | 1        | 1        | 1        | 1        |
|          | 漁業センサス             | 平成 15 年、20 年             | 1        | 2        | 1        | 2        |
|          | 海面漁業生産統計調査         | 平成 19、20 年               | 1        | 2        | 0        | 0        |
| 国土交通省    |                    |                          | 1        | 1        | 0        | 0        |
|          | 建築着工統計調査(月次調査)     | 平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月  | 1        | 1        | 0        | 0        |
| 計        |                    |                          | 20       | 87       | 6        | 13       |
| 日本銀行     |                    |                          | 1        | 6        | 1        | 5        |
|          | 短観(全国企業短期経済観測調査)   | 平成 16 年 3 月調査以降の各調査期     | 1        | 6        | 1        | 5        |
| 計        |                    |                          | 21       | 93       | 7        | 18       |

資料 22 匿名データのサービス提供状況

| 府省名 |           |                 | 平成 22 年度 |          | 平成 21 年度 |          |
|-----|-----------|-----------------|----------|----------|----------|----------|
|     | 統計調査名     | 提供対象            | 統計調査数    | 年次単位の提供数 | 統計調査数    | 年次単位の提供数 |
|     |           |                 | 4        | 13       | 4        | 13       |
| 総務省 | 全国消費実態調査  | 平成元年、6年、11年、16年 | 1        | 3        | 1        | 3        |
|     | 社会生活基本調査  | 平成3年、8年、13年     | 1        | 3        | 1        | 3        |
|     | 就業構造基本調査  | 平成4年、9年、14年     | 1        | 3        | 1        | 3        |
|     | 住宅・土地統計調査 | 平成5年、10年、15年    | 1        | 4        | 1        | 4        |
| 計   |           |                 | 4        | 13       | 4        | 13       |

### 資料 23 統計委員会委員名簿

(平成 21 年 10 月から)

| 委員名   |        |                            |
|-------|--------|----------------------------|
| 委員長   | 樋口 美雄  | 慶應義塾大学商学部長                 |
| 委員長代理 | 深尾 京司  | 一橋大学経済研究所教授                |
| 委員    | 縣 公一郎  | 早稲田大学政治経済学術院教授             |
|       | 阿藤 誠   | 早稲田大学人間科学学術院特任教授           |
|       | 安部 由起子 | 北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授       |
|       | 井伊 雅子  | 一橋大学国際・公共政策大学院教授           |
|       | 宇賀 克也  | 東京大学大学院法学政治学研究科教授          |
|       | 佐々木 常夫 | (株)東レ経営研究所特別顧問             |
|       | 首藤 恵   | 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授        |
|       | 椿 広計   | 統計数理研究所教授                  |
|       | 津谷 典子  | 慶應義塾大学経済学部教授               |
|       | 廣松 毅   | 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授 |
|       | 山本 拓   | 日本大学経済学部教授                 |

注) 役職は平成 22 年度末時点

### 資料 24 統計委員会臨時委員名簿

| 部会名                              | 委員名 |
|----------------------------------|-----|
| 平成 23 年 3 月 31 日現在臨時委員は任命されていない。 |     |

資料 25 統計委員会専門委員名簿

| 部会名           | 委員名                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                               |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人口・社会統計部会     | 小暮 厚之<br>佐藤 香<br>嶋崎 尚子<br>中村 桂子<br>伏見 清秀                                                                                                                      | 慶應義塾大学総合政策学部教授<br>東京大学社会科学研究所准教授<br>早稲田大学文学学術院教授<br>東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科准教授<br>東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授                                                                                                           |
| 国民経済計算部会      | 井出 多加子<br>伊藤 恵子 <sup>注</sup><br>岩本 康志<br>宇南山 卓 <sup>注</sup><br>菅 幹雄 <sup>注</sup><br>菅野 雅明<br>高木 新太郎<br>中村 洋一<br>野村 浩二<br>藤井 眞理子<br>宮川 努 <sup>注</sup><br>山田 光男 | 成蹊大学経済学部教授<br>専修大学経済学部准教授<br>東京大学大学院経済学研究科教授<br>神戸大学大学院経済学研究科准教授<br>東京国際大学経済学部教授<br>J P モルガン証券(株)チーフエコノミスト<br>成蹊大学経済学部名誉教授<br>法政大学理工学部教授<br>慶應義塾大学産業研究所准教授<br>東京大学先端科学技術研究センター教授<br>学習院大学経済学部教授<br>中京大学経済学部教授 |
| 産業統計部会        | 伊藤 恵子 <sup>注</sup><br>近藤 正彦 <sup>注</sup><br>菅 幹雄 <sup>注</sup><br>田井 宏介<br>滝澤 美帆                                                                               | 専修大学経済学部准教授<br>菱重エステート(株)施設サービス部管理課長<br>東京国際大学経済学部教授<br>大和証券キャピタル・マーケット(株)金融証券研究所企業調査第二部シニアアナリスト<br>東洋大学経済学部専任講師                                                                                              |
| サービス統計・企業統計部会 | 宇南山 卓 <sup>注</sup><br>西郷 浩 <sup>注</sup><br>菅 幹雄 <sup>注</sup><br>野辺地 勉<br>近藤 正彦 <sup>注</sup><br>渡辺 努                                                           | 神戸大学大学院経済学研究科准教授<br>早稲田大学政治経済学術院教授<br>東京国際大学経済学部教授<br>太陽A S G有限責任監査法人代表社員<br>菱重エステート(株)施設サービス部管理課長<br>一橋大学経済研究所教授                                                                                             |
| 統計基準部会        | 宇南山 卓 <sup>注</sup><br>西郷 浩 <sup>注</sup>                                                                                                                       | 神戸大学大学院経済学研究科准教授<br>早稲田大学政治経済学術院教授                                                                                                                                                                            |
| 匿名データ部会       | 伊藤 伸介<br>黒田 祥子<br>橋本 英樹<br>安田 聖                                                                                                                               | 明海大学経済学部専任講師<br>東京大学社会科学研究所准教授<br>東京大学大学院医学系研究科教授<br>一橋大学経済研究所教授                                                                                                                                              |

注1) 複数の部会に所属しているため、重複している。

注2) 平成22年度中に開催された部会に属された委員を記載。

資料 26 統計委員会開催状況（第 33 回～第 43 回）

| 回数     | 開催年月日      | 審議事項                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 33 回 | 平 22.4.16  | ・部会の審議状況について                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 第 34 回 | 平 22.5.21  | ・諮問第 25 号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」<br>・諮問第 26 号「産業連関表の基幹統計としての指定について」<br>・統計委員会部会設置内規の変更について<br>・専門委員の発令等について<br>・公的統計の効率的な作成の推進について                                                                                                                          |
| 第 35 回 | 平 22.6.18  | ・統計法の施行状況について<br>・公的統計の効率的な作成の推進について<br>・諮問第 26 号の答申「産業連関表の基幹統計としての指定について」                                                                                                                                                                                    |
| 第 36 回 | 平 22.7.16  | ・専門委員の発令等について<br>・部会の審議状況について                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第 37 回 | 平 22.8.20  | ・諮問第 27 号「小売物価統計調査の変更について」                                                                                                                                                                                                                                    |
| 第 38 回 | 平 22.9.30  | ・平成 21 年度統計法施行状況に関する統計委員会意見について<br>・部会の審議状況について                                                                                                                                                                                                               |
| 第 39 回 | 平 22.10.22 | ・専門委員の発令等について<br>・諮問第 27 号の答申「小売物価統計調査の変更について」<br>・諮問第 28 号「社会生活基本調査の変更について」<br>・諮問第 29 号「経済構造統計の指定の変更、経済センサス・活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」                                                                                                   |
| 第 40 回 | 平 22.11.19 | ・専門委員の発令等について<br>・諮問第 30 号「生命表の基幹統計としての指定について」<br>・諮問第 31 号「鉱工業指数の基幹統計としての指定について」<br>・部会の審議状況について                                                                                                                                                             |
| 第 41 回 | 平 22.12.17 | ・専門委員の発令等について<br>・諮問第 29 号の答申「経済構造統計の指定の変更、経済センサス・活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」<br>・諮問第 31 号の答申「鉱工業指数の基幹統計としての指定について」<br>・諮問第 32 号「医療施設調査の変更について」<br>・諮問第 33 号「患者調査の変更及び患者調査の指定の変更について」<br>・諮問第 34 号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」<br>・部会の審議状況について |
| 第 42 回 | 平 23.1.26  | ・諮問第 28 号の答申「社会生活基本調査の変更について」<br>・諮問第 30 号の答申「生命表の基幹統計としての指定について」<br>・諮問第 35 号「季節調整法の適用に当たっての統計基準」の設定について<br>・部会の審議状況について<br>・委員及び専門委員の指名について                                                                                                                 |
| 第 43 回 | 平 23.2.24  | ・諮問第 35 号の答申「季節調整法の適用に当たっての統計基準」の設定について<br>・部会の審議状況について                                                                                                                                                                                                       |

## 資料 27 統計委員会が軽微な事項と認めるもの

### 「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成 21 年 3 月 9 日  
統計委員会決定

1 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとする。

- ① 他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更等に伴い当然必要とされる事項の変更
- ② 市町村の配置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更
- ③ ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的（定期的）変更
- ④ 特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更
- ⑤ 調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きいもの
- ⑥ 集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便に資する観点から行う変更
- ⑦ 災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期
- ⑧ 実質的な内容変更を伴わない調査要綱（申請事項）の表現ぶりや調査票様式の変更
- ⑨ 統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更

(2) 上記の例示によっては軽微な事項かどうか判断しがたい場合は、委員長及び関係する部会の長が、軽微な事項か否かを判断するものとする。

2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

#### 附 則

- 1 この決定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成19年10月5日付け統計委員会決定「「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」はこの決定の施行をもって廃止する。

資料 28 政府統計の総合窓口 (e-Stat) について

“e-Stat”とは、政府が作成、公表する統計 (Statistics) に関する幅広い分野の情報提供のワンストップサービスを実現するためのインターネット上の総合窓口 (ポータルサイト) です。

このサイトには、「統計データを探す」、「地図や図表で見る」、「調査項目を調べる」、「統計データ新着情報・公表予定」など、日常生活、学習、ビジネス、研究などに政府統計を活用する上で便利な様々な機能が備わっています。



The screenshot shows the e-Stat homepage with a navigation bar at the top containing links for '各府省庁からの取組から' (Initiatives from various ministries), 'ユーザー登録' (User registration), 'ログイン' (Login), 'アンケート' (Survey), and 'English'. Below this are several main service buttons: '統計データを探す' (Search for statistics data), '地図や図表で見る' (View by map and chart), '調査項目を調べる' (Check survey items), '統計データ新着情報' (New statistics data), and '統計サイトを検索・リンク集' (Search for statistics sites and link collection). A blue dog mascot is also visible.

**統計データを探す**

主要な統計から探す (統計分類表示)

|                                                 |                                                 |                                                 |                                                 |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| <b>人口・労働</b>                                    | <b>労働・賃金</b>                                    | <b>国計行政</b>                                     | <b>国計工業</b>                                     |
| 総人口・労働力<br>人口動態<br>労働力調査                        | 労働力調査<br>賃金調査<br>労働時間調査                         | 国計行政<br>国計行政調査<br>国計行政調査                        | 国計工業<br>国計工業調査<br>国計工業調査                        |
| <b>国計・統計・経済</b>                                 | <b>国計・統計・経済</b>                                 | <b>国計・統計・経済</b>                                 | <b>国計・統計・経済</b>                                 |
| 国計・統計・経済<br>国計・統計・経済<br>国計・統計・経済                | 国計・統計・経済<br>国計・統計・経済<br>国計・統計・経済                | 国計・統計・経済<br>国計・統計・経済<br>国計・統計・経済                | 国計・統計・経済<br>国計・統計・経済<br>国計・統計・経済                |
| <b>国計・文化・スポーツ・生活</b>                            | <b>国計・文化・スポーツ・生活</b>                            | <b>国計・文化・スポーツ・生活</b>                            | <b>国計・文化・スポーツ・生活</b>                            |
| 国計・文化・スポーツ・生活<br>国計・文化・スポーツ・生活<br>国計・文化・スポーツ・生活 | 国計・文化・スポーツ・生活<br>国計・文化・スポーツ・生活<br>国計・文化・スポーツ・生活 | 国計・文化・スポーツ・生活<br>国計・文化・スポーツ・生活<br>国計・文化・スポーツ・生活 | 国計・文化・スポーツ・生活<br>国計・文化・スポーツ・生活<br>国計・文化・スポーツ・生活 |

様々な方法で政府統計のデータを検索・閲覧・加工することができます。

**【その他】**

- 統計制度を知る
- 統計を学ぶ
- 統計サイト検索・リンク集
- 統計データ新着情報・公表予定
- 調査項目を調べる

総務省統計局のホームページ

<http://www.stat.go.jp/info/guide/public/01/04/annai.htm>

## 資料29 国連アジア太平洋統計研修所 1970年からの研修事業参加者数

2011年3月現在

| 国/地域                 | 合計    | 東京ベース事業 | 研修所外事業 | 遠隔学習事業 |
|----------------------|-------|---------|--------|--------|
| <b>合計(127)</b>       | 12453 | 3066    | 9064   | 323    |
| <b>ESCAP 域内国(58)</b> | 12177 | 2843    | 9041   | 293    |
| アフガニスタン              | 134   | 43      | 91     | 0      |
| アルメニア                | 47    | 13      | 34     | 0      |
| 米領サモア                | 9     | 0       | 9      | 0      |
| オーストラリア              | 21    | 2       | 19     | 0      |
| アゼルバイジャン             | 25    | 15      | 10     | 0      |
| バングラデシュ              | 444   | 151     | 253    | 40     |
| ブータン                 | 213   | 52      | 159    | 2      |
| ブルネイ                 | 197   | 14      | 183    | 0      |
| カンボジア                | 379   | 81      | 286    | 12     |
| 中華人民共和国              | 704   | 124     | 577    | 3      |
| クック諸島                | 85    | 26      | 59     | 0      |
| 大韓民国                 | 78    | 0       | 78     | 0      |
| ミクロネシア連邦             | 68    | 23      | 45     | 0      |
| フィジー                 | 219   | 63      | 156    | 0      |
| グルジア                 | 21    | 10      | 11     | 0      |
| グアム                  | 35    | 0       | 35     | 0      |
| 香港                   | 218   | 81      | 137    | 0      |
| インド                  | 348   | 151     | 169    | 28     |
| インドネシア               | 493   | 172     | 321    | 0      |
| イラン                  | 387   | 92      | 285    | 10     |
| 日本                   | 82    | 49      | 33     | 0      |
| カザフスタン               | 33    | 22      | 11     | 0      |
| キリバス                 | 138   | 22      | 116    | 0      |
| キルギス                 | 26    | 13      | 13     | 0      |
| ラオス                  | 400   | 62      | 291    | 47     |
| マカオ                  | 126   | 6       | 120    | 0      |
| マレーシア                | 522   | 119     | 403    | 0      |
| モルディブ                | 429   | 56      | 373    | 0      |
| マーシャル諸島              | 86    | 12      | 74     | 0      |
| モンゴル                 | 489   | 58      | 379    | 52     |
| ミャンマー                | 428   | 80      | 348    | 0      |
| ナウル                  | 6     | 4       | 2      | 0      |
| ネパール                 | 637   | 99      | 528    | 10     |
| ニューカレドニア             | 26    | 0       | 26     | 0      |
| ニュージーランド             | 11    | 0       | 11     | 0      |
| ニウエ                  | 43    | 7       | 36     | 0      |
| 北マリアナ諸島              | 2     | 0       | 2      | 0      |
| パキスタン                | 525   | 129     | 387    | 9      |
| パラオ                  | 35    | 4       | 31     | 0      |
| パプアニューギニア            | 280   | 63      | 217    | 0      |
| フィリピン                | 690   | 168     | 508    | 14     |
| 北朝鮮                  | 337   | 98      | 239    | 0      |
| ロシア                  | 8     | 1       | 7      | 0      |
| サモア                  | 133   | 55      | 78     | 0      |
| シンガポール               | 86    | 47      | 39     | 0      |
| ソロモン諸島               | 93    | 18      | 75     | 0      |
| スリランカ                | 731   | 155     | 560    | 16     |
| タジキスタン               | 69    | 23      | 46     | 0      |
| タイ                   | 735   | 162     | 542    | 31     |
| 東ティモール               | 16    | 6       | 10     | 0      |
| トンガ                  | 106   | 36      | 70     | 0      |
| 太平洋諸島信託統治領           | 39    | 6       | 33     | 0      |
| トルコ                  | 23    | 12      | 11     | 0      |
| トルクメニスタン             | 8     | 6       | 2      | 0      |
| ツバル                  | 44    | 10      | 34     | 0      |
| ウズベキスタン              | 27    | 20      | 5      | 2      |
| バヌアツ                 | 87    | 21      | 65     | 1      |
| ベトナム                 | 496   | 81      | 399    | 16     |
| <b>ESCAP 域外国(69)</b> | 276   | 223     | 23     | 30     |
| アルバニア                | 2     | 2       | 0      | 0      |
| アルジェリア               | 1     | 1       | 0      | 0      |

| 国/地域                | 合計 | 東京ベース事業 | 研修所外事業 | 遠隔学習事業 |
|---------------------|----|---------|--------|--------|
| アルゼンチン              | 1  | 1       | 0      | 0      |
| バルバドス               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| ベリーズ                | 2  | 2       | 0      | 0      |
| ベニン                 | 1  | 1       | 0      | 0      |
| ボリビア                | 4  | 4       | 0      | 0      |
| ブラジル                | 7  | 6       | 1      | 0      |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ        | 2  | 2       | 0      | 0      |
| ボツワナ                | 2  | 2       | 0      | 0      |
| ブルガリア               | 2  | 2       | 0      | 0      |
| カメルーン               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| コロンビア               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| コモロ                 | 1  | 1       | 0      | 0      |
| コートジボワール            | 1  | 1       | 0      | 0      |
| キューバ                | 3  | 3       | 0      | 0      |
| チェコ共和国              | 1  | 1       | 0      | 0      |
| ドミニカ国               | 2  | 2       | 0      | 0      |
| ドミニカ共和国             | 1  | 1       | 0      | 0      |
| エジプト                | 10 | 10      | 0      | 0      |
| エチオピア               | 5  | 5       | 0      | 0      |
| 赤道ギニア               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| フランス                | 6  | 0       | 6      | 0      |
| ドイツ                 | 1  | 0       | 1      | 0      |
| ガーナ                 | 18 | 9       | 0      | 9      |
| グアテマラ               | 5  | 5       | 0      | 0      |
| ホンジュラス              | 4  | 4       | 0      | 0      |
| イラク                 | 5  | 5       | 0      | 0      |
| ジャマイカ               | 4  | 4       | 0      | 0      |
| ケニア                 | 6  | 6       | 0      | 0      |
| コソボ                 | 3  | 3       | 0      | 0      |
| ラトビア                | 1  | 1       | 0      | 0      |
| レバノン                | 1  | 1       | 0      | 0      |
| レソト                 | 3  | 3       | 0      | 0      |
| ルクセンブルグ             | 2  | 0       | 2      | 0      |
| マダガスカル              | 1  | 1       | 0      | 0      |
| マラウイ                | 5  | 5       | 0      | 0      |
| モリタニア               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| モーリシャス              | 1  | 1       | 0      | 0      |
| モルドバ                | 3  | 3       | 0      | 0      |
| モザンビーク              | 8  | 2       | 0      | 6      |
| ニジェール               | 2  | 2       | 0      | 0      |
| ナイジェリア              | 18 | 18      | 0      | 0      |
| オマーン                | 10 | 10      | 0      | 0      |
| パレスチナ               | 14 | 14      | 0      | 0      |
| パナマ                 | 2  | 2       | 0      | 0      |
| パラグアイ               | 2  | 2       | 0      | 0      |
| ペルー                 | 6  | 6       | 0      | 0      |
| ルーマニア               | 3  | 3       | 0      | 0      |
| ルワンダ                | 5  | 5       | 0      | 0      |
| セントルシア              | 2  | 1       | 1      | 0      |
| サウジアラビア             | 2  | 2       | 0      | 0      |
| セネガル                | 1  | 1       | 0      | 0      |
| セルビア                | 1  | 1       | 0      | 0      |
| セーシェル               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| サントメ・プリンシペ          | 1  | 0       | 1      | 0      |
| スロバキア               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| セントビンセント及びグレナディーン諸島 | 3  | 3       | 0      | 0      |
| スワジランド              | 6  | 6       | 0      | 0      |
| スイス                 | 2  | 0       | 2      | 0      |
| シリア                 | 14 | 4       | 0      | 10     |
| タンザニア               | 28 | 23      | 0      | 5      |
| ウガンダ                | 1  | 1       | 0      | 0      |
| ウクライナ               | 2  | 2       | 0      | 0      |
| ウルグアイ               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| 米国                  | 9  | 0       | 9      | 0      |
| イエメン                | 1  | 1       | 0      | 0      |
| ザンビア                | 6  | 6       | 0      | 0      |
| ジンバブエ               | 2  | 2       | 0      | 0      |

## 資料30 「世界統計の日」に際して各国で行われた取組

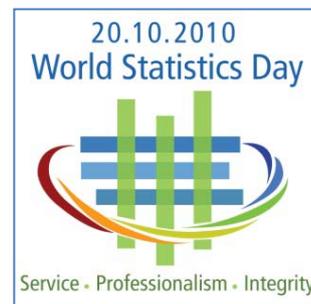
2010年6月、国連総会の採択により、2010年10月20日は「世界統計の日」とされた。

国勢調査を始めとする公的統計は国連等で定めた世界標準で作成されており、グローバル化時代においては、国際比較が可能な信頼できる公的統計データの必要性が増している。信頼できる統計データ作成には調査客体の協力が欠かせないことから、国際レベルで公的統計の意義への理解増進のため、国連が提唱する「2010年ラウンド世界人口・住宅センサス（国勢調査）計画」の実施期間にあたる2010年に世界共通の統計の日を設けることになった。

平成23年2月に開催された国連統計委員会における報告によると、世界130の国・地域及び国際機関が何らかの活動を行った。

### ●諸外国、国際機関による活動例

- ・自国の言語によるポスター、チラシ及びロゴ作成
- ・広報用ビデオ作成
- ・報道発表
- ・ラジオ及びテレビ放送
- ・シンポジウム、国際会議開催
- ・学校へ教材配布
- ・記念スタンプ発行
- ・展示会開催
- ・ウェブページ開設
- ・大臣や統計局長によるメッセージ等



国連公式ロゴ

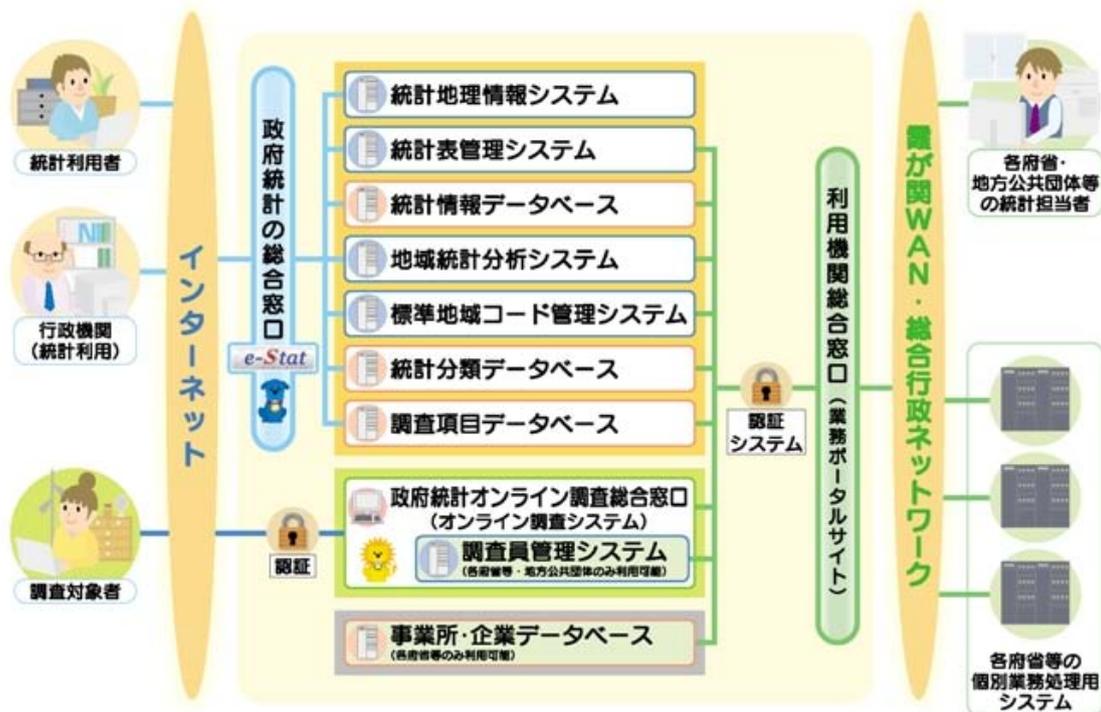
### ●日本における主要取組実績

- 政府広報誌等への記事掲載
- イベントにおけるパネル等展示
  - ・統計資料館
  - ・夏休み子ども霞が関見学デー
  - ・統計関連学会
  - ・統計データグラフフェア
- ホームページ等への掲載
  - ・ウェブページ開設
  - ・メールマガジン配信
  - ・庁舎外電光掲示板、庁舎内広報ビジョンへの映像掲載
- マスコミ
  - ・報道資料配布
  - ・ラジオ番組放送
  - ・新聞広告（福島県）

政府は、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成20年4月から、総務省を中心に全府省が参画して新たな「政府統計共同利用システム」をスタートさせました。

このシステムは、各府省等の統計データの公表や統計調査の企画立案、オンライン調査の実施などに役立つ様々な機能を備えており、インターネットを通じて各府省等の統計がつながり、国民にとって政府統計がより身近なものとして役立つことが期待されています。政府統計共同利用システムの主な機能としては、(1) 国民や企業など統計の利用者が、インターネット経由で統計の公表予定時期や公表結果を調べたり、地図や図表で統計を見たりすることができる「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」、(2) 各府省等のオンライン調査を行う「政府統計オンライン調査総合窓口」があります。このほかにも各府省等が事業所や企業を調査する場合に、調査対象者を抽出する際などに利用する「事業所・企業データベース (事業所母集団データベース)」があります。

### 政府統計共同利用システムの概要



※政府統計共同利用システムの運用管理は、独立行政法人統計センターが行っています。

総務省統計局のホームページ

<http://www.stat.go.jp/info/guide/public/01/04/annai.htm>

## 資料 32 事業所母集団データベースについて

### 統計法（抄）

（定義）

#### 第二条

8 この法律において「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合体であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

（事業所母集団データベースの整備）

第二十七条 総務大臣は、行政機関、地方公共団体及び第二十五条の規定による届出を行った独立行政法人等（以下「届出独立行政法人等」という。）による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

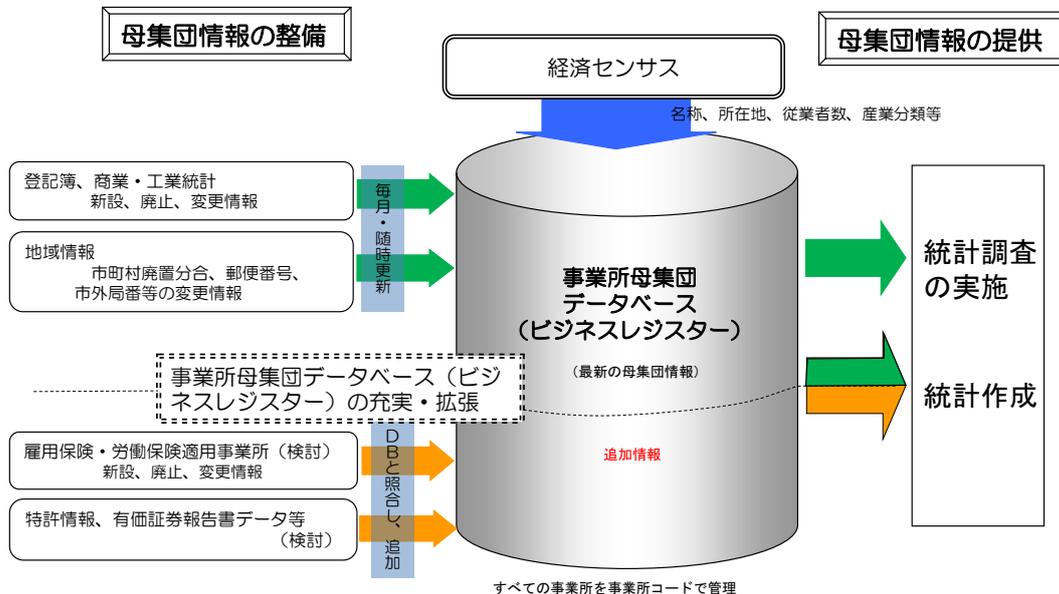
2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる。

- 一 その行う事業所に関する統計調査の対象の抽出
- 二 事業所に関する統計の作成

## 事業所母集団データベース

事業所母集団データベースの目的（統計法第27条）

- 各種統計調査のための「母集団情報を提供」
- 各種統計調査結果、行政記録情報を登録することにより「新たな統計を作成」



事業所母集団データベースには、約 600 万の事業所・企業のデータを格納